

東京基督教大学紀要

キリストと世界

Christ and the World

第 34 号

東京基督教大学

Tokyo Christian University

2024 年 3 月

March, 2024

キリストと世界

第34号 目次

【学術論文】

『基督教世界』における錦織久良—宗教文芸家から銃後の婦人へ … 岩田三枝子 1

非正規滞在外国人の入管問題とキリスト教福祉実践 I
—収容問題に焦点をあてて …………… 井上貴詞 23

スーパーグローバル大学の英語学士課程における日本語教育の現状
…………… 柳沢美和子 55

【研究ノート】

How did Ancient Israelites Perceive Time?:
A Theoretical Proposal from Language Study …………… 佐藤 潤 69

【書評】

山口希生著 『ユダヤ人も異邦人もなく—パウロ研究の新潮流』
新教出版社、2023年 …………… 須藤英幸 80

要約 …………… 86

2022年度 大学院神学研究科神学専攻博士前期課程 修士論文一覧 …………… 95

『キリストと世界』第35号 寄稿募集要項 …………… 96

編集後記 …………… 102

執筆者紹介 …………… 103

Christ and the World

Vol. 34 CONTENTS

[Research paper]

Nishigori in *Kirisutokyo Sekai* : From a Religious Writer to an Activist
on the Home Front Mieko Iwata 1

Immigration Issues Concerning Undocumented Foreigners and
Christian Social Work Practices I Takashi Inoue 23

Japanese Language Education in English-based Undergraduate
Programs at Top Global Universities Miwako Yanagisawa 55

[Research Note]

How Did Ancient Israelites Perceive Time? :
A Theoretical Proposal from Language Study Jun Sato 69

[Book Review]

Norio Yamaguchi 『ユダヤ人も異邦人もなく—パウロ研究の新潮流』
..... Hideyuki Sudo 80

Abstracts 86

Master's Theses in 2022 95

Call for Contributions to the 35th Issue of *Christ and the World*
..... 96

Editor's Note 102

『基督教世界』における錦織久良

— 宗教文芸家から銃後の婦人へ

岩田三枝子

序

錦織久良（1889-1949）は、キリスト者文芸家であり、女性運動家でもある。長岡女子師範学校時代に友人を介してキリスト教に出会い、その後伝道者を志して共立女子神学校で学んだ。錦織は、同校在学時代から『基督教世界』¹や日本基督教婦人矯風会（以下、矯風会）機関誌『婦人新報』に、短歌や廃娼論等の女性問題への提言を寄稿する。さらに40代に入った頃から、会員数300万人以上とされる全関西婦人連合会（以下、全関西）の政治・法律部の委員長となり、毎年の大会では10年以上にわたり司会を務め、また全関西機関誌『婦人』でも女性を取り巻く課題について提言や解説など30回以上の稿を寄せた。また組合教会連合婦人会常務理事も務めていた²。錦織がキリスト者文芸家として、また女性運動家として活動した1930年代は、軍国主義が濃くなる時期であった。

錦織に単独で焦点を当てた先行研究は管見の限り、前号における拙論「日本基督教婦人矯風会機関誌『婦人新報』にみる錦織久良の廃娼論」³がある他は、いくつかの研究で簡略な人物紹介があるのみである⁴。

1 『基督教世界』は、1883年、浮田和民、小崎弘道らによって発刊された『東京毎週新報』が起源であり、その後、『基督教新聞』と改題（1884年）、さらに『東京毎週新誌』と改題（1900年）を経て、組合教会の一つの機構である基督教世界社から『基督教世界』（1903年）として発行されるに至った。戦時下において、ナショナリズムの傾向を前面にした論考が目立った。茂義樹「1930年代のキリスト教ジャーナリズム—『基督教世界』の場合」（『キリスト教社会問題研究』25号、同志社大学人文科学研究所キリスト教社会問題研究会、1976年12月、47-82頁）参照。

2 『基督教世界』2876号、1939年、5月11日、8頁。

3 岩田三枝子「日本基督教婦人矯風会機関誌『婦人新報』にみる錦織久良の廃娼論」（『キリストと世界』33号、東京基督教大学、2023年、37-69頁）

4 例えば、鈴木裕子編『日本女性運動資料集成 索引』（不二出版、1998年、168-169頁）に半ページほどに渡って錦織の生涯概略、また竹中勝男『福音の社会的行者』（日本組合基督教教会事務所、昭和12年、170-171頁）に人物紹介が掲載されている他、賀川ハルの

一方で、戦争下におけるキリスト教界およびキリスト者たちの体制への迎合については、多くの諸研究によってすでに言及されている⁵。女性としてもキリスト者としても波乱の時代に、キリスト教界内だけではなく、キリスト教の枠組みを超えた一般の婦人運動で30年以上にわたって中心的な役割を果たしつつキリスト者として生きた一女性の活動の動機や女性問題への眼差し、またキリスト教信仰のあり方は、昭和初期から戦間期のキリスト教およびキリスト教女性運動を考察する上でも貴重な材料になりうると考える。

筆者は前号の拙論で、矯風会機関誌『婦人新報』における錦織の各論を検討し、錦織の活動の主に初期にあたる各論から、錦織のキリスト教信仰と女性運動の活動の原点を明らかにした⁶。本稿ではその続編として、錦織の執筆活動の主に中期にあたる『基督教世界』での各論を中心に錦織の信仰観と女性観の一端を検討しつつ、宗教文芸家としての錦織が、1930年代後半以降、戦時体制の中で次第に銃後の婦人としての自覚を持つに至る過程を明らかにしたい。

I. 執筆の背景

1) キリスト教との出会いから共立女子神学校へ

錦織は1889年、新潟県佐渡市に北見久良として生まれた⁷。錦織自身の回想によれば、長岡女子師範学校時代⁸に、長岡組合教会に通う友人の誘いで教会に足を運

友人であったことや、またハルが中心となって活動していた覚醒婦人協会(1921-1923年頃)でも活動をしていたことから、岩田三枝子『評伝賀川ハル—賀川豊彦とともに、人々とともに』(不二出版、2018年)や、永淵朋枝「藤村発行『処女地』に執筆した織田やす—覚醒婦人協会との関わり」(『神女大國文』(27)、神戸女子大学国文学会、2016年、38-57頁)の中で、わずかにその名が触れている。また、ハルとの関係から、三原容子編『賀川ハル史料集』第1巻-第3巻(緑蔭書房、2009年)及び岩田前掲書の中に、錦織からハル宛の私信2通(1927年5月26日、1928年5月16日)が所収されているのみである。

5 例えば、「教会と政治」フォーラム編『キリスト者から見る〈天皇の代替わり〉』(いのちのことば社、2019年)や松谷好明『キリスト者への問い—あなたは天皇をだれと言うか』(一麦出版社、2018年)等。

6 岩田、前掲論文、37-69頁

7 誕生日は12月18日で、本籍は佐渡郡河原田町大字河原田本町。(日本キリスト教団長岡教会『長岡教会百年史』日本キリスト教団長岡教会、1988年、122頁)

8 錦織が長岡女子師範学校に入学したのは、1906年に新潟県女子師範学校から長岡女子師範学校に改称した年の前後だっただろう。新潟県長岡女子師範学校『新潟県長岡女子師範

んだが、「大の仏教信者である父に由って（中略）育つた私であつたから、世の中で私が一番嫌ひなものは『耶蘇教と蛇』であつた」錦織は、「『此分で進んだらいやおうなしに洗礼受けさせられてしまふ』と逃げ出してしまふ」⁹い、その当時はキリスト教に入信することはなかったという。

錦織の自伝的小説とも考えられる小説「矯風小説 髑髏の告白」¹⁰や錦織による短歌などから総合的に推測すると¹¹、長岡女子師範学校を卒業後、佐渡に帰郷して教師をしていた頃に、父親が芸者を囲う生活をしていることに葛藤し、母親が亡くなる苦悩の中で22歳頃にキリスト教の救いを見出し、1911年5月21日に佐渡教会にて小野村林蔵より洗礼を受けた¹²。その後、1917年に錦織貞夫と結婚し天満教

学校一覧 大正7年5月』（大正7年、4頁）、及び新潟県長岡女子師範学校編『創立四十周年記念誌』（新潟県長岡女子師範学校校友会、昭和15年、59頁）参照。

- 9 錦織久良子「忘れ得ぬ人々」（『基督教世界』2859号、1939年1月12日、7頁）。長岡組合教会米山貞次郎牧師が「死んだのを幸としてとうへ教会を逃げ出してしまつた」との記載もある。米山が死去したのは1908年1月31日であるため、この前後に長岡教会に足を運んでいた時期があったと推測される。米山貞次郎（1869?-1908。長岡教会在任期間1898年6月27日-1908年1月31日享年38歳）（日本キリスト教団長岡教会『長岡教会百年史』日本キリスト教団長岡教会、1988年、110-111頁）。
- 10 『婦人新報』1916年11月から1918年1月の期間、共立女子神学校卒業を挟んで通算12回連載されている。
- 11 小説「髑髏の告白」の主人公・浦子と錦織久良との共通点等の詳細については、岩田前掲論文を参照。
- 12 1931年の『基督教世界』には「受洗廿年」と題した歌を発表している（『基督教世界』2471号、1931年6月11日、4頁）。「佐渡キリスト教会史年表」（『佐渡教会120年史』日本基督教団佐渡教会、2017年、11頁）によれば、小野村林蔵は1910年6月に東京神学社を卒業して佐渡教会に赴任、翌年の1911年4月に按手礼を受け、6月21日には和歌山教会に転任している。錦織の洗礼は、小野村が佐渡に赴任していたわずか1年間の期間のことであった。後年、錦織は小野村について次のような歌を残している。「神を主と 謝して我をば導ける 恩師小野村先生に謝す」「神なくば 我は世になし 天父に謝す 今日ある生を先生に謝す」（錦織くら子「受洗満二十年に際し恩師小野村先生に捧ぐ」『福音新報』1861号、1931年5月14日、10頁）。岩田前掲論文の注34「小野先生」は「小野村先生」の誤り。

会¹³に籍を移すまでは佐渡教会に籍があった¹⁴。

1914年、錦織は横浜の共立女子神学校に入学した¹⁵。ここでの同級生に、賀川豊彦の妻である賀川ハル（1888-1982）（以下、ハル）がいた。夫豊彦が単身米国留学の同期間、ハルもまた単身で共立女子神学校に在学していた。後にもみるように、同校卒業後も錦織とハルとの交流は続く¹⁶。

共立女子神学校での神学教育は、その後の錦織の人生にどのような意義や影響があったのだろうか。第一に、同校設立に関わる宣教師たちを派遣した米国婦人一致外国伝道協会（The Woman's Union Missionary Society of American for Hea-then Lands、略称 WUMS）が、女性だけの宣教団体として、監督教会、長老教会、会衆派、オランダ改革派教会、メソジスト派、バプテスト派といった多岐にわたる教派から宣教師たちを派遣していたことから、同校の超教派的雰囲気と、宣教への熱意の大きさが特徴として挙げられる。錦織もそのような雰囲気の中で、多様な教団教派の女性キリスト者たちとの出会いを経験しただろう。また女性が中心となって運営される学校の様子は、女性の活躍の可能性への希望を錦織に感じさせたのではないだろうか。

第二に、共立女子神学校のカリキュラム上の特徴として、祈りと宣教実践が重んじられ、かつ、教会だけではなく、刑務所、孤児院、慈善学校、慈善病院、少年院

13 錦織貞夫（1890-1970）。長崎市出身で、日本組合基督教会牧師。1916年同志社大学神学部を卒業。1921年5月から1925年3月頃までアメリカのオバリン大学に留学している。錦織貞夫の著書は、『宗教教育研究叢書』（日曜世界社、1926年）：『宗教童話集』（日曜世界社、1930年）、『基督教童話・説教集』（日曜世界社、1938年）、『聖書の常識：基督教聖典旧新約聖書概説』（堀書店、1947年）等。錦織貞夫は1917年1月19日の教会定期総会にて伝道師としての招聘が決定されているが、翌年1918年1月18日の教会定期総会で早くも辞任が承認されている。（天満教会百年史刊行委員会『日本基督教団天満教会100年史』日本基督教団天満教会、1971年、40-42頁）

14 日本キリスト教団長岡教会、前傾書、122頁。さらに1939年当時の記録では、錦織の教会籍は「南大阪教会」となっている（『基督教世界』2876号、1939年5月11日、8頁）。

15 共立女子神学校は1881年9月、偕成伝道女学校として設立され、1907年2月、共立女子神学校と改称した。共立女子神学校の歴史、及びプラットに関して、次の文献を参照。「横浜共立学園資料集」編集委員会『横浜共立学園資料集』横浜共立学園、2004年、704-755頁、及び「VI 永遠のひかり—共立女子神学校の歩み」（『横浜共立学園120年のあゆみ』編集委員会『横浜共立学園120年の歩み』横浜共立学園、1991年、243-266頁）。

16 例えば、賀川ハルへの私信や、ハルの日記（1923年10月29日、1928年3月8日、3月24日、5月19日、11月1日、11月7日等）からは、錦織との交流の様子が伺える。

といった、教会外の地域社会の領域にも活動を広げていた点がある。このような地域社会における活動は、その後の錦織のキリスト教の枠組みを超えた女性活動にもつながるものと考えられるだろう¹⁷。

第三に、共立女子神学校が矯風会の拠点の一つであった点である¹⁸。錦織にとって同校で矯風会に出会ったことが、卒業後の女性運動への直接的な取り組みへとつながったといえる。

以上のような、宣教と地域社会における実践的活動の情熱を持つ多様な教団・教派、また国籍・文化を越える女性キリスト者たちとの共立女子神学校での出会いは、その後の錦織にとって、キリスト者としての自覚を持ち続けることと、また女性運動への動機づけとなった可能性が高いだろう。

2) 『基督教世界』執筆時代

錦織は1917年に共立女子神学校を卒業した。『基督教世界』では、1917年8月までは「北見」姓だが、9月からは「錦織くら子」として短歌を発表している¹⁹。組合基督教会の天満教会で伝道師をしていた錦織貞夫と結婚したのはこの頃だろう。その後、錦織は二児の母となった。

夫が1921年から25年まで北米オベリン大学に単身留学中、錦織は石井十次が設立した大阪の愛染園内に長男²⁰とともに生活していたようだが²¹、この期間は、後の婦人運動への発展を予期させる期間ともなる。

17 岩田、前掲書、111-122頁

18 錦織と共立女子神学校での矯風会の出会いについての詳細は、岩田前掲論文を参照。

19 矯風会機関誌『婦人新報』の寄稿でも、1917年9月まで「北見」姓だが、10月以降は「錦織」姓となっている。

20 錦織くら子「生の歓喜」（『基督教世界』1820号、1918年8月29日、5頁）から、1918年に長男が誕生したと推測できる。

21 三原、前掲書第1巻、400頁。その他、共立女子神学校時代の同級生であったハルの1923年10月23日の日記には、「錦織姉が病気であるので大阪の愛染園に見舞に行く」ともある。「細民窟の四ヶ年(上)」（『基督教世界』2170号、1925年7月23日、6頁）、及び「細民窟の四ヶ年(下)」（『基督教世界』2071号、1925年7月30日、8頁）、また同年12月に「細民窟に光るクリスマスの星」（『基督教世界』2190号、1925年12月10日、6頁）として愛染園の滞在時の思い出と思われる随筆が寄稿されていることから、この4年間を愛染園で過ごしていたことが推測される。

第一に、賀川ハル、長谷川初音²²、織田やす²³が中心となって設立した労働者女性の権利擁護のための団体である覚醒婦人協会への入会である²⁴。覚醒婦人協会機関誌『覚醒婦人』には、錦織の入会の記録がある他、同協会の演説会では錦織も演説も行っている²⁵。さらに、同協会の大阪支部が錦織の住んでいた愛染園に置かれていたことから、錦織も精力的にこの協会の活動に取り組んでいたことがわかる²⁶。1923年の関東大震災を機に覚醒婦人協会の活動が休止になったが、1927年の錦織からハル宛の私信に、「覚醒婦人のことを思ふと、今でも涙が出るので成るべく思はない様、――とつとめております。しかし復活の機運にでもなつたらいつ何時なりとも第一番に傘下に走せ参じます」と記し²⁷、同協会の活動が終息したことを無念に思い、会の再開を願う気持ちが伺える。

第二に、この時期、錦織の40代以降の活動の中心となっていく全関西との関わ

-
- 22 長谷川初音(1890-1979)。1912年にキリスト教の洗礼を受けた。1920年9月から1941年まで神戸女学院にて国語、聖書を教え、神戸松蔭女学院でも教鞭をとっている。1935年には日本組合基督教教会初の女性牧師となり、芦屋浜教会、六甲キリスト教会などを設立した。また、灘神戸組合家庭会など、組合活動にも力を注いでいた。著作には、『いちじく(牧師の手記)』(芦屋浜教会、1959年)があり、また1954年版『讚美歌』426番「ほがらかに」や437番「子をおもう」の作詞もある。さらに、平塚らいてうらが立ち上げた新婦人協会の機関紙『女性同盟』にも、「男女共存のために婦人参政権を」(『女性同盟』6号、1921年3月、6-9頁)や、「独言」(『女性同盟』11号、1921年8月、55-56頁)として寄稿している。
 - 23 織田やす(1883-1947年)。1905年にキリスト教の洗礼を受けたのち、1911年から1917年まで神戸女学院で教鞭をとる。その後、渡米し、オバリン大学、大学院で聖書文学を専攻する。帰国後1920年から神戸女子神学校にて1928年まで旧約聖書を教える。河井道が1929年に恵泉女学園を開校した2年後の1931年、恵泉女学園国語科の教員を務めるが、その後カトリック教徒となり、1942年3月で恵泉女学園を離れた。恵泉女学園校歌の作詞者でもある。
 - 24 覚醒婦人協会は、1921年、ハル、長谷川初音、織田やすが中心発起人となり、ハルの神戸の自宅を拠点として、女工の労働環境の整備など、女性の権利獲得のために講演活動、機関誌出版、ストの指導などを行った。特にハルは機関誌の編集作業の中心を担っていたと思われる。活動半ばであったが、1923年の関東大震災を機に賀川一家が東京に転居した後は、活動の形跡はなく、機関誌の発行も確認できないことから自然消滅したと考えられる。詳細は、岩田前掲書参照。
 - 25 三原、前掲書第1巻、387頁等
 - 26 『覚醒婦人』1922年2月28日号には、「新入会員」として「大阪市南・下寺町四丁目 愛染園内」の住所で錦織の名が記されている(『覚醒婦人』1922年2月号、8頁)。
 - 27 錦織久良からハルに宛てられた1927年5月26日付け書簡(松沢資料館所蔵)。

りが始まっている。関東大震災の直後に開催された1923年10月の第五回全関西代表会に錦織は出席し、震災救援の必要性について発言している²⁸。

このように、『基督教世界』に投稿する頃の錦織は、共立女子神学校での学びに始まり、伝道師との結婚、出産、育児、夫の留学、さらには自らのリウマチの治療²⁹と目まぐるしい時期であったが、キリスト者としてまた女性運動家としての歩みが確立されていく時代でもあった。

Ⅱ．錦織の『基督教世界』における執筆

1) 錦織執筆全体の概観

錦織の公表されている執筆は、250件以上³⁰あり、主に、キリスト教文芸作品と女性問題への提言に分類できる。

キリスト教文芸作品には、『基督教世界』におけるキリスト教的宗教童話や教会学校教案、また『愛の人 石井十次』（日曜世界社、1935年）や『新島襄先生：少年少女のため』（日曜世界社、1936年）などの伝記といった、キリスト教を題材とした児童向けの執筆になる。数多く発表されている短歌もまた、このキリスト教文芸に分類して良いだろう。先の『基督教世界』に加えて、『福音新報』³¹『新人』（新人社）、『母と子』（日本児童協会）、『天界』（東亜天文学会）などにも歌人としての短歌やまた選者として掲載されている他、夫と二児の家族の生活を題材として詠んだ歌集『六畳の王宮』（日曜世界社、1929年）³²、短歌と随筆を集めた『魂のささやき：歌と随筆』（日曜世界社、1934年）、選者としての合同歌集『星かげ：合同歌集』（日曜世界社、1940年）も刊行している。また、『開拓者』（日本基督教青年会同盟）

28 鈴木裕子編『日本女性運動資料集成 4巻』不二出版、1994年、595頁。同じ代表会にて賀川豊彦が「愛の飢饉」と題した講演を行っている。

29 錦織からハルに宛てられた1927年5月26日付け書簡（松沢資料館所蔵）の中でのリウマチへの言及や、歌集には「リウマチスにて別府温泉療養の際」と但し書きをして数首が詠まれている。「病める身はくれなゐ丸の船房に 在りて運命のたはむれに泣く」「足きかぬ身の悲しさよみじめさよ 杖にすがりて湯の町に行く」。錦織くら子『六畳の王宮』日曜世界社、1929年、50頁

30 1回の投稿を1件、また著作は1件と数える。

31 植村正久が創刊した週刊新聞で、1931年から1942年まで発行された。日本基督教会の動向が掲載されている。

32 賀川豊彦がこの書の「序」を記し、錦織の歌集を推薦している。

などへの日々の生活を綴った寄稿、さらに『国際日曜学校級別教案』（日曜世界社）には、日曜学校の教案も寄稿している。全ての短歌や随筆が直接的にキリスト教の信仰に言及しているわけではないものの、錦織の信仰の視点が織り込まれている執筆も少なくない。

女性関連の執筆については、『基督教世界』にも6件あるものの、主な執筆先はむしろ女性団体の機関誌であり、矯風会機関誌『婦人新報』に公娼全廃を訴える執筆などが30件、また全関西機関誌『婦人』に家庭における妻と夫の平等を実現するための法案の解説など30件の寄稿がある³³。

2) 『基督教世界』における錦織の寄稿種別

『基督教世界』への錦織の執筆は現時点で161件確認でき、錦織の寄稿数全体の約3分の2程度を『基督教世界』が占めていることから、『基督教世界』が錦織の主な執筆先の一つであったことがわかる³⁴。

錦織の『基督教世界』への最初の寄稿は、共立女子神学校在学中の1916年10月に寄稿された「僧院の窓より」と表題のある短歌10首である。その後、1916年12月に「生の輝き」、1917年8月に「南海の夕」と題して、それぞれ短歌8首ずつがやはり同校在学時代の作品として掲載されている。

錦織の『基督教世界』への寄稿数と種別一覧は、本論末に掲載の通りである。寄稿は1918年から急速に増加し、多少の増減はあるものの、1932年以降は、年に1-2回程度に激減していることが見てとれる。このため錦織が『基督教世界』に最も精力的に寄稿した時期は1918年から1931年であることがわかる。1918年は錦織が共立女子神学校を卒業し、錦織貞夫と結婚した翌年であり、夫を通して組合教会や『基督教世界』との関係性が強まったのかもしれない。1926年3月に次男が生まれ³⁵、二児の育児に多忙であったことと想像するが、1927年と1928年の寄稿が突出して多い。これは、留学していた夫も1925年には帰国し、生活が落ち着いた時期だったのかもしれないし、それまでに書き溜めていたものがあつたのかもしれない。1931年までは比較的多くの寄稿があるが、その後は減少している。錦織

33 矯風会機関誌『婦人新報』における錦織の執筆については、岩田、前掲論文、37-69頁を参照。

34 歌の選者としての登場も1件として数える。

35 1927年5月の賀川ハル宛の私信には、「昨年三月に生れた次男が少し虚弱」とあることから、次男が誕生したのは夫が帰国後の1926年3月だろう。（三原、前掲書第2巻、113頁）

は少なくとも1930年の時点ではすでに全関西の政治・法律部委員会の委員長を務めており、1930年代以降は全関西に活動の拠点を移していったために『基督教世界』への寄稿が減少していったのだろう。

執筆の種別では、短歌が92件、キリスト教を題材とした創作物語が49件、その他の随筆や女性問題への提言が20件となっており、短歌の寄稿が圧倒的に多いが、創作物語や随筆、また女性問題への提言も決して少ない数ではなく、錦織にとって『基督教世界』は、歌人としての活動を中心としながらも、文芸家として幅広い分野にわたる活動の場であったことがわかる。以下、『基督教世界』に発表された執筆を中心に、錦織の信仰観及び女性観の一端を検討する。

3) 短歌と宗教文芸にみられる錦織の信仰観—1920年代

短歌：日常を詠む

主に1920年代半ばまでは、家族や知人、自然、社会情勢などを題材とした日常的な光景が短歌として多く寄稿され、錦織一家のこの頃の様子を伺い知ることができる短歌も多い。例えば、夫がアメリカのオベリン大学へ留学するために渡米した1921年には次のような短歌を発表している³⁶。

淋しさもは嬉しさも悲しさも、神に委ねて船を見送る³⁷
絶えて見ぬ幾とせ振りの世界地図、広げて君が船の後追ふ³⁸

また同年8月の「留守宅より」には、「良人を彼地に送つてから既に三ヶ月」と断りが付けられ、夫をアメリカに送り出した後の「留守宅」のことだと推測できる。さらに、「秋なれや我が魂遠く幾千里、ミシガン湖畔を今日もさまよふ」³⁹では離れた夫を思う妻としての気持ちが詠まれ、その4年後には「君が船うかべて海は紅白の波立て、今磯に近づく」⁴⁰と、夫の帰国を喜ぶ気持ちが詠まれている。他には、「三輪車買へとて彼児は泣き止まず、クリスマスにと指切りをする」⁴¹と我が子を題材

36 本論での引用に際して、旧字体は、新字体に変更した。

37 錦織くら子「船を送りて」（『基督教世界』1957号、1921年5月12日、6頁）

38 錦織くら子「魂のささやき」（『基督教世界』1960号、1921年6月2日、4頁）

39 錦織くら子「たましひの歌」（『基督教世界』1980号、1921年10月27日、4頁）

40 錦織くら子「船を迎へて」（『基督教世界』2150号、1925年3月5日、6頁）

41 錦織くら子「水晶の塔」（『基督教世界』2032号、1922年11月2日、5頁）

としたと思われる短歌もある。

家族以外の題材では、当時の社会状況も詠まれる。「文明と世は開花して感冒すらも、世界的とはおかしからずや」⁴²は、世界的にスペイン風邪が流行し、日本でも感染者数は2300万人以上ともされている1918年のスペイン風邪を題材とした一首である。「地の震へ、紅蓮の焰、水の責め、血は血を洗ふ狂乱の秋」⁴³では、1923年9月1日の関東大震災を詠んでいる。錦織自身は関西在住のために地震には直面していないものの、甚大な被害の報道を見聞きしてのことだろう。また、「イエス釈迦唯一の神もみほとけも赤き鞭もて叩かるゝ世ぞ」⁴⁴では、当時の宗教界を取り巻く状況が題材となっている。1930年代前半に活発化した反宗教運動の一環として、1931年に日本反宗教同盟が結成された。背景には、1927年の金融恐慌や1929年の世界恐慌による経済的打撃により、寺院の社会的・経済的優位性に対して日本社会の中での不満が広がっていたことがあった。さらに、「君が訃を聞きし瞬間この大地、二つに裂けし心地こそすれ」⁴⁵など、知人やまたその死を題材として詠まれた短歌も数首ある。

その他には、自然を題材とした短歌も多い。

神なしと君なほ言ふやこゝに来て見よ南海の夕ばえの空
聖手こゝに彼処に雲よ陽のいろよ詩篇十九を誦して讃ふる⁴⁶

「天は神の栄光を語り告げ大空は御手のわざを告げ知らせる」⁴⁷で始まる神の被造世界の壮大さを賛美する詩篇19篇になぞらえているように、自然を詠む短歌には、信仰の視点が反映されていることも多い。

以上の短歌からは、信仰者としての自覚を持ちつつ、家族や自然を愛し、社会を見つめようとする歌人としての錦織の眼差しを見ることができる。

42 錦織くら子「風魔の悪戯」（『基督教世界』1831号、1918年11月4日、6頁）

43 錦織くら子「狂乱の秋」（『基督教世界』2077号、1923年9月20日、7頁）

44 錦織くら子「反宗教同盟をうたふ」（『基督教世界』2486号、1931年9月24日、7頁）

45 錦織くら子「故木村夫人の霊に」（『基督教世界』2423号、1930年7月10日、7頁）。天満基督教会牧師木村清松の妻、木村亀井（1875年12月29日高知生まれ。14歳で洗礼を受ける。1902年清松と結婚。1930年6月27日没）。

46 北見くら子「南海の夕」（『基督教世界』1767号、1917年8月16日、8頁）

47 詩篇19:1（『聖書 新改訳2017』新日本聖書刊行会、2017年）

宗教文芸 — 信仰者としての生き方

1920年代後半は、「宗教文芸」として紹介されている短編物語が主な執筆となる。「創作」に分類される49件のほとんどがこの時期に寄稿されている。それらは全てキリスト教的内容を含んでおり、錦織自身の創作と思われる短編物語17件と、外国文学を要約して再話した32件⁴⁸の2種類に分類できる。

『基督教世界』で「児童説教」と題した短編物語の執筆が増加し始めるのは1926年以降であり、8歳頃となった長男やこの頃生まれた次男を思い浮かべつつの執筆作業であったのかもしれない。1926年には2件の「児童説教」、さらに翌年には19件の短編物語を寄稿している。なお、9月25日号以降は、主に外国の文学作品を短編に編集して再話したものを「宗教文芸」として掲載している。1928年には13件の「宗教文芸」に加えて、錦織による創作物語「救はるるまで」が9回にわたって連載され、これ以降には、短編物語の掲載はほとんどなく、1929年に1件、1930年に1件のみとなっている⁴⁹。

錦織自身の創作物は、全てがキリスト教信仰を明確に反映しており、「良い行い」を重視した内容となっている。例えば、「児童説教」の「光りを輝かせ」では、次のように語られる。(下線部筆者)

聖書に『汝等の光りを人の前に輝かせ』と、いふ言葉があります。西村忠一が、人の前に輝かしたエス様の光りによつて、神様を知らない人達が、天の父を崇める様になりました。私達日曜学校に来る子供達は、良い行ひをしてエス様の子供である証しをしなければなりません。⁵⁰

ここでは、「良い行い」が「エス様の子供である証し」に直接結び付けられている。また、「悪しき者に抵抗ふな(馬太五ノ廿九)(約翰伝三ノ三)」の創作では、「新しく生れ代はれば、人間はどんな悪人でも立派な人になれるのです』と、話されま

48 32件の再話のうち、1件のみ日本を舞台とした日本人による物語「宗教文芸 二二 佐藤實作 聖像に跪く処女」(『基督教世界』2301号、1928年2月16日、9頁)の再話となっており、他31件は全て外国の物語である。

49 宗教文芸には番号が付してあるが、時に番号が重複したり抜けている号もある。最後は(三十)の番号が付してあるが、発行日との兼ね合いからは、実際の寄稿件数は29件であると推測できる。

50 錦織くら子「光りを輝かせ」(『基督教世界』2200号、1926年2月25日、8頁)

した。それから虎吉等は、此話の様に日曜学校に来て新らしく生れ代つて立派な良い人になりました⁵¹として、「立派な良い人」になることが模範とされている。また「水晶の石垣」では次のように記す。

『神様の聖旨を聞いて行ふ所、其処はどこでも天国でありエデンの園なのです』（中略）今度こそは熱心に日曜学校に行つて光らせ様、怠けて真黒い石になつて悪魔の城の石垣になぞ決してならない様にし様と、一郎は堅く堅く決心いたしました 聖書に『悪魔に処を得さする勿れ』とあります。⁵²

ここでは、「怠けて真黒い石」にならないようにすることを目指すようにと導く。さらに、「花に現はれた三つの教訓」では、次のようにある。

いつでも、どこでも、誰れにでも神様のみさかえを現はさなければなりません、病人に花を送つて慰めるのも、気の毒な人に親切にするのも、貧しい人を賑してあげるのも、それは、いつでも、どこでも、誰れにでも、出来る事でありませす それが出来ないのは出来ないのでは無い、しないのです⁵³

ここでは「病人に花を送」るなどのいくつかの具体例を挙げ、やはり、他者への気遣いや親切などの良い行いが「みさかえを現は」す手段であるとされる。このように錦織の創作では、熱心に教会に通い、周囲の人々に親切にし、道徳的に良き人間になるように、という生活上の倫理的言動を促す言及が多い。

一方、錦織による外国文学の再話では、上記のような露骨な形での倫理的生活の推奨はなされてない。例えば「人は何に由て生きるかトルストキ」⁵⁴では、人によって生きる、という結論で締めくくられており、その他には、「歓喜」を持って生きる大切さ（「パレアナ ポーター」⁵⁵）、悔い改めの必要性（「スカーレットレター

51 錦織くら子「悪しき者に抵抗ふな（馬太五ノ卅九）（約翰伝三ノ三）」（『基督教世界』2212号、1926年5月20日、8頁）

52 錦織くら子「水晶の石垣」（『基督教世界』2251号、1927年2月24日、7-8頁）

53 錦織くら子「花に現はれた三つの教訓」（『基督教世界』2263号、1927年5月19日、4頁）

54 錦織くら子「人は何に由て生きるかトルストキ」（『基督教世界』2283号、1927年10月6日、9頁）

55 錦織くら子「二六 パレアナ ポーター」（『基督教世界』2304号、1928年3月8日、8頁）

ホーソン」⁵⁶等々、物語の骨子をかいつまんでの再話となっている。ただし、社会におけるキリスト者の役割や信仰の意義といった視点ではなく、むしろ個人的な生活面や、周辺の身近な人々への親切を促すといったような、私的領域内への信仰の適用にとどまっている点では、外国文学の再話と錦織自身の創作とは共通している。

以上のことから、錦織による宗教文芸は、キリスト者としてどのような生活をなすべきかの指針を示す明確な目的を持っているといえる。それらは、身近な周辺の人々への親切や配慮、日曜日には礼拝に出席すること、親の手伝いをよくすること、誠実に生きること、さらには愛や喜びを持って生きるように、といった個人的・私的な領域が関心の中心であり、そのさらに外に広がる社会全体における信仰の意義や役割といった視点はみられない。

4) 女性に関する提言にみられる錦織の女性観

『基督教世界』において女性に関する錦織の執筆は数自体は限定的ではあるものの、いくつかの提言をみることができる。1918年3月号「燈下独語」では、「婦人の地位」として、次のように主張する。

女子の人格が高まり、地位が進む事は甚だ望ましい事である、(中略) 我国に於ける現在婦人の地位は、只基督教界に於いてのみ、男子と平等に目せられてゐる事を断言するに憚らない⁵⁷

また、1920年にも男女平等への願いを詠む。

男いふ汝れは女ぞ低かれと 男兒高しと誰か定めけん⁵⁸

さらに1935年には「女性の純潔に対する社会への要望」で次のように記す。

今日の地位ある名望ある男子の蓄妾が当然とされて居り、結婚に際して女子の貞操のみ要求されて男子の無節操は何等問題でなく、甚だしきに至つてはお茶

56 錦織くら子「二四 スカーレットレター ホーソン」(『基督教世界』2302号、1928年2月23日、9頁)

57 錦織くら子「婦人の地位」(『基督教世界』1798号、1918年3月28日、9頁)

58 錦織くら子「空色の国」(『基督教世界』1920号、1920年8月19日、5頁)

屋遊び位出来ないやうな男は甲斐性なしとさへされる階級の存する事である(中略) 凡ての点に道德の低下を示しつつあるが、なかんづく純潔問題に至つては、両性道德標準の低下は実に驚くべきものがある。⁵⁹

1939年には、民法において子の親権が父親のみに制限されていることに対して、子に対する母親の親権の拡充の必要性を次のように述べている。

近代文明の発達したる今日、斯うした制限は撤廃すべきものとして民法改正運動にたづさはる婦人運動団体はやつきとなつたものであるが、今回の改正民法案には此制限が全廢はされないが、余程緩和される事となつて居る事は婦人の能力も今迄よりは認められて来たものといつて良からふと思ふ。⁶⁰

これらの『基督教世界』における錦織の女性に関する提言の特徴として、次の二点が挙げられるだろう。第一に、女性団体内だけではなく、男性をも執筆者層と読者層に含む『基督教世界』を舞台として、男女の両方に男女の立場の平等を訴えていることから、より広範囲な読者層を意識している点に意義がある。

第二の特徴は、家庭内における女性の立場に着目している点である。例えば財産権や子供の親権等における家庭内での男女の立場の平等や、妻の側の貞節だけではなく夫と妻の双方に貞節が求められるべきである、とする主張は、同時代に活動した新婦人協会が政治的分野において女性の権利獲得を目指した点や、また賀川ハルらが中心となった覚醒婦人協会が労働環境において女性の権利擁護を目指した点とは異なる。新婦人協会や覚醒婦人協会では家庭の外側にある社会での女性の権利のための活動であったことに対し、錦織の主張は家庭内における男女の立場の平等である。このような錦織の特徴は、次にみるような、家庭内における女性の役割を強調する銃後の婦人の主張に賛同していった要因として考えうるだろう。

5) 「銃後の婦人」の自覚—1930年代後半以降

1932年以降、錦織は執筆の中心の場を『基督教世界』から全関西機関誌『婦人』に移す。その後、1930年代半頃までの『基督教世界』誌上での発表件数は少ない。

59 錦織くら子「女性の純潔に対する社会への要望」(『基督教世界』2666号、1935年4月4日、4頁)

60 錦織久良子「母と子の法律」(『基督教世界』2876号、1939年5月11日、4頁)

1932年には「母と子」という三田谷の歌集の紹介⁶¹、1934年に「蘇へる母の言葉」⁶²、1935年に「女性の純潔に対する社会への要望」⁶³、1936年に「伝道の旅」⁶⁴として伊香保への旅を題材とした短歌の執筆のみである。

1937年になると、『基督教世界』での発表数は再び増加に転ずる。1937年は、これまで錦織が発表の主な場としていた『婦人』が事実上廃刊となり、『婦人朝日』になったことが要因だろう。『婦人朝日』で組まれる特集や連載では、『婦人』時代に見られたような婦人問題への提言などの内容はほぼなくなり、ファッションや家事情報が中心となる⁶⁵。『婦人』での発表の場を失った錦織が、『基督教世界』に発表の場を戻したともいえるだろう。

1930年代後半の錦織による『基督教世界』での発表には、それ以前とは明らかな変化がみられる。それが、天皇制、国体に関わる内容である。その傾向は、1920年代後半からもわずかにあった。例えば、1927年には大正天皇の逝去に際して次のような短歌を寄せている。

天地に光りは消えて諒闇の、春は涙にくれてかしこむ⁶⁶

また、1928年には昭和天皇即位を祝う。

御大典国を挙げての祝ぎごとに 喜びの秋かがやきの秋⁶⁷

1930年代後半には上記のような日本の体制への賛同の姿勢がより顕著に現れるようになる。1938年に記す「連合婦人会の北支伝道（新伝道地に送るオルガンの

61 錦織久良子「『母と子』を紹介す」（『基督教世界』2518号、1932年5月12日、7頁）

62 錦織久良「蘇へる母の言葉」（『基督教世界』2620号、1934年5月10日、8頁）

63 錦織久良子「女性の純潔に対する社会への要望」（『基督教世界』2666号、1935年4月4日、4頁）

64 錦織久良子「伝道の旅」（『基督教世界』2726号、1936年6月4日、2頁）

65 例えば、創刊号では、「女性と社会（社会時評）」の記事が1編あるものの、その他は「グラフィック 雪と少女」「今月のレコード」「全国女学校のお自慢コンクール」「シンプソン夫人好みのスタイル」などファッションや趣味の記事が目次に並んでいる。『婦人朝日』1937年3月号（日本近代文学館編『復刻 日本の雑誌』講談社、昭和57年5月）

66 錦織くら子「諒闇の新年」（『基督教世界』2244号、1927年1月1日、1頁）

67 錦織くら子「御大典を祝して」（『基督教世界』2339号、1928年11月8日、2頁）

由来)』⁶⁸は、亡き娘のオルガンを寄贈した女性について述べた随筆があるが、ここで錦織が触れている北支伝道とは、日本組合基督教会による満州への進出のことである。日本組合基督教会と中国の関わりに関しては松谷暉介の研究に詳しく、それによると、日本組合基督教会では古屋孫次郎が1919年12月に上海に渡り、中日組合教会を設立していた。満州では1918年には19教会、1934年には41教会、1937年には49教会が満州に進出していたという⁶⁹。錦織の上記の執筆活動は、まさに満州での日本組合基督教会の成長が勢いを増す最中である。1938年には、第二回三教代表協議会で「北支布教に関して努力して頂きたい」と宣撫と文化工作の協力要請があったという。宣撫工作とは、「特務機関所属の宣撫班が担い、軍隊が鎮圧した村や町に入り、情報蒐集と偵察をし、地域の治安維持、住民への親日教育、医療活動、通訳、宿舎の斡旋、施薬等を行うこと」⁷⁰とされるが、北支における日本組合基督教会の伝道は、明らかにこの日本国軍による中国での宣撫と文化工作の一部といえる。しかし、錦織の視点は日本軍の政策には向けられず、関心はもっぱら「伝道」にのみ向いている。それが、錦織ら日本にいるキリスト者たち、また女性たちの関心の限界だったのかもしれない。

国家総動員法が制定された1938年には、「戦時経済と家庭婦人の役割」と題した投稿で、錦織は次のように「愛国」について記す。

一日に一家庭より二枚宛の古新聞を節約すれば之が総計七万五千円となり、一台の軍用機が献納出来る訳である。(中略) 戦闘機を製造するには一台十万円より十五万円かゝるといふ事であるが、此酒代を以てすれば実に戦闘機一万五千台を日本人は呑んで居るわけである。(中略)『愛国とは、只単に白エプロンに襷がけで万歳——と旗振るのみが愛国者ではない』といふ事である。此の国家未曾有の非常時局下に於て、国策を妨害するやうな婦人は銃後の婦人としての無資格者である。(中略) 消費節約といひ生活刷新といふも国家総力戦を以て長期建設に邁進すべき具体的実行である。(中略) いやしくも必勝を

68 錦織久良子「連合婦人会の北支伝道(新伝道地に送るオルガンの由来)」(『基督教世界』2807号、1938年1月1日、6頁)

69 松谷暉介『日本の中国占領統治と宗教政策—日本キリスト者の協力と抵抗』明石書店、2020年、148-150頁

70 島蘭進他『近代日本宗教史第4巻 戦争の時代 昭和初期～敗戦』春秋社、2021年、111-112頁

期して長期建設に邁進する銃後の婦人として、茲に我らに課せられたる役割に就て百の議論よりも一つの実行、よくそれ経済戦の戦士として最後の戦迄戦ひ貫くべきでは無からうか。⁷¹

この文章には「軍用機が濫納」「愛国者」「国家未曾有の非常時局下に於て、国策を妨害するやうな婦人は銃後の婦人として無資格者」「国家総力戦」「必勝を期して長期建設に邁進する銃後の婦人」「経済戦の戦士として最後の戦迄戦ひ貫くべき」と体制に賛同する言葉が並び、錦織の銃後の婦人としての自覚が明確に示されている。

また、1939年「山陰伝道応援記」では、小学校の愛国婦人会、国防婦人会、倉吉町婦人会主催で錦織による講演「非常時における婦人の使命」が記されている⁷²。講演内容の詳細は記録されていないものの、タイトルからは、先の「戦時経済と家庭婦人の役割」と類似した内容であったのではないかと推測できる。

国体への賛同の姿勢を明確にする一方、錦織はキリスト者としての自覚から離れることはない。「山陰伝道応援記」では伝道会で決心者8人がいたことを誇りとし、また自身の講演記録として、『祈りは奇跡を生む』の信念に間違の無い事が立証されて、斯うした隠れた祈りがあつた事を知り、聖名をあげて感謝した事であつたと記す⁷³。国体への賛同の姿勢と信仰の両立への矛盾の戸惑いやためらいは、錦織の執筆からはみられない。

宗教団体法が施行された1940年には、「森田画伯の同情 夫人をして起たしむ」として、『基督教世界』における錦織の最後の執筆がある。その中では、「輝かしき皇紀二千六百年を迎へる準備にあはたしい、しかも旧臘押迫つたクリスマス」の記述や、「組合教会の婦人たちが零細な金を集めて北支伝道に、支那人医療に、婦人の立場より働きつゝある」、また「皇紀二千六百年を迎へ当会婦人は益々神国建設のため一層邁進せんことを誓つた」等々、ここでも、「皇紀二千六百年」「北支伝道」の言葉が並び、北支における宣教を「神国建設のため一層邁進」させるという確信が見られる⁷⁴。この執筆が、『基督教世界』における錦織の最後の稿となるが、

71 錦織久良子「戦時経済と家庭婦人の役割」（『基督教世界』2856号、1938年12月15日、5-6頁）

72 錦織久良子「山陰伝道応援記」（『基督教世界』2875号、1939年5月8日、8頁）

73 同上

74 錦織久良子「森田画伯の同情 夫人をして起たしむ」（『基督教世界』2917号、1940年2月

これ以降、1949年2月6日に錦織が亡くなるまで、錦織による執筆は『基督教世界』以外においても管見の限り見当たらない⁷⁵。

以上のように、『基督教世界』における錦織の戦時下の執筆には、キリスト者としての自覚を維持しつつ体制をそのまま受け入れる姿勢が見られるが、1920年代以降の日本組合基督教会発行の新聞『基督教世界』で天皇制への迎いが散見される点については、複数の研究が指摘している⁷⁶。例えば茂義樹は、『基督教世界』の傾向全体が「最初は批判的姿勢を持ってこの事件（満州事変：筆者注）に関わる。しかし戦乱が長びくについて国家に協力していく。（中略）教会内部に、戦争体制への積極的協力姿勢があった」⁷⁷とし、特に、1932年6月23日田中左右吉の論説「満州国承認問題」以降、『基督教世界』においての論調が戦争協力に一転していることを指摘している⁷⁸。さらに、1935年の今泉真幸の「犠牲的精神の礼讃」、「国家を愛し又万国に比類なき我が尊き皇室の御權威に服せんとする」と述べた山口金作の「国体明徴と至誠奉公」などを取り上げ、「ナショナリズムそのもの」であるとす⁷⁹。また、1937年の渡瀬常吉の「時局と基督教」は「時局へのより積極的な対応を説く」ものであるとし⁸⁰、1938年には、キリスト教が神道、仏教と並んで文部省宗務局から招かれ宗教協議会を開催したことが、「各宗の協力によって東亜の樂土を建設—木戸文相出席の下に三教代表協議会」の見出しで報道されており、同年9

29日、7頁)

75 1950年に出版された三木光爾編『神は近くに』（丁子屋書店、1950年）では錦織の「子供の宗教教育」が所収されているが、これは錦織が生前書き残したものであろう。題名としては「家庭に於ける子供の宗教教育」（『婦人』12-2、1935年12月、5-7頁）に近いが、内容は一部共通しているものの、基本的には異なる内容となっている。錦織が生前書き残していたものを収録したのかもしれない。

76 例えば、茂義樹「1930年代のキリスト教ジャーナリズム—『基督教世界』の場合」（『キリスト教社会問題研究』25号、同志社大学人文科学研究所キリスト教社会問題研究会、1976年12月、47-82頁）；寺崎暹「清水安三と中国—『基督教世界』を廻って」（『キリスト教社会問題研究』40号、同志社大学人文科学研究所キリスト教社会問題研究会、1992年3月、136-187頁）；工藤弘志「戦時下の『基督教世界』を読む—1936年から1941年までの、天皇制および戦争関連記事」（『キリスト教社会問題研究』42号、同志社大学人文科学研究所キリスト教社会問題研究会、1993年7月、25-55頁）

77 茂、前掲論文、51頁

78 茂、前掲論文、54-55頁

79 茂、前掲論文、64-65頁

80 茂、前掲論文、70頁

月23日には「今年の降誕祭について」として「クリスマスにも国民精神総動員の趣旨を『朗読』や『対話』に取入れるよう提案」されていること、さらに1939年以降は「国民精神総動員」が色濃くなり、「八紘一字の精神と基督教」といった内容の記事が増加していると指摘する⁸¹。そして、1940年には紙面が、「紀元二六〇〇年記念行事と、宗教団体の施行、教会合同と日本基督教団の成立が主たるニュース」となると説明する⁸²。茂は、『基督教世界』は「双手をあげて政府と軍部に従」い、その論調を支えたのは、日本組合基督教会の指導者たちであったと指摘する⁸³。

また工藤弘志も、主に1936年から1940年の『基督教世界』から90本の記事を検証し、1937年以降の『基督教世界』の記事は「天皇崇拜と天皇制礼讃が乱舞」し、この傾向が「休刊の一九四二（昭和十七）年の年頭まで間断なくつづく」と記す⁸⁴。

日本組合基督教会でのこのような論調の中、1937年からの宗教団体にに基づく政府からの要望によって、1941年6月24日にはプロテスタント33教派が富田満牧師を教団統理者として日本基督教団として合同し、11部に編成された。組合教会は第三部を構成したことで、解散となり、同年12月8日に真珠湾攻撃によって太平洋戦争が始まった。

上記にも指摘されているような、1932年以降の『基督教世界』に掲載された日本組合基督教会の指導者たちの見解、また特に1930年代後半における天皇制、国粹主義の高揚と、『基督教世界』における錦織の執筆の論調とはまさに一致している。『基督教世界』の記事を丹念に追った茂や工藤の研究では、日本組合基督教会は日本基督教団合同以前から天皇制への批判的態度がないとの評価を下しているが、その中にいた錦織の『基督教世界』誌上の執筆もまた、同時代の組合教会の姿勢とその後の戦時下の日本基督教団の体制の反映であるといえる。戦争期以降、錦織の執筆には、国家の体制への従順な姿勢、銃後の婦人としての明確な自覚、北支伝道への全面的肯定といった視点が明確になる。錦織自身が批判的視点を持たず、自身の属する教団、またキリスト教界全体の姿勢をそのまま受け入れていることがわかる。

錦織は、男性の作り上げた男性中心社会に反発し、20代半ばであった1910年代から戦争体制下になる1930年代後半に至るまで一貫して、家庭における男女の権

81 茂、前掲論文、72-73頁

82 茂、前掲論文、76頁

83 茂、前掲論文、77頁

84 工藤、前掲論文、27頁

利や立場の平等を提唱し続けていた。一方で、非常時の時局において、男性が中心となって指導する教会の体制、また国家の体制の中では、従順な信徒また従順な国民として体制に従った。ここには、男性中心社会に反発しながらも、結果的には男性が中心となって作り上げた教会の体制また社会の体制に従順であるという矛盾があるようにみえる。しかしそれは、果たして矛盾だろうか。短歌や宗教文芸からみられる錦織の信仰観は、私生活領域における倫理的側面への言及に留まっていた。さらに女性の権利の主張においても、家庭内での男女の平等に関心が置かれていた。これが戦時体制の中では、私的領域としての家庭における「銃後の婦人」の強調へと矛盾なくすり替わっていった理由ではなかっただろうか。

錦織が残した戦後の執筆は現時点では見当たらない。「銃後の女性」としての確信を訴えた錦織が、戦後自らの発言をどのように振り返ったのかを検討するためにも、錦織による執筆の発見が望まれる。

結

本稿では『基督教世界』における錦織の執筆 161 件を中心に、錦織の信仰観と女性観の一端を検討しながら、宗教文芸家としての錦織が、次第に体制に合わせた銃後の婦人としての自覚を持つに至る過程を明らかにした。

大正期から昭和初期の比較的穏やかな社会状況であり、日本でキリスト教が拡大し、女性の人権に関する関心が高まった時期には、錦織は家族とのやりとりなどの身近な日常を短歌として詠んだり、創作や外国文学の再話を通して一キリスト者としての私的領域における倫理的な生き方を推奨したり、また家庭内での男女の平等を主張した。

しかし 1930 年代後半以降、日本全体が戦時下に置かれ、錦織の属する日本組合基督教会も体制への迎合の姿勢が見られる中、錦織自身もまた銃後の婦人としての明確な自覚を持ちつつ国体への従順と教会への従順という二重の従順の姿勢を貫いていたことが明らかになった。錦織の中で、自然の創造主である神への賛美と、中国における日本の占領に伴う北支キリスト教伝道への熱心と、さらには軍国主義国家の中での良き国民としての徹底した銃後の婦人の自覚は、全てが矛盾することなく共存していた。これは、婦人運動の活動家として男性中心社会への批判的視点を持つ一方で、結果的にはその男性が中心になって作り上げた体制への従順という矛盾を孕むようにもみえる。しかし実際には、これらは全て家庭内における一個人と

しての生き方、という点では矛盾していない。錦織にとっての信仰観や女性観が、社会における意義が十分に吟味されることなく、自己と家庭周辺のみで完結していたためだと評価できるだろう。

錦織は1932年以降、全関西での政治・法律部長となり、全関西の毎年の大会では10年以上にわたって司会者を務めるなど、同団体の中心的役割を担う。『基督教世界』にも限定的ながらも寄稿される女性問題への言及は、全関西婦人連合会機関誌『婦人』では、より明確な形で示される。キリスト者だけではなく、むしろ非キリスト者を主な読者層とした『婦人』での錦織の執筆を中心として、1930年代の女性活動家としての、またキリスト者としての錦織の評価を次の研究課題としたい。

付記：錦織久良による『基督教世界』寄稿種別数⁸⁵

年	種別	寄稿数	寄稿数合計
1916	短歌	2	2
1917	短歌	5	5
1918	短歌	9	11
	婦人問題への提言	2	
1919	短歌	9	9
1920	短歌	5	5
1921	短歌	9	9
1922	短歌	6	7
	書籍紹介	1	
1923	短歌	6	8
	創作	1	
	女性問題への提言	1	
1924	短歌	6	7
	随筆	1	
1925	短歌	7	12
	創作	2	
	随筆	3	
1926	創作	2	3
	随筆	1	

85 歌については、数首が収録されている場合でも、1回の寄稿で1件と数える。歌の選者の場合も1件として数える。

『基督教世界』における錦織久良

1927	短歌 創作	4 19	23
1928	短歌 創作	2 22	24
1929	短歌 創作	4 1	5
1930	短歌 創作	7 1	8
1931	短歌	9	9
1932	短歌 歌集紹介	1 1	2
1933		0	0
1934	随筆	1	1
1935	女性問題への提言	1	1
1936	短歌	1	1
1937	随筆	2	2
1938	随筆 女性問題への提言	1 1	2
1939	随筆 女性問題への提言	2 1	3
1940	創作 随筆	1 1	2
	合計		161

非正規滞在外国人の入管問題とキリスト教福祉実践 I

—収容問題に焦点をあてて

井上貴詞

はじめに

2023年6月9日、「出入国管理及び難民認定法（以下、入管難民法と略す¹）の政府案が参議院本会議で可決、成立した。この新入管難民法（以下、2023年入管難民法）は、難民申請を3回以上した者には強制的に国外退去させるという2021年に廃案になった内容が復活したもので、全国的な反対運動もある中で法の成立が強行された²。

筆者は、2020年から茨城県牛久にある東日本入国管理センター（以下、牛久入管と略す）での面会活動を続けてきた。多くの被収容者や仮放免の方々と関わるようになり、「入管という無法地帯」³のおぞましい実態を知る事になった。日本社会は、少子高齢化によって労働力が不足し、介護をはじめ多くの分野で外国からの人材受け入れが避けられない。その一方で、先進国でも突出した難民認定率の低さにより難民認定されず、帰国できない事情を抱えている外国人を排除しようとする。そして、国外退去命令に従わない外国人を無期限で収容し、例外的に仮放免を許可しても基本的人権を剝奪する⁴。そして、正規の滞在資格でないという理由だけで、

1 尚、本論ではこの法に基づく出入国管理行政を「入管行政」と略して述べる。

2 政府はロシアの侵攻によって国外に避難したウクライナ人は難民でないという解釈で、彼らを保護する法律がないとして補完的保護措置を盛り込んだ法改正が必要だと世論に喚起した。

3 平野雄吾『ルポ入管—絶望の外国人収容施設』ちくま新書、2020年、289頁

4 仮放免者は就労禁止、社会保障からの除外、住民票なし、移動の制限といういわば社会から遮断され、不可視化され、過酷な生活を強いられ、死に至る例もある。

こうした人々を「不法滞在者」⁵とまるで犯罪者扱いし、実際に懲罰的な対応⁶をしている。一般の日本社会の認識レベルは低く、ネット上では外国人排除の訴えやヘイトスピーチも横行している。キリスト教界も一部を除いては、不可視化されている問題に気づかない。キリスト教福祉⁷実践の在り方も根本的に問い直される。

日本政府は共生社会の看板を掲げながら、なぜ外国人に排除の論理を貫こうとするのか。人権や社会正義の実現を倫理綱領に掲げるソーシャルワーカーの職能団体はなぜこの問題にこれまで沈黙的態度を取ってきたのか。寄留者への正義とあわれみを示す聖書の教えがありながら、教会はこの問題にこれまでなぜ関心が低かったのか、またどう向き合うべきなのか。本論では、収容問題に焦点をあて、ミクロの視点での事例を例示しつつも、主にマクロ的な視点でこの問題の所在を捉え、これらの疑問を明らかにすることを目的とする。

1. 入管体制の歴史と基本的なしくみ

(1) 入管体制の歴史

戦前、外国人の出入国管理を担当したのは内務省・警察であり、地方長官⁸が外

- 5 日本では不法滞在者（労働者）という言葉が使用されるが、『すべての移民労働者の人権を確保するための措置（第2433回国連総会決議1975年12月9日）』では、「不法（illegal）」ではなく、「未登録あるいは非正規の移住労働者（non-documented or irregular migrant workers）」という用語を使用するよう決議がなされた。国連の「移民労働者とその家族の権利保護委員会」も同じ見解であり（「非正規な状態にある移住労働者およびその家族構成員の権利」2013年8月28日、平野裕二訳、2頁）、ILOでも「非正規移民」という用語が使用され（「グローバル経済における移住労働者の公正な扱いに関する決議」2004年ILO総会採択）、EU諸国もネガティブなニュアンスのある「不法移民」は使っていない（人種主義と不寛容に反対する欧州委員会発行「非正規移民を差別から保障する一般政策勧告第16号」欧州評議会、2016年、ストラスブール）。こうした世界的潮流を受け、「特定非営利活動法人移住者と連帯する全国ネットワーク」は、不当な扱いや差別を助長する呼称に警鐘を鳴らしている。<https://migrants.jp/news/others/230601.html>（2023年8月14日アクセス）。
- 6 日常の暴言、暴力。懲罰的隔離、2週間で仮放免から再収容をするなど拷問といえる処遇。
- 7 本論の「キリスト教福祉」とは、国の定めた社会福祉制度の枠内に縛られず、フォーマル・インフォーマル含めたキリスト教による福祉実践を指す。「教会」という言葉を使う場合も制度的教会のみでなく、キリスト教による幅広い福祉実践団体を含めた広義の有機的教会を含める。
- 8 現在の知事に相当するが、選挙でなく内務官僚から派遣された役人。

国人の上陸を禁止する権限を有していた。1910年の日韓併合以降、朝鮮半島出身者を取り締まったのは、警視庁の特別高等警察（特高）であった⁹。すなわち、その目的は治安維持であり、特にアジア系外国人に対しては、管理・取り締まり・追放の政策を実施した¹⁰。そして、これら特高警察関係者が戦後の入管組織へと移動していった。入管施設の業務概況書には、入管の歴史があたかも1951年から始まったかのように記載されているが、「あらゆる面において戦前と戦後との連続性がみられる」¹¹のである。第二次世界大戦末期、国内で工場や軍人・軍属として強制的に働かされた朝鮮人は200万人、台湾からは23万人がいた。彼らは、大日本帝国の日本人として教育され、アジア各地に出兵し、シベリア抑留まで体験した者や日本人として戦死した者もいた¹²。

戦後、日本政府はサンフランシスコ平和条約が発効される1952年4月28日直前の4月19日に「朝鮮人及び台湾人は、内地に在住する者も含めてすべて日本国籍を喪失する」¹³と通達ひとつで正式に国籍を剥奪した。実際上は1947年5月2日、日本国憲法公布の前日に大日本帝国憲法下最後の天皇勅令として外国人登録令が發布され、旧植民地出身者の台湾人や朝鮮人を「この勅令の適用については当分の間外国人としてみなす」¹⁴とされていた。日本の敗戦後も、台湾や朝鮮半島は混乱が続き、1950年に朝鮮戦争が始まった。当然ながら旧植民地から日本に亡命して来る人々もいたが、外国人登録令は、内地の旧植民地出身者を追い出すだけでなく、上陸させないようにも力を発揮した。

1950年、大村収容所¹⁵が開設されたが、医師の山村淳平は当時の書籍や雑誌の資料から、入管職員による暴言・暴行や自殺者、ハンガーストライキ、秘密主義、長

9 平野、前掲書、266頁

10 山村淳平『入管解体新書』現代人文社、2023年、179頁

11 山村、同上、182頁

12 日本人として命をかけ犠牲を払いながらも、彼らには戦後軍人恩給などの補償は出なかった。

13 法務府民事甲第四三八号「平和条約に伴う朝鮮人、台湾人等に関する国籍及び戸籍事務の処理について（通達）」1952年4月19日、法務府民事局長村上朝一

14 大日本帝国憲法天皇陛下勅令「第二百七号」1947年5月2日 勅令11条

15 これに先立ち、GHQは「日本への不法入国の抑制に関する覚書」を發し、1949年まで日本が旧植民地出身者の入国を「不法」として処罰・送還する根拠となった。この時使用された長崎県佐世保の針尾収容所が大村収容所（現大村入国管理センター）の前身である。

期収容、拘禁性の精神疾患の発症があった事を指摘し、「大村収容所は当時の在日コリアンをふるえあがらせ、恐怖の代名詞となっていた」¹⁶と叙述する。朝鮮特需で戦後復興に沸く日本国民にはほとんど知られず、関心もない中で入管の闇の世界が誕生していたのであるといえよう。

2019年6月に発生した大村入管でのナイジェリア人の餓死事件に端を発して、国は有識者で構成する収容・送還専門部会を設けた。退去命令に抗する者には罰則規定を設け、送還停止措置に一定の例外を設けるべきという現行法の骨格がここで定められた。日本の入国難民法の無期限長期収容政策は、国連の人権理事会から人権規約違反と度々は正勧告を受けてきたが¹⁷、専門部会は人権水準の向上でなく、排除の論理の徹底に舵を切ったのである。

(2) 入管難民法における難民認定の基本的なしくみと現状の課題

入管難民法は、その第1条において、「本邦に入国し、又は本邦から出国するすべての人の出入国の公正な管理を図るとともに、難民の認定手続を整備することを目的とする。」と規定している。出入国の公正な管理とは、法務省の資料で以下のように目的が説明されている。

外国人の円滑な受入れと好ましくない外国人の確実な排除をバランスよく適正に実現させることを意味するものであり、この目的を達成するために、入管法は在留資格制度を整備し、高度な専門技術を有する外国人等を円滑に受け入れることとする一方で、退去強制手続を整備し、我が国で犯罪を犯す外国人等に対しては厳正に対処する。¹⁸

入管難民法の目的説明から、いきなり「好ましくない外国人」と「犯罪を犯す外国人」というワードが埋め込まれているところに、入管難民法にある国家の意図と恣意性、歪みが露呈している。

16 山村、前掲書、180頁

17 そもそも日本は国際人権規約を批准しているが(1979年)、個人が国際人権(自由権)規約委員会に救済の申立をなし得る制度を定めた第一選択議定書(個人通報制度)を未だ批准していない。

18 出入国在留管理庁、2022年版「出入国在留管理」日本語版資料編、142頁

入管難民法で定められた難民認定の手続きは以下の図1¹⁹のようになる。

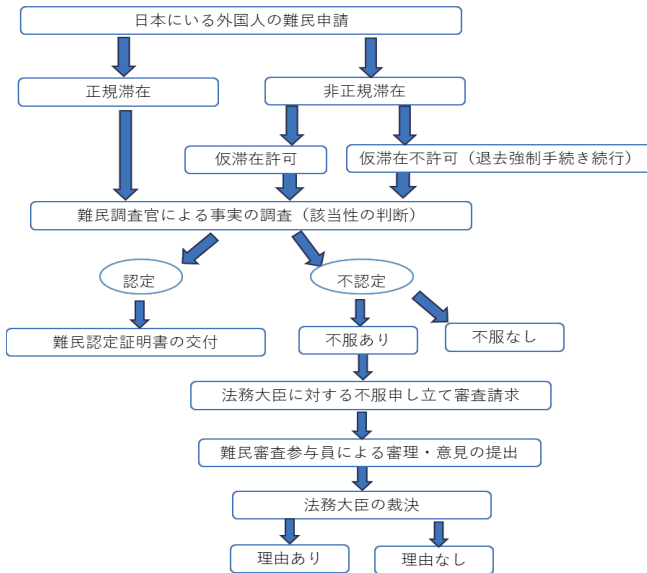


図1 難民認定の手続き

難民認定に関する問題は、新入管難民法政府案における国会の審議過程で立法事実の根拠が崩壊した。難民審査参与員を務めている柳瀬房子氏は、2021年に衆議院法務委員会で「入管として見落としている難民を探して認定したいと思っているのに、ほとんど見つけることができません」と発言した²⁰。政府は、これを難民申請3回目以降の強制送還制度の立法事実としていた。しかし、2023年5月25日の参議院法務委員会で柳瀬氏が2021年に1378件（勤務日数34日）、2022年に1231件（勤務日数32日）の審査件数を担当していることが判明し、計算上1件あたり6分で審査しているということが明らかになった。さらに、2021年に2000

19 法務省「難民認定に関する手続き」フローチャートに加筆修正

20 令和3年4月21日第204回国会法務委員会第16号柳瀬参考人発言
https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kaigiroku.nsf/html/kaigiroku/000420420210421016.htm（2023年8月21日アクセス）

人の対面審査をしたと衆議院法務委員会で述べており、これも1件あたり数時間を要する対面審査からは、全く考えられない数字となっている。元難民審査参与員の阿部浩己氏は、柳瀬氏の発言に対して信憑性がないと反論し、難民審査参与員として「難民認定が必要だという意見はすべて法相によって採用されませんでした」²¹と述べている。

過去10年間の難民認定者数を表1と図2に示す²²。

表1 難民認定申請者数の推移

年	難民申請者数	認定者数	割合 (%)	人道的配慮による在留許可
2012	2545	18	0.7	112
2013	3260	6	0.2	151
2014	5000	11	0.2	110
2015	7586	27	0.4	79
2016	10901	28	0.3	97
2017	19629	20	0.1	45
2018	10493	42	0.4	40
2019	10375	44	0.4	37
2020	3936	47	1.1	44
2021	2413	74	3	580
2022	3772	202	5.4	1760

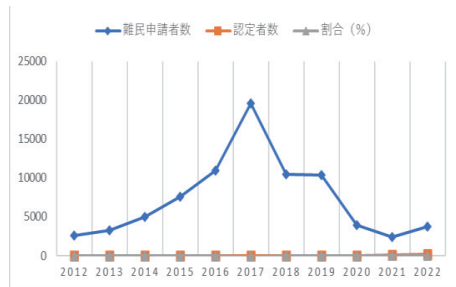


図2 難民認定者数の推移

2019年から10年を遡れば、難民認定率は、平均ほぼ0.4%だった。2020年以降は、流入する外国人がコロナ禍の制限で少なくなり、分母数が減ったことにより1%以上になっている。2022年は、その単年で難民申請者に対する難民認定の割合であるが²³、実際は2022年度難民不認定となった人は1万人を超えている²⁴。

21 東京新聞 2023年5月23日社会面「難民ほとんどいない」に阿部浩己（明治学院大学教授国際平和研究所所長）が反論 入管難民法改正案審議で参考人質疑

22 全国難民弁護士連絡会議「難民認定数等の推移」並びに出入国在留管理庁の統計より作成。

23 2022年が5.4%であるのは、首都カブールの日本大使館で勤務していたアフガニスタン人職員らがタリバン復権によって日本に退避し、難民認定者の7割を占めているからである。

24 難民認定の一次審査と不服申し立ての期間を合わせての処理期間は平均4年弱と長い

(3) 入管行政の権限と裁量の問題

1980年代後半からバブル景気の労働力不足とプラザ合意²⁵以降の円高の要因が絡み、産業界が安価な労働力を求めた結果、生産や建築の現場等で外国人労働者が増加した。当時の外国人労働者は、ほとんどが合法的な就労資格を持っていなかったが²⁶、1993年のピーク時には30万人にもなった。観光ビザで入国した者も国は黙認していた²⁷。彼らは、過酷な建設現場や日雇い労働に参入していた。1990年から91年には、原宿の代々木公園は、日曜日ごとに何千人というイラン人でにぎわっていた。

しかし、入国管理行政と警察はこの集まりを露骨に嫌悪し、1988年に政府は専門的能力を有する外国人を可能な限り受け入れ、単純労働者は十分慎重に対応するという方針を閣議決定した²⁸。1990年に施行された入管難民法は、ペルーやブラジル人などの日系人の受け入れ拡大や研修の名もとの外国人労働の受け入れ緩和というサイドドアを開いた。一方で、在留資格の許可が出ない者は、懲役や罰金に処する事を決め、不法就労をさせた使用人に対しても懲役もしくは罰金刑（不法就労助長罪）、すなわち、追い出しのバックドアを新設した²⁹。

1993年創設の技能実習制度は、国際貢献という仮面を持ちつつ、内実は「長時間労働、低賃金、残業代の不払い、安全や衛生に関する基準を下回る職場環境、暴力やパワハラ、セクハラ」³⁰の劣悪な労働環境の中で、外国人労働環境は人間を「モ

歳月がかかる。

25 1985年、G5による為替レートの安定化策であったが、米国のドル高を是正して貿易赤字を削減する狙いもあり、日本において急激な円高による低金利政策で不動産の過剰流動性が起き、バブルを引き起こした。

26 宮島喬・鈴木江理子『外国人労働者受け入れを問う』岩波ブックレット、2019年、9頁

27 望月雄大『ふたつの日本—「移民国家」の建前と現実』講談社現代新書、2019年、144-145頁

28 国立社会保障・人口問題研究所【1988年6月17日】閣議決定「第6次雇用対策基本計画」
chrome-extension://efaidnbmnnnibpcajpcgiclfindmkaj/https://www.ipss.go.jp/publication/j/shiryu/no.13/data/shiryu/roudou/520.pdf 12頁 2023年11月1日アクセス

29 1989年12月5日制定「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律」第十九条、第七十三条、https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_housei.nsf/html/houritsu/11619891215079.htm 衆議院ホームページ、第116回国会 制定法律の一覧、法律第七十九号、2023年11月1日アクセス

30 望月、前掲書、116頁

ノ扱いが横行する現場」³¹となったのである。家畜のように扱われた外国人技能実習生は耐えかねて失踪する。ブローカーの介在で多くの借金を抱えているため帰るに帰れず、非正規滞在労働者となっていく。現代の奴隷制度と揶揄される悪法と構造は長らく放置されてきた³²。

国は、不法＝犯罪者なのだから、国外退去命令が出るのであり、送還忌避者は収容もやむを得ないとする。一方で、日本の入管政策に懐疑的な研究者や支援団体は、「交通違反と同様の行政処分」³³に対して度の過ぎた処置だとする³⁴。実情はどのようなだろうか。

先の1990年入管難民法以来、法には不法在留、不法残留等に対する罰則があり、3年以下の懲役若しくは禁錮若しくは300万円以下の罰金、又はこれらを併科されるとある（現行法七十条）。そうであれば、悪法であっても不法ということになる。法に違反し、罰金で済むようなものでないのであれば、起訴され、法廷の場で裁かれるべきであろう。事実、1990年以降の国の不法滞在者摘発と取り締まり政策の中では、起訴される者も多かった³⁵。

ところが、この排除政策が功を奏するとオーバーステイで起訴される外国人は、ほぼいなくなった。起訴すれば必ず裁判を経るので外国人個々の事情が露わになる。起訴しないのは、そうした「可視化」を避けたい意図があったと推測される。起訴せずとも、退去強制に向けて判定調査ができ、認定に誤りなしと判定されれば、退去強制令書が発布され、送還まで無期限に収容できる強大な権限を入管行政が持っている。それは、難民条約で非正規入国・滞在を理由として刑罰を科してはならないとしている点（難民条約第31条）を計算に入れば、国際的には体裁が良くなるということも意味する。しかし、実態は「本来起訴されるべき対象なのだから不

31 鳥井一平『国家と移民—外国人労働者と日本の未来』集英社、2020年、66頁

32 そうした事実を元に2020年に日本・ベトナムで共同制作された映画『海辺の彼女たち』は、その悲惨さをドキュメンタリータッチで描いている。政府も、次々と明るみに出る人権侵害の実態を無視しきれずに2022年11月に「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」を設置し、制度そのものの根本的な是正の議論が行われている。

33 平野、前掲書、65頁

34 たとえば、NPO法人移住者と連帯する全国ネットワーク（以後「移住連」と略す）作成のチラシ『入管難民法改悪反対 Q & A』のQ3

35 移住者と連帯する全国ネットワーク主催「新移民時代型支援ネットワーク構築事業」連続セミナー、2023年8月24日講師の児玉晃一弁護士証言

法者だ」として認知し、行政処分であっても「犯罪者」扱いする。ここに一種のレトリックがある。

在留資格を失う人の多くは、犯罪のためではない。日本人と離婚したためであったり、勤め先が倒産して次の仕事が見つからなかったり、難民申請をしていたが認定されず特定活動の在留資格が更新されなかったり、などである。国際人権規約に抵触する扱いをする場合は、起訴せずとも本来は裁判を通すべきだ。海外にも収容政策はあるが、裁判が必須で³⁶、刑事施設さながらの日本の入管とは雲泥の差がある³⁷。

実は、退去強制令書が出ると97%の人は帰国する³⁸。国が送還忌避者と呼ぶ3000人超の外国人のほとんどが背に腹は代えられぬ事情を抱え、在留資格を求めている人々である。2023年8月現在牛久入管でも第2のウイシュマさんになりかねない憔悴しきった長期収容者が複数収容されている³⁹。

国は、長期収容の原因を外国人の難民申請の濫用に帰する。難民条約では、人種、宗教、国籍若しくは特定の社会的集団の構成員であることまたは政治的意見のためにその生命または自由が脅威にさらされるおそれのある領域の国境へ追放しまたは送還してはならないとしている（難民条約第33条、ノン・ルフールマン原則）。2023年入管難民法は、これを無効化した。さらに抵抗すれば刑事罰を与え、刑務所→入管施設→刑務所という再現のない闇のループを作った⁴⁰。

36 入管問題調査会編『入管収容所施設—スウェーデン、オーストリア、連合王国、そして日本』現代人文社、2001年、46頁

37 同上、52頁；平野、前掲書、252-254頁。英国の入管施設では、収容者が自由にインターネットにアクセスでき、携帯電話も所持可で、ジムや音楽スタジオ、ギターやドラム、英会話教室もある。もちろん、無期限収容はない。訪れた弁護士らは、「収容者の尊厳」が全く日本と異なると口をそろえる。

38 弁護士の指宿は、2018年より過去5年間のデータから送還達成率は98.9%であり、ほぼ達成されており、送還忌避者は例外的存在としている。指宿昭一監修『なぜ入管で人が死ぬのか』入管の民族差別・人権侵害と闘う全国市民連合事務局発行資料、2022年、8頁

39 その内の一人は11年9カ月という長期収容生活で、この方は大村入管で7年収容され受洗もしているが、牧師や支援者から引き離され、だれも知り合いがない牛久に移された。

40 これは今回の新入管難民法が制定される前でも起きている。筆者が面会していたある被収容者は、入管職員からモノ扱いされ、暴言暴行と長期収容で精神的に追い詰められ、自分の汚物を施設内で撒き散らした。過去の前例からすればこうした場合は精神科病院に送られるケースが多い。だが彼の場合は「器物損壊罪」で起訴されて裁判で10カ

「外国人は煮て食おうと焼いて食おうと自由」⁴¹という信じられない発言が法務官僚の著書に残されている。驚愕なまでの外国人蔑視観と人権侵害発言である。国は、自由権規約への批准（1979年）、難民条約への参加（1981年）など外向きの体裁は整えながら、国内では未だにマクリーン裁判の最高裁判決「外国人に対する憲法の基本的人権の保障は、（中略）外国人在留制度のわく内で与えられているにすぎない」⁴²を踏襲し、普遍的な人権思想や司法すらも超越した無法地帯を築いている⁴³。

日本は、難民条約を批准した他の先進国と比べて極端に難民認定率が低い（カナダ 55.38%、イギリス 56.56%、米国 18.06%、フランス 15.65%）⁴⁴、同じ状態の人が国によって違反者になったりならなくなったりする⁴⁵。日本の難民認定率が低いのは、難民の定義を厳格に狭く解釈しているからであり、先述したように難民認定のプロセスそのものが恣意的でいい加減なものとなっているからである。

望月は、国家の「移民」⁴⁶に対する力学に①経済、②民族、③人権の3つがあり、

月の実刑となって刑務所に送られた。出所後今度は別の入管に再収容された。裁判で彼は自分のした事を記憶していなかったことを証言しているので「一過性の急性ストレス反応」であることが推測できるが、裁判では一切そうした事は考慮されなかった。

41 池上努『法的地位 200 の質問』京文社、1965年、167頁

42 1978年最高裁判決、昭和50（行ツ）120事件名「在留期間更新不許可処分取消」、最高裁判所判例集添付の本文、https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail2?id=53255、2023年11月23日アクセス

43 これについては、送還が違憲として国家賠償を認容した東京高裁2021年9月22日判決を引き合いに出して、従来のマクリーン裁判の判決が拡大解釈され過ぎたとの批判がある（オンラインシンポジウム「難民申請者を強制送還したことを違憲とした東京高裁令和3年9月22日判決とマクリーン事件最高裁判決の関係をどう考えるか」2022年3月1日主催：東京弁護士会）。

44 https://www.worldvision.jp/children/crisis_27.html#d0e9d87eb78fa54e47cd213ca7606442（2023年8月7日参照）国際協力 NGO ワールドビジョン・ジャパンが2021年のUNHCR（国連難民高等弁務官事務所）の公開データをもとに作成した認定率比較。認定率ではイギリス、カナダが5割を超えて突出し、ほかの国々は15%前後であるが、認定数ではドイツが最多（38,915人）である。

45 たとえば、クルド人難民は他の国で多く認定されているが、日本国内で2000人以上滞在するクルド人の難民認定は2022年に初めて1件のみ認定された。朝日新聞2022年8月9日「トルコ国籍のクルド人、初めての難民認定」日本で不認定になったクルド人が海外では認定されたりする。

46 日本は「移民国家政策を取らない」がスタンスであるが、国連機関であるIOM（国際移住機関）の定義では、法定地位、移動の自発性や非自発性、移動の理由、滞在期間

最も強力に日本で働いている力学は経済だと指摘する⁴⁷。教育や住居、社会保障など本来共生するためには、そうしたコストをかけなければ人権は守れない。しかし、日本がそうしたコストを避けるために「単身で健康でいつでも帰れる労働者」だけを求めるのは、外国人を「安価な商品」としか見ていない傲慢である。

2. 被収容者の実態と政策的課題

(1) 名古屋出入国在留管理局（名古屋入管）被収容者死亡事件

入管収容施設での実態が一般社会で大きな注目を集めたのは、2021年3月7日名古屋入管施設で亡くなられたスリランカ人ウィシュマ・サンダマリさんの事件である。ウィシュマさんは、スリランカ人の交際していた男性からDV（ドメスティックバイオレンス）被害を受けたとして交番に助けを求めたが、在留資格を喪失していたために名古屋入管に引き渡された（2020年8月20日）。翌年仮放免申請をするが許可されず、体調が悪化し歩行もできなくなっていった。食べられず嘔吐を繰り返していた2021年2月5日に、外部病院を受診し、「内服できなければ点滴、入院」とカルテに記載されていたが、入管の判断で何の対応もされなかった。2月15日尿検査の値は、飢餓状態を示す「ケトン体3+」であったが、なぜか内科の検査は実施されず、「ストレス症状」と疑われ、外部の精神科を受診させられ、クエチアピン（抗精神病薬）とニトラゼパム（睡眠剤）が処方された。死の3日前の事であった⁴⁸。

法務省の最終報告書は、再発防止策として医療体制の強化やマニュアルの整備、研修の強化を謳っているが、そもそも異常を訴えても詐病と決めつけ取り合わなかった組織の体質と外国人排除を至上命題とした国の指針を根本的に変えなければ改善に至らない。

に関わらず、本来の居住地を離れて国境を超えるあらゆる人を「移民」としている。入管政策に批判的な活動家、論者は言うまでもなく、政府寄りの見解を持つ識者も「すでに日本は移民大国」と論じている事に注目したい。たとえば、浅川晃広『知っておきたい入管法』平凡社新書、2019年、131-152頁

47 望月、前掲書、31-32頁

48 和田浩明『彼女はなぜ、この国で一入管に奪われたいのちと尊厳』大月書店、2022年、27-30頁、この抗精神病薬は、ウィシュマさんの意識レベルの低下を招いた。精神科受診そのものが誤受診だった。

(2) 入管収容所の実態

① 収容所内での死亡、自殺未遂

被収容者の入管内での死亡者は、表2のとおり1997年以降でも22名いる。2014年の牛久入管カメルーン人男性死亡事件は、裁判の中で断末魔の叫びが公開され、YouTubeにもアップされている⁴⁹。牛久入管での2017年のベトナム人男性は1週間前から不調を訴えていたのに放置され病死した。先のカメルーン男性の死亡の教訓は生かされず、再発予防になっていないことがわかる⁵⁰。国の管理する施設で死亡者が毎年のようにいる事自体が異常だが、自殺未遂者も明らかになっているだけで年間40人以上にもものぼる⁵¹。

表2 被収容者の入管内での死亡者一覧

1997.8.9	イラン人	東京入国管理局第二小舎	職員による暴行死
2001.10.30	ベトナム人	西日本入国管理センター（大阪府茨木市）	自殺
2006.12	ナイジェリア人	東京入国管理局（東京都品川区）	病死
2007.2	ガーナ人	同上	病死
2008.1.1	インド人	西日本入国管理センター（茨木市）	自殺
2009.3.21	中国人	東京入国管理局	自殺
2010.2.9	ブラジル	東日本入国管理センター（茨城県牛久市）	自殺
2010.3.22	ガーナ人	東京入国管理局成田支局	強制送還中の制圧による窒息死の疑い
2010.4.9	韓国人	東京入国管理局	自殺
2010.4	フィリピン人	東京入国管理局	病死
2013.10.14	ミャンマー（ロヒンギャ）人	東京入国管理局	医療放置による病死
2014.3.29	イラン人	東日本入国管理センター（牛久市）	誤嚥性窒息死（医療放置）
2014.3.30	カメルーン人	同上	医療放置による病死
2014.11.22	スリランカ人	東京入国管理局（品川区）	医療放置による病死
2017.3.25	ベトナム人	東日本入国管理センター（牛久市）	医療放置による病死
2018.4.13	インド人	東京入国管理局（品川区）	自殺

49 <https://www.youtube.com/watch?v=92ffS3Q5Ny0> 2023年8月1日アクセス

50 2018年福岡入管での医療放置による病死となった男性はクリスチャンであり、国からの迫害から逃れてきたのであるが難民と認定されず収容されていた。朝日新聞 2021年6月9日

51 山村、前掲書、57頁、しかし、実際は氷山の一角の数字であろう。

2018.11.6 中国人 福岡入国管理局 医療放置による病死／インド人 東日本入国管理センター 自殺

2019.6.24 ナイジェリア人 大村入国管理センター 飢餓死

2021.3.7 スリランカ人 名古屋入国管理局 医療放置による病死（餓死）

2022.11.18 イタリア人 東京入国管理局 自殺

SYI：収容者友人同士同ブログ、鈴木江理子・児玉晃一『入管問題とは何か』2022年9月、明石書店から筆者作成

②消極的かつ不適切な処遇

山村は、収容所の中でもっとも多い病気は、精神疾患であり、収容されない人の6.2倍にもなるという⁵²。いきなり言葉も文化も異なる出身国どうしでの共同生活、社会や家族からの遮断、長期収容は大きなストレスとなる。筆者も仮放免申請を何度出しても却下され、その理由は告げられずに気持ちが切れて抵抗するようになった被収容者と複数接触している。そうした時に、入管職員による恐怖の「制圧という暴力」で身体を押し倒され、首やあごを絞められ、手錠で拘束される場合がある（写真1）。そこまで心身が追い込まれた被害者なのに、病人ではなく「抵抗者」「反逆者」として扱われるのである。その上、その制圧とその後の懲罰で精神病を発症し、今も苦しむ人が多数いる⁵³。

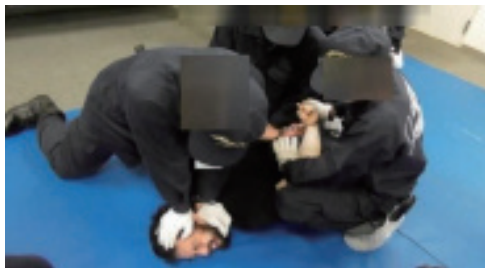


写真1（東京入管でのブラジル人男性、東京地裁での証拠提出物）

52 山村、前掲書、105頁

53 2019年牛久入管で制圧を受けたクルド人男性は、仮放免になってからもPTSDを発症し、日本人の妻も常に自殺を心配し、疲弊し、苦悩する。裁判となり、2023年4月20日、東京地裁は「合理的に必要な限度を超え、違法だった」と認め、国に22万円の支払いを命じた。

入管難民法に基づく省令「被收容者処遇規則」では、「所長等は、被收容者からの処遇に関する意見の聴取、收容所等の巡視その他の措置を講じて、被收容者の処遇の適正を期するものとする（規則第二条の二）」とされているが、入管内では心身の不調を訴えても、すぐに適切な医療が提供されない。

③その他の人権侵害

入管内の人権侵害は、最初の大村入管からあったわけだが、1982年から1995年の入管行政からの被害者訴え事例をまとめた報告書では、入管職員の被收容者へのわいせつ行為、嫌がらせ、詐欺、暴行、セクシャルハラスメント、違法な摘発、入国審査中の脅迫と騙し、キャッシュカードの不正使用、集団レイプなどが例示されている⁵⁴。通信は收容所内から電話はできるが、専用のカードが必要でしかも高額である⁵⁵。午前と午後2時間ずつ程部屋からは出られるが、後は窓もスリガラスで外も見られない雑居部屋に2人から6人が入れられる⁵⁶。通信機器は一切使えず外界からの情報はテレビと電話（外からはかけられない）、面会だけとなる。被收容者が最も苦痛に感じるのは、「無期限收容」と「やることがない事」である。受刑期間が明確で、社会復帰のための職業訓練プログラムもある刑務所の方がずっとましだという証言は、被收容者からよく聞く話である。

職員は名札もなく、名乗らず、コミュニケーションは一方的で非人格的である⁵⁷。蛮行の実態を示す元職員の証言を以下に引用する。

隔離室の中で、後ろ手の手錠のまま転がされて放置されたり、手錠で吊されたりした片足のイラン人や、頭から血を流したり、殴られて鼻がつぶれたりした被收容者を目撃している。（中略）正座させた状態で胸を蹴る。当然倒れる。そこのところを「誰が寝ていいと言った！」とどなりつけ、蹴りつける。⁵⁸

54 入管問題調査会編、前掲書、68-71頁

55 被收容者の登録番号を聞き、外のコンビニなどから入金できるプラスチックカードがあるが、2000円入金しても1時間も使用できない。中にはブラジルなど海外の家族に電話する方もいるのであつという間になくなる。

56 大阪入管では6人部屋に17人が監禁されるという事もあった。平野、前掲書、97頁

57 面会する日本人には基本的に丁寧な言葉遣いをすることが余計に差別意識を感じてしまう。

58 鈴木江理子・児玉晃一『入管問題とは何か一終わらない〈密室の人権侵害〉』、115頁

全国 17 カ所にある収容者所の収容者数は、2008 年の 1866 人をピークに減少したが、2013 年にいったん 1000 人ほどになった収容者数は再び上昇した⁵⁹。その理由は、2020 年のオリンピック開催決定後、仮放免許可の厳格化と再収容・長期収容を促進する法務省通達が出されたからである⁶⁰。国は、オリンピック招致のために世界各国に日本の上質なおもてなしをアピールする一方、治安対策として位置づけた入管行政の強硬路線で在留更新を差し止め、非正規滞在外国人の健康と生活、尊厳を剥ぎ取ってきたのである。

④治安対策として管理を強化してきた収容所処遇

2018 年 2 月に出された「仮放免運用指針」⁶¹には、8 つの類型が出され、その内特に以下の 4 つについては、重度の傷病等よほどの事情がない限り、収容を継続するようにとある。

- i 殺人、強盗、人身取引加害、わいせつ、薬物事犯等、社会に不安を与えるような反社会的で重大な罪により罰せられた者
- ii 犯罪の常習性が認められる者や再犯のおそれが払拭できない者
- iii 社会生活適応困難者 (DV 加害者や社会規範を守れずトラブルが見込まれる者)
- iv 出入国管理の根幹を揺るがす偽装滞在・不法入国等の関与者で悪質と認められる者

ii の「再犯のおそれが払拭できない者」について弁護士の見玉は、「入管法による収容を治安維持のために利用する予防拘禁にほかならない」⁶²と断言する。この指示は、我が国社会に不安を与える外国人を大幅に縮減することが喫緊の課題とした先の通知と呼応する。これは悪名高き戦前の治安維持法よりも酷い人権侵害ではないかと指摘されている⁶³。

59 山村、前掲書、55 頁

60 2015 年 9 月 18 日「退去強制令書により収容する者の仮放免に係る運用と動静監視について」(通達)、2016 年 9 月 28 日にはさらにこれを徹底する通知も出している。

61 2018 年 2 月 28 日法務省入国管理局長(当時の組織名)発出「被退去強制令書発布者に対する仮放免に係る適切な運用と動静監視強化の更なる徹底について(指示)」に添付されたもの。

62 鈴木・見玉、前掲書、234-235 頁

63 同上、235-238 頁。すなわち治安維持法は裁判所が介入し、期間も 2 年と限定されて

入管難民法 2021 年法案が廃案になった 2021 年の 12 月に、法務省は法案の再提出のための布石として「現行入管法の問題点（令和 3 年出入国在留管理庁）」を公表した。この「現行入管法の問題点」は、軽微な違反も含め犯罪歴を強調し、難民申請者を「送還忌避者」として偏見を植え付け、難民申請の誤用・濫用を強調したものだ。それに対して各人権支援団体が一斉に非難をした⁶⁴。支援団体からは「外国人を治安や犯罪と結びつけ、社会の『脅威』と位置付けるキャンペーンは、入管庁が自らの体制を強化する際にとってきた常套手段」「これまで不可視のまま放置されてきた入管体制の時代錯誤的な制度と運用に、今や多くの市民が気づいています」⁶⁵と本質を突いた声明が出されている。

3. ソーシャルワークと入管問題

こうした人権侵害の続発している入管収容所の実態に対して、社会正義と人権を実践倫理指針として掲げるソーシャルワーカーの職能団体は沈黙であった。これはソーシャルワークを専門とする筆者が 2020 年からこの問題に関わってきて最も腑に落ちない疑問点であった。そこで、次にこの疑問の解を探求する。

(1) ソーシャルワークのグローバル定義と専門職倫理

国際ソーシャルワーカー連盟は、2014 年に以下のようなソーシャルワーク専門職のグローバル定義を採択した（以下、グローバル定義と略す）。

ソーシャルワークは、社会変革と社会開発、社会的結束、および人々のエンパワメントと解放を促進する、実践に基づいた専門職であり学問である。社会正義、人権、集団の責任、および多様性尊重の諸原理は、ソーシャルワークの中核をなす。ソーシャルワークの理論、社会科学、人文学、および地域・民族固

いたのに対して、入管法は司法審査なし、期限なしであり、戦前の治安維持法のデータと比べても 1 日あたりで 6 倍、2 年以上拘禁者数で 18.5 倍という数字になるという。

64 「一般財団法人アジア・太平洋人権情報センター（ヒューライツ大阪）」「認定 NPO 法人難民支援協会」「東京弁護士会」「NPO 法人移住者と連帯する全国ネットワーク（移住連）」などが反対や抗議の声明を出した。

65 移住者と連帯する全国ネットワークのホームページ

<https://migrants.jp/news/voice/20211227.html> 2023 年 8 月 24 日アクセス

有の知を基盤として、ソーシャルワークは、生活課題に取り組みウェルビーイングを高めるよう、人々やさまざまな構造に働きかける。

この2014年版グローバル定義の特徴は、ソーシャルワークが個人の Well-being (福利、幸せな状態) を高めることのみならず、人々のエンパワメントと解放、社会構造の本質的な変革へのビジョンがある事を強調する点にある。社会正義や人権、多様性の尊重などはソーシャルワークの中核的価値である。ミクロやメゾに実践の焦点がおかれてきたソーシャルワークは、マクロ (社会体制、政治) の領域まで視野を広げることが求められた。ソーシャルワーカーは、変革と開発を必要とするとき、介入し、「周縁化・社会的排除・抑圧の原因に挑戦」⁶⁶するのである。

グローバル定義を受けて「日本社会福祉士会」「日本精神保健福祉士協会」「日本医療ソーシャルワーカー協会」「日本ソーシャルワーカー協会」の4団体が構成される日本ソーシャルワーカー連盟は、「ソーシャルワーカーの倫理綱領」を改定させた。その倫理綱領の中の「原理」では、①人間の尊厳 (民族、国籍等を越えたすべての人々)、②人権 (いかなる理由によっても権利の抑圧・侵害・略奪を容認しない)、③社会正義 (差別、貧困、抑圧、排除、無関心、暴力、環境破壊などの無い、自由、平等、共生に基づく「無関心」が追加) 等が述べられている⁶⁷。

(2) ソーシャルワーカー職能団体と入管問題

グローバル定義や倫理綱領を素直に読めば、深刻な人権問題が起きている入管問題は何をもっても対峙しなくてはいけない認識となるはずだ。ところが、弁護士会や外国人支援団体が2021年入管法案に対して反対の旗印を明確にしているにもかかわらず、ソーシャルワーカー職能団体は沈黙であった。最大構成員の日本社会福祉士会も2021年法案時点では、その広報誌に「少年法」「子ども家庭福祉」の制度改定について懸念を表明しているものの「入管問題」については一切の言及がない⁶⁸。この点について石川の次の指摘から考察を深めてみよう。

専門職として社会的承認が得られるためには、資格化や業務の独占を目指し

66 公益社団法人日本社会福祉士会編『三訂社会福祉士の倫理』中央法規出版、2022年、4頁

67 小口将典・木村淳也編著『ソーシャルワーク論』ミネルヴァ書房、2021年、218頁

68 日本社会福祉士会 NEWS ; No199 : 2021年3月

てきたが、それには政治的な過程が必須であり、政治的・政策的に要求されることを飲み込んでいく必要に迫られる（中略）1987年に資格化されたものの、業務独占ではなく名称独占資格である。社会的承認と業務の拡大のために、1950-60年代のアメリカのソーシャルワーカーらが求めたことが未だ行われている感もある。⁶⁹

「政治的・政策的に要求されることを飲み込んでいく必要に迫られる」とは、妥協を迫られることを意味する。しかし、抑圧された人々の解放を目指すソーシャルワークのアプローチである反抑圧的ソーシャルワーク（AOP：Anti-Oppressive-Practice）を提唱する坂本らは、「私たちが主流の言説以外の知識を得ようとしなければ、知らず知らずのうちに抑圧の構造に加担する」⁷⁰と指摘している。より無意識なものであるとの自覚から始めなくては、人権や正義を掲げながら周縁化された問題に気づかないという矛盾、精神構造を打破できない。またここでいう1950-60年代のアメリカのソーシャルワークとはいかなるものか。ソーシャルワークは、19世紀末にアメリカで産声をあげたが、黒人の自由を奪って経済搾取をする社会体制に長らく無批判であった。西崎がそれを「ソーシャルワークの原罪」⁷¹と呼ぶのは言い得て妙である。半世紀以上の間、白人至上主義者たちが台頭し、黒人への差別は継続したが、様々な闘争や挫折を繰り返しながらも徐々に黒人の人権が顧みられるようになったのが1950年代-60年である⁷²。カナダにおいては、先住民の子どもたちを親から引き離し、再教育の名のもとに先住民の言語の使用を禁止し、「身体的・精神的・性的虐待が横行し、3000人以上の子どものいのちが失われた」⁷³歴史がある。ソーシャルワーカーはこの行為に加担した罪を背負っていた。カナダのソーシャルワーク教育課程にAOPが盛り込まれているのは、こうした負の歴史を教訓として学んでいるからである。

日本においては、1987年制定の「社会福祉士及び介護福祉士法」以降、日本の

69 石川時子『ソーシャルワーク倫理綱領の変遷と「社会改革」の一考察』 関東学院大学紀要145号、2021年、127頁

70 坂本いづみ・茨木尚子・竹端寛ほか『脱「いい子」のソーシャルワーカー反抑圧的な実践と理論』現代書館、2021年、50頁

71 西崎緑『ソーシャルワークはマイノリティをどう捉えてきたのか—制度的人種差別とアメリカ社会福祉史』勁草書房、2020年、50頁

72 同上、149-179頁

73 坂本・茨木・竹端ほか、前掲書、46頁

福祉専門職の国家資格化が進んだ。そして、制度を所与の前提とせず、クライアントの権利擁護のための社会的政治的行動を起こす「ソーシャルアクション」は、国家資格者の養成テキストから消えていった⁷⁴。国家資格になることでソーシャルワークが「失ったものはかなり大きいかもしれない」⁷⁵という指摘に今日のソーシャルワーカーは耳を傾けるべきである。

(3) ソーシャルワークはどう向き合うべきか。

荻野は、ソーシャルワークがグローバル化と向き合うために必要なのは、単純に外国人と有効な関係を築くだけでは不足として、ソーシャルワーカーがグローバル定義に示されるような「社会正義」の実現に労していくことが必要と示している⁷⁶。具体的には、①ソーシャルアクション、②インフォーマルサービス⁷⁷の利用・創出である。そして、それは世界の平和構築に向けてソーシャルワーカー同士が連帯することが必要だと訴えている⁷⁸。今日のように世界中で戦争・紛争が起きて難民が増え続ける中でグローバルな視点と実践は欠かせない。

ここにおいて二つの点から、キリスト教福祉の意義と実践の期待が導かれる。一点は、教会が滞日外国人へのインフォーマルサービスの拠点となる可能性である。難民問題への社会福祉学の視座を示す森は、「宗教機関・団体は、お互いが支え合う場や、仲間の集いの場、情報交換の場となっている」⁷⁹として難民のソーシャルキャピタルにふさわしい場として物質的・情緒的なサポートもあると評価している。

74 2007年の社会福祉士及び介護福祉士法改正によって、国の示す教育内容にソーシャルアクションの記載はない。社会福祉士の養成テキスト6出版社12冊の内、ソーシャルアクションの記載は3出版4冊のみだ。高良麻子『日本におけるソーシャルアクションの実践モデルー「制度からの排除」への対処』中央法規出版、2017年、51-52頁参照。2021年からの新カリキュラムには記載が復活したが、演習や実習カリキュラムに例示される程度に留まっている。

75 坂本・茨木・竹端ほか、前掲書、116-118頁

76 荻野剛史「グローバル化と向き合うソーシャルワーク」(東洋大学福祉社会開発研究センター編『社会を変えるソーシャルワーカー制度の枠組みを越え社会正義を実現するために』ミネルヴァ書房、2020年)184頁

77 制度外の社会資源を指す。近年地域福祉学やケアマネジメント学では「インフォーマルサポート」という用語の表記が主流だが、ここは荻野の文献に従った。

78 荻野、前掲書、186頁

79 森恭子『難民のソーシャル・キャピタルと主観的統合ー在日難民の生活経験への社会福祉学の視座』現代人文社、2018年、205-207頁

もう一点は、まさに平和を構築し、破れ口に立つグローバル神学の実践である。

4. 排除と人権侵害の正当化の論理

社会福祉学は、原論学的には歴史、政治、哲学の知見を基盤に据えている。キリスト教福祉と入管問題の接点と論点の考察を深めるために、ここでは政治哲学からの問いと日本特有の天皇制システムとの関連を論じる。

(1) 西欧の歴史及び政治哲学からの問い

封建制度の縛りが解け、アトム化されてばらばらになっていく個人をつなぎとめ、いかに強固な集団にしていくかは、近代の国民国家共通の課題であった。そこで選ばれた1つの手法は、自分たちの民族の優位性を高め、ある異分子を同化させるか、敵として排除して自分たちの共同体意識やアイデンティティを高めることであった。特に優生思想が最新の科学としてもはやされた20世紀初頭において、その傾向は顕著に現れた。しかも、その目的遂行のためには、個人の福利よりも国益という全体性が優先されなくてはならない。ここに、全体主義国家の温床がある。

ドイツ系ユダヤ人であったハンナ・アーレントは、ユダヤ人迫害が強まる中で自らもアメリカへ亡命した(1940年)。アーレントは、アメリカで全体主義を分析した研究を行い、1951年に『全体主義の起源』を執筆する。アーレントは、次のように述べた。

国民国家という政治体が他のすべての政治体と異なるところはまさに、その国家成員たる資格としてはその国に生まれていることが、その住民全体についてはその同質性が、決定的に重要視されているということにあったからである。同質的な住民の内部ではユダヤ人は疑いもなく異分子であり、それ故、同権を認めてやろうとすればただちに同化させ、できることなら消滅させてしまわねばならない。⁸⁰

近代の帝国主義は、宗主国が他の国を搾取し、植民地化して支配する。近代ヨー

80 ハナ・アーレント(大久保和郎訳)『全体主義の起源1』みすず書房、1972年、16頁、尚現在流通している新版ではハナでなくハンナと訳されているので本論では「ハンナ」に統一した。

ロップの資本主義は、海外の植民地化を拡大してきた。社会ダーウィニズム⁸¹や優生思想に基づく人種差別思想⁸²は、ヨーロッパ人が「自分たちと同じ人間と認める用意さえできていなかった種族の人間とぶつかったとき、その危機を克服すべく生み出した非常手段」⁸³となった。すなわち、宗主国が原住民の計画的根絶を願う人種妄想であり、そこから大量殺戮が生み出された。アーレントは、ナチの支配とユダヤ人大量虐殺は、この人種妄想と官僚制支配が別個に発展しながらも結合することによって大きな権力蓄積と破壊力となったと指摘している⁸⁴。さらに、専制の遺産として官僚制が発動される状況をアーレントは以下のように描写する。

法律は必ず特定的人格もしくは立法会議の責任において発布されるのに対し、命令はつねに匿名であり、個々のケースについて理由を示すことも正当化も必要としない。⁸⁵

君主のために専制的支配を司るこの官僚制の見地からすれば、立憲的政府はかぎりなく劣った政府であり、それに固有の法律は支配に携わる者にとって余計な障害でしかない「罣」と思われた。またこれらの官僚は、彼ら自身は支配者の意志の執行者に過ぎないにもかかわらず、権力の行使においていかなる原則にも拘束されない。⁸⁶

入管行政には、一見人権に配慮したように見える法律や処遇規則がありながら、それとは異なる論理で非正規滞在外国人の処遇がされる。収容の説明は尽くされず、仮放免却下の理由も示されない。ウイシュマさんの死亡事件に関して支援弁護士が

81 ダーウィンの進化論の「自然選択」を「適者生存」と言い換えたスペンサーが唱えたもの。社会進化論とも呼ばれる。「弱肉強食」という言葉を使ったスペンサーの社会ダーウィニズムは、「植民地主義に科学的な正当性、つまりお墨付きを与えた」と言われる。大野哲也『「人種」と『民族』の起源をさぐる』（桃山学院大学社会学論集 56 [2]、2023年、127-128頁）を参照のこと。

82 ハンナ・アーレント（大島道義・大島かおり訳）新版『全体主義の起源2』みすず書房、2017年、106頁

83 同上、120頁

84 同上、121頁

85 同上、227頁

86 同上、228頁

情報開示を請求しても、真っ黒に墨塗りされた文書が提出された。まさに入管政策における隠蔽体質と暴力性は、入管という無法地帯における官僚制の発動なのである。

アーレントによれば、ユダヤ人問題のヒトラー流の解決は、「まずドイツ・ユダヤ人をドイツにおける非公認の少数民族の地位に追い込み、次には無国籍者にして国境から追放し、最後にはふたたびひとり残さず寄せ集めて絶滅収容所に送り込んだ」⁸⁷となる。無国籍者であっても人権はある。だがそれは「揺るぎないキリスト教神学がすべての政治および哲学の問題の枠組をなしていた間」⁸⁸であった。国家は領土や人民の境界線を定めて成員と認めた者に権利と義務を与える。しかし、それと引き換えに、国家は登録のない移民（難民）を事実上無国籍者と同様に扱う。最も保護が必要な人が、国家の安寧を揺るがす人とされ、人間としてのあらゆる法的人格を奪われ、社会から排除される。アーレントはこれを人権のアポリア（行き詰まり）と命名した⁸⁹。

アーレントは、『全体主義の起源』の終盤になって国家の必然としての強制収容所についても言及する。

強制収容所における全体的支配の実験は、全体主義的に統治されている国の内部においてすら収容所が確実に他のすべての社会、生きている人間の世界から遮断されていることに依存する。収容所からのすべての報告に固有の、(中略)あの独特の非現実性・信じがたさは、この遮断と結びついているのである。⁹⁰

アーレントに影響を受けたジョルジョ・アガンベンは、収容所の始まりを「通常の法権利から生まれるのではなく、例外状態と戒厳令から生まれる」として、ナチの収容所の起源を「予防的な警察的措置」「国家の安全に対する危険を回避するというだけのために個人を『保護』することを可能にする」ことだったと説明し⁹¹、収

87 アーレント、『全体主義の起源2』 302 頁

88 同上、321 頁

89 同上、303-307 頁

90 ハンナ・アーレント（大島道義・大島かおり訳）新版『全体主義の起源3』みすず書房、2017年、242 頁

91 ジョルジョ・アガンベン（高桑和巳訳）『人権の彼方に—政治哲学ノート』以文社、2002年、44 頁、ここでいう保護とは、前後の文脈から「拘留」を意味する。

容所の定義を「例外状態が規範そのものになりはじめる時に開かれる空間」であるとした⁹²。そして、国家権力は、「法が全面的に宙吊りにされている例外的空間であるからこそ、そこでは一切が本当に可能」⁹³であるとアガンベンには言及する。ゆえに、アガンベンは、収容所の残虐行為を前にしての正しい問いは、「人間に対してこれほど残酷な犯罪を遂行することがいったいどのようにして可能だったのか、という偽善的な問いではない。(中略)有用なのは、人間がこれほど全面的に、(中略)自らの権利と特権とを奪われることが可能だったのは、どのような法的手続きおよび政治的装置を手段としてのことだったのか、これを注意深く探求することであろう」⁹⁴と指摘した。さらに、法的保護の外に置かれた「むき出しの生」と国民国家との間の「ますます拡がる隔たりは、現代政治の新事実であり、われわれが「収容所」と呼ぶのはこの隔たりのこと」⁹⁵だという表現をする。アーレントやアガンベンの論考に見出される収容所の本質を考えると、アウシュヴィッツも日本の入管収容所も同じ穴の貉^{むじな}なのである。

(2) 天皇制との関連

日本の入管問題を民族差別問題と捉えることができるとすれば、日本人のアイデンティティ形成と天皇制の問題を避けることはできない。ここでは、近代国民国家の「国民」や「伝統」は、はるか古代に起源があるように見えるものも近代になって作られた(時に捏造された)ものであるとの中村の考察と見解⁹⁶を中心に依拠して議論を深めたい。戦前の日本は、人々の結集の中心にいたのが天皇であるところに特異性があり、帝国憲法によって天皇を崇めるように動員され、その教育的宗教的裏付けとして「教育勅語」が用いられた⁹⁷。日本は、日清日露戦争に勝利し、台湾、そして朝鮮半島と植民地を持つようになる。戦勝後の高揚の中で国民は日本帝国の臣民としてアジア諸国に対する優越観を持つようになったのだ。

天皇を頂点とする国家神話の共同体であった戦前の日本では、「『祖国日本という

92 アガンベン、前掲書、45頁

93 同上、46頁

94 同上、46頁

95 同上、49頁

96 中村孝文「天皇制国家と現代日本の政治文化—超越的天皇の存在と普遍的価値の不在」(武蔵野大学政治経済研究所年報 第21号、2022年)57-58頁

97 同上、59頁

ものへの超理性的な心情』が植え付けられ、その『祖国日本』が人権も、ファシズムも超越するもの」となり、「敗戦後も国家主義へ復帰しやすい体質」が植え付けられたという⁹⁸。戦中の日本の戦争指導者は、ポツダム宣言を受諾するにあたり、国体の護持を条件として出した。国体とは、「天皇ノ国家統治ノ大権」を意味するものであり、戦争指導者たちは、神社に祀られ信仰の対象になっていた天皇と国体を維持する事に躍起となり、天皇制は敗戦後も「象徴」と位置づけを変えながら生き残ったのである。敗戦直後に成立した皇族出身の東久邇稔彦首相は、「国体護持ということは理屈や感情を超越した堅い我々の信仰である」⁹⁹とまで決意表明していたが、国の指導者だけでなく、戦後の世論調査等でも圧倒的に天皇制支持が多かった¹⁰⁰。そうして象徴天皇制のもとでの日本政治は、架空の建国神話を排して人類普遍の原理に変わったはずの現憲法を尊重する勢力と「伝統」「国体」の復活をめざす勢力のせめぎ合いとなったのである。もともと国民に押し付けた明治憲法と国体であったのに、サンフランシスコ平和条約以降の保守的な勢力は「現憲法は占領国に押し付けられた憲法だ」として憲法改正をめざし、靖国神社国営化法案もその延長で出てきた。中村は、「21世紀にいたっても天皇制は『伝統』の名のもとにますます権威を高め今日にいたっている。しかもその作為性のみならず宗教性についても人びとの意識下に沈み込んで日常のなかではほとんど意識されずにいる」¹⁰¹と指摘している。いわゆる日本人の中の内なる天皇制である¹⁰²。

こうした戦後の歩みは、日本社会の中に「自民族中心の独善性」「鎖国的な精神状況」を今日ますます強める傾向となった。大江健三郎がよく使った「新しい人」¹⁰³は、エペソ書のパウロの言葉を引用し、新しい人になるべきことを訴えているが、それは普遍的な価値に支えられ、「国家に先立ち国家を超える存在としての自然権をもった」¹⁰⁴個人を意味すると解せる。しかし、内なる天皇制は、戦後も人々の内面に蓄えられた精神的権威で「新しい人」になることを拒んでいる。日本の国籍

98 中村、前掲論文、62頁

99 塩田純『日本国憲法誕生一知られざる舞台裏』NHK出版、2008年、11頁

100 中村、前掲論文、64頁

101 同上、67頁

102 戦後半世紀以上国の庇護と管理である措置制度に慣らされた社会福祉法人は、措置制度時代が終わっても、(キリスト教主義施設すら)未だに元号を使う事に違和感を覚えない。

103 大江健三郎『「新しい人」の方へ』朝日新聞社、2003年、178頁

104 中村、前掲論文、60頁

は、「出生地主義」でなく、「血統主義」であると前述したが、まさにそれは「国体」が志向する「血縁共同的国家観」が影響していると考えられる。戦前の日本がその神聖国家主義的天皇制システムであるとすれば、「その信仰を共にしない『異教徒』とみなされた人間」には、徹底した弾圧が加えられた¹⁰⁵。この異端の排除思想と国民に植え付けられた内なる天皇制が、今日の社会にも人々の内面で生きている。日本がなぜ移民政策に舵を切ることがないのかという理由は、単に外国人との共生にコストを惜んでいるだけでなく、日本人と日本社会のアイデンティティが崩壊すると保守勢力が恐れているからであろう。国家の根幹を揺るがすことだと「仮放免運用指針」で表現される入管行政の悲壮なまでの決意には、紛れもなく国体を護持したいという保守勢力の異様なイデオロギー信仰と結びついていると考えられる。

5. キリスト教福祉と入管問題

ソーシャルワークの歴史・原理、一般のソーシャルワーカー団体の現状、そして入管問題の根底にある哲学的課題及び内なる天皇制の問題を論じてきた。ここでは教会と入管問題の現状、そこに横たわる神学的課題を考察し、入管問題とキリスト教福祉実践への橋渡しとしたい。

(1) 教会、キリスト者と入管問題への認識

宗教団体が滞日外国人を支えるインフォーマルな拠点となることは前述したとおりであるが、キリスト教ではどちらかといえばカトリックの方が外国人支援の実績がある。また、カトリックには「日本カトリック難民移住移動者委員会」があり、教会内外で協働支援を行っている¹⁰⁶。鎌倉には「アルペなんみんセンター」があり、大阪にはシナピス（カトリック大阪司教区社会活動センター）がある。牛久入管被收容者や仮放免者を支援する「牛久の友の会」は、カトリック教会が立ち上げたものである¹⁰⁷。1998年から「外国人住民基本法」の制定運動に取り組んでいる「外国

105 中村、前掲論文、79頁

106 <https://www.jcarm.com/> 2023年8月25日 アクセス

107 <https://foushiku.blogspot.com/> 牛久の友の会代表マイケル・コールマン神父は、1958年にアイルランドから来日して以来土浦カトリック教会付属幼稚園園長をしながら、困窮した人々の支援活動をしている。牛久入管に東京基督教大学の学生と訪問した時にお会いし、生涯の大半を日本社会の宣教にささげた霊性あふれる存在感に圧

人住民基本法の制定を求める全国キリスト教連絡協議会」(外キ協)は、カトリックと NCC 系のプロテスタント教会が加盟する団体で啓発学習活動やソーシャルアクションを実施している。

それではプロテスタント、とりわけ福音派の教会はどうであろうか。大村で被收容者や仮放免者の支援に 2005 年からコミットしてきた袖之原寛史牧師に直接尋ねてみるとこう答えてくださった。

原発問題と同じようなところがあり、何か大きな出来事、事件が起こってから現実味が増すような感があり、他人ごとというよりは教会は何をどうしてよいのか、わからない、という思いがあるようです。また、プロテスタント教会の牧師たちへの理解がまだまだ進んでいないようにも思います。¹⁰⁸

筆者と共に教会でアフリカ出身の仮放免者支援をしている犬塚契牧師は、地方の教会から来た大学生のクリスチャンが「入管に入れられている人は不法滞在で犯罪者でしょ」と語っていることに驚愕したと述べている¹⁰⁹。この問題について全国の教会に意識調査が行われたわけではない。ゆえに、推測の域を出ないが、近年、入管問題をキリスト教メディアも取り上げていても、個々の教会、クリスチャンのレベルでの関心は低く、正しい理解を持っていないというのが、実情であろう。

(2) 神学的視点と理解

キリスト者の社会的責任に対してローザンヌ誓約で明確な悔い改めが示されてからすでに約半世紀、その後も様々な国内外の議論の積み重ねや宣言があったとはいえ、福音派の教会は総体としてはこうした社会的マイノリティーの問題に対しては疎い。昨今は、主流派、聖霊派、カトリックも福音派も一世代前に比べると、相互の対話と理解、協力が進展してきた。

とはいえ、福音派陣営ではリベラルな神学の進展と共に歴史の表舞台に出た社会的福音は、福音主義キリスト教とは相容れない拒絶すべきものであるという認識は拭い去られてはいない。それは実際に未だにリベラルな神学に立つ教会の潮流の中

倒された。

108 2023 年 8 月 11 日 インターネットオンラインでの回答

109 2023 年 7 月 11 日 JCE 7 に向けてのオンラインミーティングでの発言

に、「墮落、贖い、永遠の刑罰の可能性よりも人間の性質の生来的善を強調」¹¹⁰する姿勢が見え、その影響を恐れているからだ。福音が積極的に言葉をもってストレートに語られず、地獄がまるでメタファーのように解釈され、かぎりなく万人救済論のように人々の魂の救いよりも、人間の理性と力をもって社会的な苦痛を除去しようとするペラギウス主義的な傾向は、もはや神を人間化するものだ。福音派の教会には近寄りがたいのは理解できる。

では社会的福音は全面否定されるべきものであろうか。実のところ「社会福音主義者は福音的な信仰の遺産をもってスタートしたのであったが、それは徐々に使いつくされていった」¹¹¹のであって元からそうではない。社会的福音を「自由主義神学と一緒にたにして『文化のキリスト』の範疇に分類してはいけない」¹¹²のであり、「あらゆる搾取、苦悩、貧困の根絶に係わろうとされる神ご自身を否定」¹¹³してもいけないのである。そういった観点からすれば、社会的福音の提唱者として20世紀初頭の世界に大きな影響を与えたラウシェンブッシュの『キリスト教と社会の危機』の再評価は、リベラルな神学者の専売特許としてはならないだろう。確かに、「人間社会を神の国に変革する」¹¹⁴という神の国の教理自体を社会的福音とし、社会のキリスト教化をもって伝統的な救済論を放棄することはあってはならない。社会ダーウィニズムに感化された楽観主義が第一次世界大戦後の世界の悲惨さに絶望した事実も忘れてはなるまい。

しかし、ラウシェンブッシュの社会への関わりを、福音を世俗化させたというマクロな社会への捉え方一辺倒に見るのは公平ではない。渡辺は、ラウシェンブッシュの生きざまを「ひとりの牧師として貧しい労働者たちに寄り添い、彼らの死に至るまで共にいることによって、彼の職務を果たしていた」¹¹⁵と評している。ミクロのレベルで一人のたましいに全人格的に向き合い、葛藤し、苦悩した上での実践からスタートしている点は尊重されるべきだ。

『キリスト教と社会の危機』は、福音派の神学者からも「イエスが『この最も小

110 デイヴィッド・ボッシュ（東京ミッション研究所訳）『宣教のパラダイム転換 下巻—啓蒙主義から21世紀に向けて』新教出版社、2001年、127頁

111 ボッシュ、前掲書、129頁

112 渡辺聡『宗教と社会』いのちのことば社、2022年、138頁

113 ボッシュ、前掲書、327頁

114 ウォルター・ラウシェンブッシュ（ポール・ラウシェンブッシュ編／山下慶親訳）『キリスト教と社会の危機—教会を覚醒させた社会的福音』新教出版社、2013年、26頁

115 渡辺、前掲書、126頁

さい者』と呼んだ人々の正義と幸福を求めるための二千箇所以上の聖書の勧告を、どうして自分たちの先達が見落とすことができたのかを理解することは困難¹¹⁶と言わしめる共感を引き出した点を見落とすべきでない。ラウシェンブッシュが、「役に立たないとして解雇されることや、依存のパンを食べることは、みじめな屈辱¹¹⁷という当時の労働者への観察眼は、今日働き盛りであっても就労を禁止された仮放免者の苦悩に通じる。不衛生な環境で病死していく人々を「予防可能な大量死は社会的殺人である」¹¹⁸との言明は、まるで今日の入管収容所内の好ましからざる精神衛生状態を彷彿させる。また、「キリスト教的友愛精神」¹¹⁹「公共福祉」¹²⁰「産業生活の根本的的制度の中に連帯と友愛の原理を体現する」¹²¹といった表現は、今日の協同労働の精神と実践に酷似する。ラウシェンブッシュは、キング牧師に影響を与えたと言われるが、それ以上にラウシェンブッシュの思想が衰退する以前に渡米している賀川豊彦にも影響を与えていたであろうことは、賀川の帰国してからの働きを見れば容易に想像できる。

私たちは、「キリストの再臨を固定化することによってこの世の問題を無視してキリスト教の宣教をいびつなものとするか「この世に専心し超越的次元を排除することにより、人々から生きるのに必要な究極の意味と目的の次元を奪ってしまった」¹²²のどちらか単一方向に傾きやすい。だが、「神の確実な勝利を伝える超越的な使信は、世に対峙するのに必要な距離と冷静さを与えてくれ、同時に、現状の変革に参与する動機を与えてくれる」¹²³のである。

渡辺は「社会的福音は、クリスチャンであるならば誰もが取り組まなければならない問題」¹²⁴であると断言しているが、これは本来「バランスのとれた文脈化」¹²⁵に

116 ラウシェンブッシュ、前掲書、132頁、福音派神学者トニー・カンボロの応答。もちろん、カンボロは、ラウシェンブッシュの許容できない神学的な誤謬も指摘している。

117 同上、291頁

118 同上、294頁

119 同上、467頁

120 同上

121 同上、476頁

122 ボッシュ、前掲書、423頁

123 同上、425頁

124 渡辺、前掲書、133頁

125 ティモシー・ケラー（廣橋麻子訳、篠原基章監訳）『センターチャーチーバランスのとれた福音中心のミニストリー』いのちのことば社、2022年、165-173頁

沿って宣教が進展していくべきところ、社会派と福音派という不毛な対抗意識と分裂に陥っていることへの警告とも理解できる。

福音派内に福祉に従事する人は少なからず存在するが、社会へのラディカルな洞察やソーシャルアクションといった認識は非常に希薄だ。それは教会の教育が「私的な生活や個人的活動のための弟子訓練は続けられていたが、世俗の世界で—政治、経済、ビジネスなどの公的な分野で—キリスト教的な独自の生き方をするための訓練は怠っていた」¹²⁶ ことが要因の一つであろう。また、「地域社会のニーズに耳を傾け、敬意をもって地域共同体に関り、使徒たちを愛と奉仕のために送り出す教会であるならば、すべての宣教的教会は『受肉的』であるべき」¹²⁷ との指摘にもさらに耳を傾けなくてはならない。

入管問題に視点を引き戻すのであれば、「信徒の神学の確立」と「教会の閉鎖性の打破」が外国人の深刻な人権侵害、尊厳剝奪に目を向けていく通路になると考えられる。この二点の問題の解消は、入管問題のみならず、破れ口に立つ包括的な宣教、すなわちキリスト教福祉の実践を含む教会の在り方の展望につながる。

(3) 聖書の示す正義とあわれみの実践

リベラルな神学ではなく、福音主義神学に立脚した社会的福音の可能性は残された。ここではさらに3名の神学者の神学展開からその可能性への考察を深めたい。

ロナルド・J・サイダーは、ほぼ半世紀をかけて教会が社会の周縁化された貧しい人々を顧みる事の必要性和構造的な罪の存在をクリスチャンに喚起し続けている。サイダーは、保守的な神学に立つ牧師は個人的な罪を語っても、「制度化された人種差別や不正な経済構造などについては講壇から語っていない」¹²⁸ ことを引き合いに、20世紀に入ってからの福音派は、「悪しき社会構造や、それへの加担については無視するという、実にアンバランスな状態に陥ってる」¹²⁹ という。そして、アモス書2章6-7節やイザヤ書5章の引用から個人の罪も社会の罪も見逃さない神を示し、「神は何十万、何百万という人びとを苦しめる邪悪な経済構造や法制度を憎む。義なる神は、悪しき支配者や不正な社会制度を必ず滅ぼす（列王記上

126 ケラー、前掲書、413頁

127 同上、433頁

128 ロナルド・J・サイダー（後藤敏夫・御立英史訳）『聖書の経済学—格差と貧困の時代に求められる公正』あおぞら書房、2021年、174頁

129 同上

21 章)」¹³⁰ 事も指摘している。また、上流階級の人々の暮らしが貧しい人々の汗と犠牲により成り立っている事を認識できない事は、巧妙に制度化された悪だという（アモス 4 章 1-2 節）¹³¹。新約聖書においても、「世（コスモス）」という言葉がしばしば構造的悪の概念を伴い、「回心する前のクリスチャンは、墮落した社会の価値やパターンに従って生きている」¹³² とする。そうすると回心後もそのパターンはすぐには是正されない。こうした観点が正しいのであれば、入管問題こそ制度化された罪、悪となり、私たちは知らずに巧妙にその仕組みに巻き込まれていることになる。

これらは、第一回ローザンヌ世界宣教会議のメインスピーカーであったハワード・A・スナイダーの言葉を借りれば、偶像礼拝でもある。国家や物質的繁栄、安全保障のために「正義や憐れみや真実という、より重要な神の国につながる要素を犠牲にして一向にかまわない」¹³³ ということはない。教会は、「時には神の国を裏切る行為におよぶ」¹³⁴ こともあるし、「魂と肉体の非聖書的な二分法に、私たちが長く支配されている」¹³⁵ ことに強い自覚がなければならない。

では、どうやってそのような正義とあわれみの実践に至ることができるだろうか。やはりそれは、正義の源である神に立ち返り、みことばに立つしかない。聖書（新改訳聖書 2017）の中で「寄留者」は、74 回記されているが、その多くは寄留者に対して「虐げてはならない」「苦しめてはならない」という権利擁護であり、警告である（出エジプト：22 章 21 節、23 章 12 節、レビ記：19 章 10 節、34 節、23 章 22 節、申命記：10 章 18-19 節、14 章 29 節、24 章 17 節、19 節、26 章 12 節、詩篇：146 篇 9 節、イザヤ書 14 章 1 節、エレミヤ書 22 章 3 節、エゼキエル書 22 章 29 節、マラキ書 3 章 5 節）。

クリス・マーシャルは、「虐げられている人々の味方であり、歴史を最終的な救いの方向へと、不思議な力で導く」¹³⁶ 神を希望として待つことをまず示す。同時に、

130 サイダー、前掲書、179 頁

131 同上

132 同上、184 頁

133 ハワード・A・スナイダー（後藤敏夫・小淵春夫訳）『神の国を生きよ』あめんどう、1992 年、168 頁

134 同上、112 頁

135 同上、121 頁

136 クリス・マーシャル（片野淳彦訳）『聖書の正義—イエスは何と対決したのか』いのちのことば社、2021 年、47 頁

「この世の悪にやむなく従いながら、神がそれを一掃してくださるのを黙って待っているべきでない」と行動の必要性にもこだわり、こうも示す。

聖書の正義とは、法と秩序が維持されることを意味するだけにとどまりません。法が常に正しいとは限らないし、秩序が暴力によって守られることだってあるからです。聖書の正義は、構造的な悪には行動をもって立ち向かうことを要請し、急進的な介入で悪の束縛を解き、くびきの縄目をほどこき、虐げられた者たちを自由の身とし、すべてのくびきを砕くことを求めるのです。¹³⁷

さらに、「神の怒りは不正義の存在に対してだけでなく、その不正に何の手も打たないすべての人々にも向けられます」¹³⁸と述べている。そして、私たちが宗教と政治を分ける近代的視点をもつゆえ、イエスの働きの政治性を見落としてしまうことも指摘している。イエスの政治的姿勢は、「現実の不正義と社会悪を預言的に糾弾し、他方で、それに替わる別の社会を提唱して神の国の現実を生き方で示す」¹³⁹二段構えだという。その二段目の抜きでた特徴は、社会的周縁におかれた人へのまなざしであり、「社会から排除されている人々をも神が受け入れ慰めてくださること、そして神がいま現に働いており、イエスとイエスの働きを通して人々の苦しみを終わらせ再び共同体へと引き入れようとされること」¹⁴⁰をイエスは約束し、社会的差別に立ち向かったとマーシャルは力説している。

おわりに

非正規滞在外国人の入管収容所問題について、その基本的仕組みと実態、戦前の植民地政策から続く外国人差別の歴史、ソーシャルワーカーの国家資格に潜む問題、政治哲学からの構造的な分析、内なる天皇制の問題等を議論しながら、キリスト教福祉のこの問題に対する現状と聖書からのあるべき神学的指針を確認し、考察を試みた。

その結果、①外国人を国益に有用な者と好ましくない者に恣意的に分け、共生社

137 マーシャル、前掲書、56頁

138 同上

139 同上、90頁

140 同上、91頁

会という建前と排除の本音を、世論も操作しながら巧みに使い分ける国家の欺瞞性、②国家資格化の潮流の中で社会的に去勢されたソーシャルワーク団体の自己防衛的姿勢、③聖書に明確に示されながらも、最も人権と尊厳が危うくされている寄留者への教会の関心の低さとそれを後押しする神学的浅薄さが示された。また、入管問題は、人権が侵害され、はなはだしい偏見差別と隔離にさらされるという点では、精神障害者への処遇やハンセン病問題とも共通性がある。この問題をキリスト教福祉実践の一領域と位置づけ、教会やキリスト教福祉実践者が関心を持ち、できることを探り、神の正義のために行動すべきであることを改めて教えられる。

本研究は、これまで入管問題について先行研究に乏しいソーシャルワークや神学的視座との関連を掘り下げたが、全体を俯瞰するマクロ的な概論となった。今後各論的に掘り下げていかないといけないが、本論でも言及したとおり領域が多岐にわたるので神学や国際領域を専門とする研究者との協働が必須と認識している。今後は、2023年入管難民法の施行の実情をふまえ、仮放免者へのインタビュー調査を通してのミクロレベルと支援団体や教会の支援活動に焦点を当てたメゾレベルでの課題を探求する予定である。

関東大震災から100年の2023年は長い間闇に葬られていた朝鮮人虐殺事件を思い起こす時でもあった。朝鮮人が投毒や放火をしたという官民一体なるデマによって少なくとも数千名が犠牲になったと言われている。今日の入管問題の出発点は、まさにこうした外国人蔑視と差別、虐待の歴史の事実を直視し、過去から何を学ぶか、加害者意識をもっているか、という問いから始めなくてはならない。「最大の悲劇は、悪人の暴力ではなく、善人の沈黙である。沈黙は、暴力の陰に隠れた同罪者である」¹⁴¹ という有名なキング牧師の言葉を引用するのであれば、社会構造の悪の存在を知りながら、「我関せず」の沈黙の態度を取り続けるのは罪である。ましてやこの問題の起源が、戦時中の植民地政策と民族差別から連綿と続くものであると知れば、教会にとっては戦争責任への悔い改めと共に看過できない根深い問題である。

在留外国人が322万3,858人と過去最高を更新した¹⁴²。多文化共生の時代にふさわしい包括的全人的宣教と真の共生のモデルを示すキリスト教福祉実践がキリスト者、教会に求められている。

141 <https://meigennavi.net/word/01/016048.htm> 名言ナビ 2023年8月1日参照

142 2023年6月末時点、法務省出入国在留管理庁発表

スーパーグローバル大学の英語学士課程における日本語教育の現状¹

柳沢美和子

1. はじめに

政府主導の国際化政策のもと、英語による学位プログラムは一貫して国際化の指標と見なされ、留学生への日本語教育にも変化をもたらした。ナイト (2008)² の定義は国際化を大学自体が変革して行く自己変革のプロセスと捉えているが³、英語プログラムによってもたらされた新しい状況——日本語学習歴のない正規留学生の受入れ、学修・出口支援への対応も国際化の1つの現れである。しかしその実態については「ポスト30万人」の現在に至るまで未だ全容が掴めていない。

英語プログラムにおいては類型化を通して特徴が分析されており、嶋内⁴ は在籍学生の構成に着目し「国内留学型」（9割以上が日本人学生）、「双方向学習型」（留学生と日本人学生が混在）、「アジア英語圏留学型」もしくは「出島型」（9割以上が留学生）の3つに分類している。堀内⁵ はプログラムの設置形態から「大学全体型」「学部横断型」「学部全体型」「学部併設型」の4つに類型化し、学士課程では「アジア英語圏留学型」かつ大幅な組織改編を伴わずに既存の学部・学科に付加的

1 本研究はJSPS 科研費 JP19K02895 の助成を受けたものである。

2 Jane Knight, *Higher Education in Turmoil: The Changing World of Internationalization*. Rotterdam: Sense Publishers, 2008.

3 芦沢真五「日本の学生国際交流政策—戦略的留学生リクルートとグローバル人材育成」（横田雅弘・小林明[編]『大学の国際化と日本人学生の国際志向性』学文社、2013年、13-38頁）

4 嶋内佐絵「日本における高等教育の国際化と『英語プログラム』に関する研究」『国際教育』18、2012年、1-17頁

嶋内佐絵『東アジアにおける留学生移動のパラダイム転換—大学国際化と「英語プログラム」の日韓比較』東信堂、2016年

5 堀内喜代美「募集要項から見る日本留学のアクセシビリティ—英語学位プログラム拡大と留学生受入れの関係性をめぐる考察」（『留学生教育』20、2015年、75-82頁）

堀内喜代美「日本の学士課程における英語による学位プログラムの発展と可能性」（『国際教育』22、2016年、35-54頁）

堀内喜代美「英語プログラムと留学生受入れ姿勢の関係性—入試要項から見える傾向とアンビバレンス」（『留学交流』87、2018年、15-23頁）

に併設された「学部併設型」が最多だと述べている。他方、英語プログラムで提供されている日本語教育については全体像を把握する先行研究がなく、現状を把握する試みとして柳沢⁶では英語学士課程に焦点を当て、スーパーグローバル大学（以下、SGU）の英語学士課程における日本語教育プログラムの類型化を試み、6つの範疇に分類した。SGUを調査対象とした理由は、2014年に開始されたスーパーグローバル大学創成支援⁷によって、全国から、世界レベルの教育研究を行うタイプA（「トップ型」）13校と日本社会のグローバル化を牽引するタイプB（「グローバル化牽引型」）24校、計37校が採択され、文系、理系、文理融合と専門領域が1つに偏っていないこと、2009年から2013年まで実施された「大学の国際化のためのネットワーク形成推進事業（以下、グローバル30〈G30〉）」の採択校13校のうち12校が再び採択され、英語プログラムにおいて継続した取り組みを行っていること、また「日本語教育の充実」が、スーパーグローバル大学創成支援事業の国際化関連の達成目標に含まれていることによるものである⁸。

継続調査である本稿は、新たに担当の教職員への聞き取り調査を行い、前回の調査以降の追加・聞き取り調査からの修正を加えたデータを柳沢（2021）の類型化により再び分類、ゴールと達成度についての回答と併せて考察し、SGUの各プログラムが日本の英語学士課程において日本語教育プログラムをどのように実践しているか、今後の高等教育の国際化への新たな示唆を得ることを目的とする。

2. SGU 英語学士課程における日本語教育プログラム

表1は、SGU37大学のうち26大学に確認された英語学士課程と開設年度の一覧である。前回2020年12月の調査では、採択校から日本学術振興会に提出された構想調書、大学のウェブサイト、そこで閲覧可能な履修要項、シラバス等の資料を基に類型化を試みたが、今回は前回の調査以降に新設されたプログラムを追加、

6 柳沢美和子「日本語教育を通じたグローバル人材育成—スーパーグローバル大学の英語学士プログラムにおける日本語教育の現状」（『留学交流』118、2021年、11-22頁）

7 2017年度より「スーパーグローバル大学創成支援事業」が正式名称。

8 文部科学省「平成26年度スーパーグローバル大学等事業『スーパーグローバル大学創成支援』」公募要領

https://www.jsps.go.jp/jsgu/data/download/01_sgu_koubouyouryou.pdf
〈2023年8月20日アクセス〉

プログラム内容も必修が選択に変更されている等、聞き取り調査で確認された修正を加え、2021年7月の時点で作成したものである。順序はスーパーグローバル大学創成支援事業のウェブサイト⁹に準じ、太字はグローバル30の事業期間中に開設され、現在も継続しているプログラムである。

表1 スーパーグローバル大学の英語学士課程（2021年7月）

大学	英語学士課程	設置年度
SGU トップ型		
北海道大学	現代日本学プログラム インテグレイテッドサイエンスプログラム (ISP)	2015 2017
東北大学 (G30)	国際学士コース (FGL) ・先端物質科学コース (理学部) ・国際機械工学コース (工学部) ・国際海洋生物科学コース (農学部)	2011
筑波大学 (G30)	学群英語プログラム ・生命環境学際プログラム ・国際医療科学人養成プログラム ・社会国際学教育プログラム ・地球規模課題学位プログラム ・総合理工学位プログラム	2010 2010 2010 2017 2019
東京大学 (G30)	教養学部英語コース (PEAK) ・国際環境学コース ・国際日本研究コース グローバルサイエンスコース (GSC) (3年次からの編入コース)	2012 2014
東京工業大学	融合理工学系国際人材育成プログラム (GSEP)	2016
名古屋大学 (G30)	G30 国際プログラム ・自動車工学プログラム (工学部 [機械系]・工学部 [電気電子情報系]) ・物理系プログラム (理学部) ・化学系プログラム (理学部・工学部) ・生物系プログラム (理学部・農学部) ・国際社会科学プログラム (法学部・経済学部) ・「アジアの中の日本文化」プログラム (文学部)	2011 2011 2011 2011 2011 2014

9 日本学術振興会「スーパーグローバル大学創成支援事業 (Top Global University Project)」採択事業一覧 https://www.jsps.go.jp/j-sgu/h26_kekka_saitaku.html (2023年8月20日アクセス)

京都大学 (G30)	地球工学科国際コース (工学部)	2011
大阪大学 (G30)	人間科学コース (人間科学部) 理学部国際科学特別コース (IUPS)	2011 2021
広島大学	国際共創学科 (総合科学部) Humanities in English Program (文学部)	2018 2021
九州大学 (G30)	学士課程国際コース (IUPE) ・電気情報工学コース (工学部) ・応用化学コース (工学部) ・建設都市工学コース (工学部) ・機械航空工学コース (工学部) ・生物資源環境学科 国際コース (農学部)	2010
慶應義塾大学 (G30)	PEARL (Programme in Economics for Alliances, Research and Leadership) (経済学部) GIGA (Global Information and Governance Academic) Program (総合政策学部、環境情報学部)	2016 2011
早稲田大学 (G30)	国際教養学部 (SILS) 基幹理工学部 創造理工学部 先進理工学部 政治経済学部 社会科学部 文化構想学部	2004 2010 2010 2010 2010 2011 2017
SGU グローバル化牽引型		
岡山大学	グローバル・ディスカバリー・プログラム	2017
国際教養大学 (AIU)	国際教養学部	2004
会津大学	ICT グローバルプログラム全英語コース	2016
国際基督教大学 (ICU)	教養学部	1953
芝浦工業大学	先進国際課程 (工学部)	2020
上智大学 (G30)	国際教養学部 理工学部英語コース ・グリーンサイエンスコース ・グリーンエンジニアリングコース Sophia Program for Sustainable Futures (SPSF)	2006 2012 2020

東洋大学	国際地域学科 (国際学部)	2017
	グローバルイノベーション学科 (国際学部)	2017
	情報連携学科 (情報学部)	2017
法政大学	グローバル教養学部	2008
	Global Business Program (GBP) (経営学部)	2016
	Sustainability Co-creation Programme (SCOPE) (人間環境学部)	2016
	グローバル経済学・社会科学インスティテュート (IGESS) (経済学部)	2018
明治大学 (G30)	国際日本学部	2011
立教大学	Global Liberal Arts Program (GLAP)	2017
	Dual Language Pathway (DLP) (異文化コミュニケーション学部)	2016
創価大学	国際教養学部	2014
	Soka University Courses for Comprehensive Economics Education (SUCCEED) (経済学部)	2015
	Global Program English Track (GPET) (経営学部)	2018
	Peace & Human Rights (PHR) (法学部)	2018
	AKADEMIA (文学部)	2018
立命館大学 (G30)	[単独]	
	グローバル・スタディーズ専攻 (GS) (国際関係学部)	2011
	Community and Regional Policy Studies 専攻 (CRPS) (政策科学部)	2013
	情報システムグローバルコース (ISSE) (情報理工学部)	2017
	[共同学位プログラム]	
	アメリカン大学・立命館大学 国際連携学科 (JDP) (国際関係学部)	2018
グローバル教養学部 (GLA)	2019	
関西学院大学	国際学部	2010
立命館アジア太平洋大学 (APU)	アジア太平洋学部	2000
	国際経営学部	2000

2.1 SGU までの英語プログラムにおける日本語教育の展開

英語プログラム拡大の節目となったのは、2009年、留学生30万人計画の一環として実施された国際化拠点整備事業（グローバル30）¹⁰である。30万人計画以前の国際貢献を目的とした援助型の受入れの時代には、主流は日本語による受入れであり、よって国内の日本語学校で1-2年日本語を学んでから進学するという「日本留学モデル」¹¹が定着して行った。グローバル30は、そうした日本語の「障害」¹²を取り除き、入学の間口を広げるための施策であったが、英語プログラムの新設（学部と大学院にそれぞれ1コース）が応募の条件とされ、その動きが採択校以外にも広がって、英語プログラム拡大の契機となった。SGUのうちグローバル30の採択校であった12校では、採択期間中に以下の18の英語学士課程（表1にも太字で記載）が開設され、大阪大学の化学・生物学複合メジャーコースを除いて¹³現在も募集を継続している。

表2 グローバル30採択期間中に設置されたSGUの英語学士課程

大学	英語学士課程	設置年度
東北大学	国際学士コース（FGL）	2011
筑波大学	学群英語プログラム	2010
東京大学	教養学部英語コース（PEAK）	2012
名古屋大学	G30国際プログラム	2011
京都大学	地球工学科国際コース（工学部）	2011
大阪大学	・化学・生物学複合メジャーコース [2019年10月を最後に募集停止] ・人間科学コース（人間科学部）	2010 2011
九州大学	学士課程国際コース（IUPE）	2010
慶應義塾大学	GIGA（Global Information and Governance Academic） Program（総合政策学部、環境情報学部）	2011

10 2011年度から「大学の国際化のためのネットワーク形成推進事業」と名称変更。

11 工藤和宏・上別府隆男・太田浩「日本の大学国際化と留学生政策の展開」（『私学高等教育研究叢書2「日韓大学国際化と留学生政策の展開」』日本私立大学協会附置私学高等教育研究所、2014年、13-52頁）

12 山本冨里『戦後の国家と日本語教育』くろしお出版、2014年

13 2019年10月の入学を最後に募集停止。

早稲田大学	・基幹理工学部	2010
	・創造理工学部	2010
	・先進理工学部	2010
	・政治経済学部	2010
	・社会科学部	2011
上智大学	理工学部英語コース	2012
明治大学	国際日本学部	2011
立命館大学	・グローバル・スタディーズ専攻 (GS) (国際関係学部)	2011
	・Community and Regional Policy Studies 専攻 (CRPS) (政策科学部)	2013

こうした英語プログラムの開設は大学の日本語教育にも変化をもたらした。以前は日本語能力試験1級を取得しているなど受入れの基準が日本語であり、既存の日本語のカリキュラムの中で日本人と一緒に学んで来たが、英語基準の日本語学習歴のない正規留学生を受け入れるため、日本語教育の体制整備が進められた。その1つが初級から上級まで体系的に学べる全学的な日本語教育機関の開設である。グローバル30以前に設置されていた早稲田大学・日本語教育研究センター（1988年）、国際基督教大学・グローバル言語教育研究センター（1991年）に加えて、東京大学・日本語教育センター（2010年）、大阪大学・国際教育交流センター（2010年）、上智大学・言語教育研究センター（2012年）、グローバル30以外のSGUの中では立教大学・日本語教育センター（2011年）、創価大学の日本語・日本文化教育センター（2011年）がグローバル30の事業期間内に開設されている。

日本語教育の一元化・体系化が行われる中、特に入門・初級レベルが拡充された。この間、英語コースの学生を対象とした日本語科目の整備（大阪大学）、正規留学生のための初級・上級日本語の開講（京都大学）、未習からディスカッションレベルまで幅広い授業の設置と入門レベルのクラス増（明治大学）、体系化された日本語科目を単位取得が可能な正課科目として開講（東京工業大学、立命館大学）、といった取り組みが報告されている。¹⁴

グローバル30の採択期間中に新設された上記18の英語学士課程（表2）は、

14 日本学術振興会「大学の国際化のためのネットワーク形成推進事業（グローバル30）」構想の概要及び取組実績の概要 https://www.jsps.go.jp/j-kokusaika/jigo_kekka.html（2022年7月20日アクセス）及び前掲「スーパーグローバル大学創成支援事業」構想調書（平成30年度補正）

専攻別に見ると理系が文系の2倍以上を占めていたが、ほとんどのプログラムは日本語を必修とし、上智大学の理工学部英語コースのように選択として始められ、現在も選択を継続している場合もあるが、設置当初からの必修を続けているプログラムが多い。

2.2 SGU 英語学士課程における日本語教育プログラムの類型化

柳沢（2021）では、2020年12月の時点でSGUの英語学士課程で実施されていた日本語教育プログラムを、以下の6つの範疇に分類した。

- (1) 語学科目としての日本語が設置されていない。
- (2) 原則履修しなくてよい（履修しないのが基本の選択肢である）。
- (3) 選択科目もしくは外国語の1つとして選択、卒業所要単位に含めることができる。
- (4) 必修科目である。
- (5) 高年次のバイリンガル／日英二言語教育の一環である（必修）。
- (6) 高年次の日本語を教授言語とするプログラムの一環である（必修）。

本稿では2で述べたように、前回の調査結果に追加・修正を加え、2021年7月の時点で、SGU37大学のうち26大学・54の英語学士課程（表1）に確認された51の日本語教育プログラムを、上記6つの範疇に再び分類した。「英語学士課程」の扱いであっても、英語基準で入学し、英語による授業のみで卒業が可能なプログラムばかりではなく、日本語が必修であるプログラムが最多である（図1）。また少数ではあるが日本語が入学要件であったり、入学の対象が日本人学生となっているプログラムもあり、入学の対象が日本人学生である3つのプログラムは類型化には含まれていない。図1は6つの範疇の割合、図2は必修のプログラムにおける単位数の内訳を示す。

以下、柳沢（2021）に掲載したそれぞれの範疇の説明を、聞き取り調査からの修正を加えて再掲する。

(1) 法政大学のグローバル教養学部は語学科目としての日本語を設置しておらず、立命館大学・情報システムグローバルコースでは、正課外の課外講座として提供されている。

(2) 国際教養大学や早稲田大学の政治経済学部など5つのプログラムでは、日

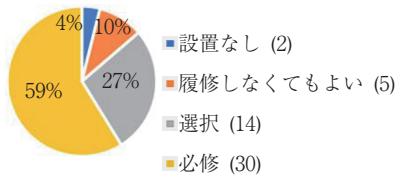


図1 スーパーグローバル大学英語学士課程の日本語教育プログラム

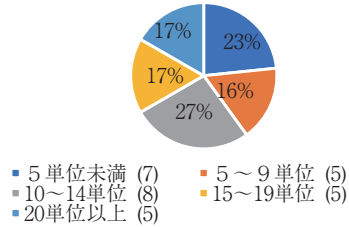


図2 必修単位数の内訳

本語が提供されていても履修せずに卒業することが可能であり、履修しないのが基本の選択肢である。

(3) 上智大学の3つのプログラムなど約3割に当たる14の英語学士課程では、選択科目もしくは外国語の1つとして選択できることになっており、日本語以外の言語からの選択も可能である(図1)。しかし(3)に該当するほとんどの大学が、初級から上級まで日本語を体系的に学ぶことができる全学的な日本語教育機関を有し、いずれのプログラムも就職に対応できるレベルまでの学習が可能となっている。

(4) 先述のように、旧グローバル30のプログラムは開設当初からの必修を継続しており、(5)(6)を含めたほぼ6割の30プログラムで必修となっている(図1)。理系は4～12単位、文系は3～41単位と幅はあるが、そのうち10単位以上を必修とするプログラムが61%と6割を超え(図2)、東北大学、名古屋大学、九州大学といった旧グローバル30のプログラムは理系でも10単位以上が必修、シラバス等から1・2年の低年次に週6～7時間の授業をこなしていることが伺える。文系では早稲田大学の社会科学部(20単位)、文化構想学部(24単位)、関西学院大学の国際学部(18単位)のように、日本について学ぶプログラムの場合20単位前後が必修となっている。

(5) 国際基督教大学(ICU)は日英バイリンガリズム、立命館アジア太平洋大学(APU)は同一科目が日本語・英語で提供される日英二言語教育を行っており、いずれも必修の場合ICUは35単位、APUは1年次に初級・中級の16単位が必修となっている。

(6) 3年次に日英併用、4年次に日本語で専門分野を学ぶ北海道大学の現代日本学プログラムは、中級から始まり41単位以上が必修である。

シラバスも併せて参照すると、必修としているプログラムのうち、約7割(67%)

の20プログラムが、学習者の自立が可能な中級レベルまで進むようである。

2.3 聞き取り調査

各プログラムの日本語教育のゴールと達成度について、2021年5月から2022年2月まで、コロナ禍の中、予定していた訪問調査の代わりに電話とメールを介して聞き取り調査を実施した。回答者はプログラムの担当教員もしくは担当職員である。上記51のプログラムのうち類型化の(1)と(2)、即ち日本語が設置されていない2つのプログラム、設置されていても履修しないのが基本の選択肢である5つのプログラム、計7つのプログラムは含めず、合計44プログラムを聞き取り調査の対象とした。回答者にはまず電話で調査の意向を伝え、了承が得られた場合、科学研究費助成事業データベースに掲載されている研究概要のURL、東京基督教大学の倫理規準に則り研究倫理委員会に承認された同意書を送付、氏名を含め個人情報は一切公表しないことを確認した上で聞き取り調査を実施した。

2.3.1 各プログラムの日本語教育のゴール

聞き取り調査に先立ち、それぞれのプログラムの日本語教育のゴールについて、ウェブサイト等で公表されているものについては内容を確認、記載がない場合は、ゴールの有無とその内容について各プログラムに問い合わせた。

日本学部など日本に特化したプログラムの場合、日本の文化や社会について学び、理解を深めることが日本語を学ぶ目的として記載され、それ以外のプログラムでは、日本語能力の習得のためにレベル別に目標を設定し、その達成をゴールとしている場合が多い。初級レベルでは日本語の基礎を学び日本文化に親しむこと、初級より上のレベルでは2年次からの日本語での履修、中級レベルの日本語能力の習得、高年次の日本語で開かれているゼミへの参加、などが挙げられた。

そして学修に加えて、日常生活と日本企業への就職という日本での現実に対応するゴールが47%とゴール全体のほぼ半数を占めていた(図3)。理系を中心に、日本での日常生活が送れること、そのために最低限の日本語を身につけるべく、単位の修得自体が1つのゴールである、という回答も寄せられた。日常生活、学修、就職と、複数挙げられている場合もあり、ウェブサイトに記載されているゴールは簡単な日常会話という初級レベルだが、実際のゴールは日本での就職であり、その達成に向けてビジネス日本語の履修を推奨しているという理系のプログラムもあった。

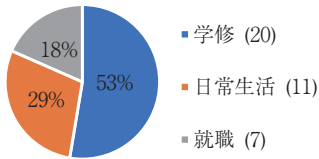


図3 ゴール内訳（複数回答含む）

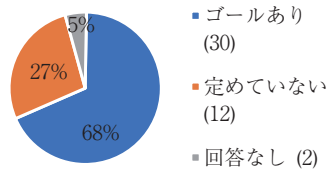


図4 プログラムのゴール

他方、意図的にゴールを定めていないプログラムが27%と全体の3割近くを占め（図4）、この3割の中には必修・選択両方のプログラムが含まれているが、学生個人が学修ゴールを設定する形になっている、英語で学ぶコースであり日本語についてコースとしてのゴールは定めていない、といった理由が挙げられた。またカリキュラム自体が目指す所を表している、つまり基礎的な言語能力を習得した後、その後の履修・進路選択の幅を広げられるだけの単位数を設定しており、よって特にゴールを定めていない、という回答もあった。日本語が選択である文系の1つのプログラムは、履修レベルが学生によって異なり、共通したゴールは定めていないが、このプログラムの場合、日本語科目を多数履修できるようカリキュラムが設定され、学習環境が整っており、初修者の多くは日本語を履修する、また欧米ではなく日本の英語プログラムを選んで来る学生は、選択であっても日本語の履修を希望する、という説明があった。

2.3.2 達成度についての自己評価

次にそれぞれのプログラムに、ゴールの達成度について下記の5段階の自己評価と、その理由の説明を依頼した。

- ① 達成できている。
- ② ほぼ達成できている。
- ③ まあまあ達成できている。
- ④ ほとんど達成できていない。
- ⑤ 達成できていない。

先述のようにゴールのないプログラムが全体の3割近くを占めており、ゴールを定めておらず回答できない、新しいプログラムでまだ卒業生が出ていないので評価

できない、また答えられる担当教員・職員が配置されていない等の理由で回答が難しいというプログラムが複数あり、よって実際に評価できたのは22プログラムで、聞き取り調査を実施したプログラムの丁度半数になったが、その9割以上のプログラムが程度の差はあるが「達成できている」と回答、そのうち②の「ほぼ達成できている」が半数を占めていた(図5)。

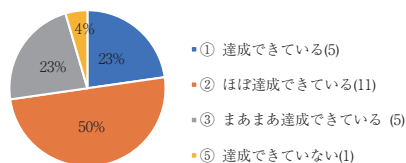


図5 ゴールの達成度

「達成できている」理由としては、所定の単位を修得できている——日本で生活に最低限必要な日本語を学べるよう設定された必修の単位を修得、全ての学生が20単位を越える卒業要件を問題なく満たし卒業している、ディプロマポリシーに書かれている中級レベルにやはり全員が到達できている、という回答があった。

「ほぼ/まあまあ」達成できている理由は、初級レベルではほとんどの学生が単位を修得、日常会話ができるようになり日本人学生との交流も可能になっている、必修を終えた後も日本語への意欲が高まり日本語学習を継続していることなどが挙げられた。初級より上のレベルでは、履修の幅を広げるために意図された必修単位数を修得、また身につけた日本語能力を生かして日本の企業に就職している、などの説明があった。日本に特化した文系のあるプログラムでは、入学時には初修の学生でも4年次には日本語で授業を履修、卒業論文の資料として日本語の文献を読みこなし、やはり日本を扱う別のプログラムでは、学期末に日本語能力試験の模擬試験を実施、概ね目安となるレベルに到達していることが②の「ほぼ達成できている」理由として挙げられた。

一方「ほぼ」達成できても改善の余地がある理由として第一に挙げられたのは、就職に必要なレベルに達するための時間数の不足である。日本語能力試験N1レベルより上の能力を求められることも多々あり、現在の低年次に加えて、高年次でも就職に対応できる日本語を集中的に学ぶ必要がある。⑤の「達成できていない」を選択した理系のプログラムもあり、正課と正課外を合わせて、初級からビジネス日本語まで日本語学習を継続できるよう環境を整えたが、時間数そのものが十分で

はなく、日本での就職を目指すゴールの達成に困難を覚えているという説明があった。

大学全体型の英語プログラムではないが、全学的な学修・生活指導におけるサポート体制ができていているという理由で②「ほぼ達成できている」との回答も寄せられた。サポート体制は具体的に、まず時間割に反映されており、他の科目と重ならないよう必修は1限、必修後の選択科目は6限中心に配置されている。日本語の授業が毎朝あり、学生の問題にまず気付くのが日本語の教員だという理由から、初級のクラスは担任制を取っており、アドバイジング・カウンセリング部門、保健室、アカデミックアドバイザーと連携、また出口支援のためのキャリアサポートセンターとの連携もできていると言うことだった。ハディック¹⁵は、大学の言語教育機関は教育機関であると同時に留学生に対する支援機関であり、米国の場合 ESL (English as a Second Language) プログラムは留学生や外国人研究者を大学につなげる重要な架け橋となると述べているが、日本の大学における日本語教育機関も同様の支援機関として機能していることを示す事例である。

3. おわりに

SGUの英語学士課程における日本語教育プログラムの類型化、各プログラムへの聞き取り調査を通して見えて来たのは、英語基準の学生の受入れに対応する様々な形での自己変革のプロセスである。必修が全体のほぼ6割を占め、うち7割が中級以上まで進むという実態は、日本で学び、生活し、就職するという現実に即した対応であり、日常生活・就職に関するゴールがゴール全体のほぼ半数を占めていることは、その裏付けとなるものである。設定されたゴールがほぼ達成されている一方、就職が可能なレベルには時間数が足りないという声もあり、キャリア支援のための日本語教育の時間は更に必要だと思われる。実際必要な時間は専門科目との調整の中で捻出しなければならず、上記の例のように大学全体でサポート体制が作られ、時間割まで考慮されているプログラムはSGUの中でも珍しい。

グローバル30の採択期間中に開設された初期の英語学士課程では、理系を含めてほとんどが日本語を必修とし、現在も必修が6割と最多である一方、今回の調査では、日本語を選択とするプログラムもほぼ3割を占め、選択という枠組みを活か

15 John K. Hudzik, *Comprehensive Internationalization: From Concept to Action*. Washington, D.C.: NAFSA: Association of International Educators, 2011.

したカリキュラムも増加していることが確認された。選択の場合、必修と異なり全員に一定レベルの習得を求めないので、個々に合った形での学習が可能になるという利点がある。ただ日本語は他の言語に比べて学習環境が整っているという実情もあり、日本の英語プログラムを選んで来た学生は、選択であっても日本語の履修を希望するようである。

このように日本語を選択として提供するプログラム、また意図的にゴールを定めていないプログラムがそれぞれ全体の3割近くに上っていることは、英語学士課程における日本語教育が移行期にあること、即ちより多様な日本語力の学生を受け入れ¹⁶、また卒業後の進路も、一律に日本での就職を目指すよりも、進路選択の幅を広げる方向に進んでいると思われる。

学士課程は学位の取得を目指すのみならず、学業以外の異文化体験を通して成長が可能な期間である¹⁷。留学生を教室の外へとつなげる日本語教育はその基盤となるものであり、今後益々多様な日本語レベルの学生に対応して行く時、より多くの学修・出口支援が必要になると思われるが、提供される教育の内容は国際化の質そのものを左右する。より多様な日本語レベル・留学目的を持つ学生を受け入れて行く移行期に差し掛かった現在、日本の英語プログラムを選んだ学生が日本の文脈で有意義に学ぶことができるよう、質量共にふさわしい日本語の学びを提供して行く大学側の自己変革が、一層求められている。

16 池田伸子「本学が迎える正規学部留学生受け入れの新時代（正規学部留学生受け入れの新時代：多様な留学生との学びは大学をどう変えるのか）」（『シリーズ新しい日本語教育を考える』8、2019年、21-34頁）

17 Sarah R. Asada, (2019) : Study abroad and knowledge diplomacy: increasing awareness and connectivity to the host country, host region, and world, Compare: A Journal of Comparative and International Education, DOI: 10.1080/03057925.2019.1660143.

How did Ancient Israelites Perceive Time?: A Theoretical Proposal from Language Study

Jun Sato

1. Introduction¹

Biblical Hebrew (BH) has long been considered a tense-prominent language, whose verbs mainly express past, present, and future. This tradition can be traced to a Jewish medieval grammarian Saadia Gaon (940-1010).² It still serves as the standard explanation in grammars for BH. Against the traditional view, aspect theories have been sporadically introduced, from G.H.A. Ewald in 1870 and S.R. Driver in 1892 to John A. Cook in 2002 and 2012.³ Furthermore, historical linguists have recently argued the development from aspect-

- 1 This paper is not a proven research article due to my inexperience of philosophical arguments on time and the lack of textual analysis, but rather a survey note, which earlier version was presented at the 2018 Society of Biblical Literature annual meeting in Denver, USA. I am grateful for the feedback received there. I acknowledge that this paper contains several insufficient or under-argued descriptions and am responsible for all opinions and errors herein. However, I believe that the ideas have originality that could be developed into a research paper. This is why I have submitted this paper to the category of research notes, not papers, in the bulletin. It is hoped that scholars with appropriate skills will develop and complete this study.
- 2 Leslie McFall, *The Enigma of the Hebrew Verbal System: Solutions from Ewald to the Present Day* (Sheffield: The Almond Press, 1982), 2-3.
- 3 G.H.A. Ewald, *Kritische Grammatik der hebräischen Sprache* (Leipzig: Im Verlage der Hahnschen Buchhandlung, 1827); S.R. Driver, *A Treatise on the Use of Tenses in Hebrew and Some Other Syntactical Questions* (Oxford: The Clarendon Press, 1892); John A. Cook, "The Biblical Hebrew Verbal System: A Grammaticalization Approach," (PhD diss., University of Wisconsin-Madison, 2002); John A. Cook, *Time and the Biblical Hebrew Verb: The Expression of Tense, Aspect, and Modality in Biblical Hebrew* (LSAWS 7. Winona Lake, IN: Eisenbrauns, 2012).

prominent verbal systems to tense-prominent systems in Semitic languages. According to their view, the verb in ancient Semitic languages, including BH, mainly expresses aspect, not tense.⁴ The purpose of this paper is to provide another discussion to validate the aspect theory of the BH verbal system by examining the concept of time in the cognition and language of its speakers, based on the assumption of a weak hypothesis of linguistic relativity, by which how ancient Israelites perceived time could be revealed.

According to linguistic relativity, which is also known as the Whorfian hypothesis, the structure of a language affects its speakers' worldview or cognition. There are traditionally two versions in linguistic relativity: the strong hypothesis and the weak hypothesis. The strong version posits that language *determines* thought about the real world and that linguistic categories limit and *determine* cognitive categories, while the weak version postulates that language *influences* thought about the real world and that linguistic categories *influence* cognitive categories.⁵ Though the strong hypothesis has been mostly abandoned today, the weak hypothesis continues to attract scholarly attention. In this paper, based on the weak hypothesis, I presuppose that the concept of time expressed by the BH verb should correlate with the ancient worldview of its speakers.

4 Eg., Cook, *Time and the Hebrew Verb*; N.J.C. Kouwenberg, *The Akkadian Verb and Its Semitic Background* (LANE 2. Winona Lake, IN: Eisenbrauns, 2010); Vit Bubenik, *Development of Tense/Aspect in Semitic in the Context of Afro-Asiatic Languages* (CILT 337; Amsterdam/Philadelphia: John Benjamin Publishing Company, 2017).

5 Strictly speaking, the strong-weak distinction is now considered an oversimplification. There are, in fact, seven versions of the hypothesis: language as language-of-thought, linguistic determinism, thinking for speaking, language as meddler, language as augments, language as spotlight, and language as inducer, of which Phillip Wolff and Kevin J. Holms rejects the first two versions based on both theoretical and empirical grounds: Phillip Wolff and Kevin J. Holms, "Linguistic Relativity," *WIRE's Cognitive Science* 2 (2011), 253–65. In this paper, however, in order to avoid complicated issues of linguistic relativity, I shall use the traditional term, the strong and weak hypotheses.

2. Concept of Time in Cognition

To begin with, it is necessary to reconsider our definition of time. Since the advent of modernity, time has often been considered according to a linear conception, in which narratives of progress and evolution (e.g., past, present, and future) are *a priori* supposed to exist. Thus, most modern people understand this time framework as their basic cognition of time. This is further confirmed by the fact that English is a tense-based language in which verbs always denote a temporal point in a given timeline that consists of a past, present, and future. Put differently, according to the weak hypothesis of linguistic relativity, the English tense-based verbal system influences its speakers to have a linear conception of time in their cognition.

However, this concept of linear time can be said a product of the Enlightenment and Western philosophy; it does not necessarily follow that all human beings have such a linear concept of time.⁶ In fact, in the past century, a reconsideration of the concept of time has been suggested from various disciplines including philosophy, anthropology, history, psychology, linguistics, cognitive science, and physics.⁷ Today, time can be interpreted as not only linear but also

6 For example, Dipesh Chakrabarty, a historian, criticizes the domination of Western historicism in historical study and advocates provincializing Europe by which non-Western historicism, which shows a variety of concepts of time, can contest the modern Western notion of the linear time: Dipesh Chakrabarty, *Provincializing Europe: Postcolonial Thought and Historical Difference* (Princeton: Princeton University Press, 2000), 3–23.

7 For example, in modern physics, the theory of relativity proposed by Albert Einstein proved that time is relative, and the time intervals between two events will be measured differently according to the perspective of the observer: Albert Einstein, *Über die spezielle und die allgemeine Relativitätstheorie: Gemeinverständlich* (Braunschweig: Druck und Verlag von Friedr. Vieweg & Sohn, 1917). Put differently, time is not absolute, true, and mathematical of itself. In his comparative religious study, Mircea Eliade stated that ancient and pre-modern people had a different historicism. In his view, for archaic people, whichever actions done by human beings were the mere repetition or reproduction of the primordial actions performed at the beginning of time by gods, heroes, or ancestors, and there was the cyclical or sacred structure of time in which the original creation is repeated by ceremonies, festivals, or rituals: Mircea Eliade, *Cosmos and History: The Myth of the*

cyclic or spiral, and not only temporal but also as embodied and spatial cognition. Furthermore, time is not only described today as absolute, objective, concrete, and real, but as relative, subjective, abstract, and refined.

Since this paper deals with BH, an ancient non-Western language, an important starting point will be to assume that its speakers probably had a different cognition of time from the modern conception. Nevertheless, this necessary re-consideration of our concept of time has been rarely examined in biblical studies. One significant study discussing this issue was done by Sacha Stern. Stern first defines the difference between process and time. He writes:

All we experience around us are concrete objects, engaged in certain relations which we call 'events'; events, in turn, are structured in sequences which we call 'process.' Time is only an abstract measurement of process: it is, primarily, a way of expressing how long a process is. . . . Time itself, however, is not an empirical experience, nor a palpable reality: it is only a generalized abstraction.⁸

Then, he proposes a process-based worldview as a more satisfactory representation of empirical reality. The process-based worldview no longer requires perceiving past, present, and future as the separate temporal zones of a subjective timeline. Rather, these are perceived as the status of events: past as an event in a state of completion or termination; present as an event in process; and future as an event in a state of being ready, due or about to occur.⁹ Stern further argues

Eternal Return (New York: Harper & Brothers, 1954), 17–26. In cognitive science, George Lakoff and Mark Johnson discussed “[m]ost of our understanding of time is a metaphorical version of our understanding of motion in space”: George Lakoff and Mark Johnson, *Philosophy in the Flesh: The Embedded Mind and Its Challenge to Western Thought* (New York: Basic Books, 1999), 139.

8 Sacha Stern, *Time and Process in Ancient Judaism* (Oxford: The Littman Library of Jewish Civilization, 2003), 18.

9 *Ibid.*, 24.

that ancient Hebrew languages correlates with a process-based worldview.¹⁰ His discussion includes Hebrew vocabulary and time-reckoning in biblical and rabbinic literatures. Regarding vocabulary, Stern asserts that there are no words that means “time” in a general sense in ancient Hebrew and redefines the meaning of some Hebrew vocabulary as it follows: **עַת** and **מוֹעֵד** as “denot(ing) points in time, appointed times, and sometimes periods of time;” **אַחֲרֵית** and **רֵאשִׁית** as referring to the limits of a process such as “beginning” and “end”; **זְמַן** as “not a self-standing or ‘pure’ entity, a universal dimension, a flow, or a continuum. . . , embracing only points in time and finite periods, . . . (and) the measurement of the occurrence and length of process, natural events, and human activities”; and **עוֹלָם** as “not temporal, but a permanent state” or referring to “distant periods in either the past or in the future.”¹¹ None of these indicate the notion of universal time or the continuum of time as a whole. Regarding time-reckoning in the literature, Sterns states, “years, months, weeks, and days simply represent the duration, or length of either astronomical and seasonal process or socially sanctioned cycles of human activity.”¹² Regarding historical writing, he indicates that dating events in Hebrew literature is not based on a system of numbered years, but purely relative terms based on specific events such as “Abraham was 48 years old when the Tower of Babel was built.”¹³ In summary, Stern has argued that the most basic cognitive component for speakers of ancient Hebrew is events, not time or timeline. Put differently, they primarily perceived their real world by spatial reality. Their cognition, then, consists of sequences of events, which Stern calls process. Time is rather secondary and functions as only an abstraction for the measurement of events and processes.

Given the weak hypothesis of linguistic relativity, the correspondence between the process-based worldview and the Hebrew languages observed by Stern is quite plausible. However, Stern’s study lacks the most important se-

10 The languages analyzed by Stern include not only BH but also Qumran Hebrew and Mishnaic Hebrew.

11 Stern, *Time and Process in Ancient Judaism*, 24, 29, 35, 107–8, 110.

12 Ibid, 36.

13 Ibid, 73.

mantic element expressing time in languages, the verb. Thus, this paper shall examine how time in the BH verb has been discussed by Hebraists.

3. The Concept of Time in the Tense Theory of the Biblical Hebrew Verb

In studies of the BH verb, the conception of time has troubled Hebraists. Whether or not the verb expresses tense has been long disputed.¹⁴ This section will assess several modern theories of the BH verb alongside the assumption that the process-based worldview should underlie the verbal system.

First, several tense theories will be discussed.¹⁵ Gesenius' grammar is probably the oldest modern work that takes a stand on tense theory. He wrote: "The verb has only two tense-forms (Perfect and Imperfect). ... All relations of time are expressed either by these forms or by syntactical combinations."¹⁶ Gesenius, therefore, presumed that past, present, and future times are ontological spheres. Therefore, the function of the BH verb directly situates the temporal point of an event to which the verb is referring on a given timeline. Put differently, the universal concept of time consisting of a past, present, and future *a priori* underlies Gesenius' grammar.

Hans Bauer discussed the concept of time in BH in the late 19th century. First, Bauer reconstructed the Proto-Semitic verb that there was the development from the prefix YQTL form to the suffix QTL form. The original imperfect YQTL was, in his view, timeless. However, according to his reconstruction, when the suffix perfect QTL emerged, it marks the end of timelessness and the beginning of the tense verbal system in the Semitic languages.¹⁷ Put differ-

14 One of the most recent discussions on the issue can be found in the articles by Joosten and Cook: Jan Joosten, "Do Finite Forms in Biblical Hebrew Express Aspect?" *JANES* 29 (2002), 49–70; John A. Cook, "The Finite Verbal Forms in Biblical Hebrew Do Express Aspect," *JANES* 30 (2006), 21–35.

15 In this paper, both absolute tense theories and relative tense theories will be discussed together.

16 Emil Kautzsch, *Gesenius' Hebrew Grammar* (translated by A. E. Cowley. 2nd ed. Oxford: Clarendon, 1910), 107.

17 Hans Bauer, "Die Tempora im Semitischen," *Beiträge zur Assyriologie und semitischen*

ently, the concept of universal time, which modern people *a priori* postulate, was introduced to speakers of Semitic languages with the rise of the suffix QTL in the ancient time. However, today, no Hebraist believes that the suffix QTL was evolved from the prefix YQTL, so there are no longer grounds to suppose his theory. Accordingly, his view on the rise of the concept of universal time in Proto-Semitic has been abandoned together.

Another classical advocate of the tense theory is G.R. Driver. In his theory, Driver explained ancient people's cognitive reality thusly: "It would seem *a priori* likely that primitive man would be occupied rather with present and future than with past events, i.e. with the needs of daily life rather than with history, ... the first requirement of the early Semites would be present-future tense."¹⁸ There are some unexplained or outdated speculations in his statement. This example illustrates that grammatical definitions of the BH verb are sometimes based on inappropriate speculations on cognitive reality of ancient people.

E.J. Revell also argued for the tense theory in the late 20th century. He stated: "(T)he indicative, QTL and YQTL, has been much debated. It seems to me that it is most easily presented as one of time reference: QTL 'past' versus YQTL 'present/future.' While the ease of such presentation is no doubt partly due to the fact that English uses a tense system, there is no real reason to suppose that Hebrew does not."¹⁹ Here, Revell uncritically adopted the modern concept of universal time represented by the English verb to the BH verb without any of the necessary consideration. This is also a discernible example of how modern or English-based worldview has been influential on BH studies.

Jan Joosten is one of the most recent advocates of the tense theory. He has provided a clear theoretical concept of time in his verbal system. He states: "Tense is a deictic category: it designates the principle by which events are located in a given time-frame such as the past, the present or the future. Tense

Sprachwissenschaft 8 (1910), 5–15.

18 G. R. Driver, *Problems of Hebrew Verbal System* (Edinburgh: T & T Clark, 1936), 28.

19 E. J. Revell, "The System of the Verb in Standard Biblical Prose," *Hebrew Union College Annual* 60 (1989), 3.

situates events on the timeline.”²⁰ Here, Joosten clearly presupposes that there must be a given timeline consisting of past, present, and future in BH. Namely, he believes that there was a time-based cognition in ancient times. His ground for this view depends on his interpretation of temporal vocabulary in BH. On one hand, he admits that the “(m)ain function of Hebrew verbal forms is not to express tense,” however, he continues “the indifference of Hebrew verbal forms to time-frames should not be interpreted to mean that speakers of [BH] had no notion of the timeline. [BH] has a full set of temporal adverbs showing that Israelites were perfectly capable of distinguishing the past, the present and the future.”²¹ Considering Stern’s process-based worldview, however, there is room for further discussion regarding temporal adverbs, since Joosten concludes that temporal adverbs are the evidence that speakers of BH had a time-based cognition, while Stern uses the same linguistic properties to propose an event-based cognition. At this point, I consider that Joosten’s verbal system is not yet as solid as it seems to be since his theoretical model of time mostly depends on a disputed matter, the temporal adverb.

Thus far, I have quickly assessed five works based on the tense theory. According to those theories, the function of the BH verb is to situate events on a given linear timeline or to indicate temporal points. This assumes that speakers of BH had the concept of universal time as one of their most basic understandings of the universe in parallel with modern people.

Furthermore, time-based cognition is *a priori* supposed in all those theories. Given the fact that there have been several criticisms against the modern concept of time as discussed in the previous section, the tense theorists need to address their theoretical grounding for presupposing the concept of universal, linear time among ancient peoples.

20 Jan Joosten, *The Verbal System of Biblical Hebrew* (JBS 10; Jerusalem: Simor, Ltd., 2012), 22.

21 Ibid, 25.

4. The Concept of Time in the Aspect Theory of the Biblical Hebrew Verb

Next, this section will review three works representing the aspect theory. The most traditional proponent of aspect theory is Ewald in the 19th century. Regarding the main function of the BH verb, he wrote: “auf dem Grunde dieser allereinfachsten Zeitunterscheidung [i.e., vollendet: unvollendet] sind eine menge feinerer unterscheidungen und gebilde möglich” ‘At the basis of this very simple time distinction [i.e. completed and uncompleted], a lot of finer distinctions and structures are possible.’²² Here, Ewald clearly indicated that the distinction between completed and uncompleted is the main function of the verb. In linguistics, this is later interpreted as perfective and imperfective of viewpoint aspect. Ewald did not presuppose that the universal linear timeline underlines the temporal system of the BH verb. According to Leslie McFall, Ewald assumed only an absolute present time of speakers, and that each event expressed by BH verbs is not situated on a timeline, but rather relatively relates to each other event according to speaker’s viewpoint.²³ Thus, Ewald supposed that ancient Hebrew speakers probably perceived their reality based on events, not time or a timeline.

S.R. Driver, another traditional advocate of the aspect theory, denied the tense theory and stated: “The tenses, then, in so far as they serve to fix the date of an action, have a relative not an absolute significance. . . . the Hebrew verb notifies the character without fixing the date of an action and, . . . its two forms, . . . one is calculated to describe an action as nascent and so as imperfect; the other to describe it as completed and so as perfect.”²⁴ He further explicated that one of the peculiarities of the BH verb is “the ease and rapidity with which a writer *changes his standpoint*, at one moment speaking of a scene as though still in the remote future, at another moment describing it as though present to his gaze.”²⁵ Put differently, in S.R. Driver’s theory, speakers of BH described

22 Ewald, *Kritische Grammatik der hebräischen Sprache*, 350.

23 McFall, *The Enigma of the Hebrew Verbal System*, 49.

24 Driver, *A Treatise on the Use of Tenses in Hebrew*, 5.

25 Ibid, 5.

events based on their viewpoint without assuming a given linear timeline.

In this century, John A. Cook has elaborately discussed the semantics of the BH verb with rigorous linguistic theories. His theory regarding time can be summarized as it follows: Each verbal form has a default temporality in direct-speech, i.e., QTL as past and YQTL as non-past, but those are not fixed (i.e. not functioning as tense), and temporality in discourse is determined by temporal or modal relationships between each event.²⁶ In his model, time functions as measurement between events: i.e., indicating relative temporal relationship between events such as prior, subsequent, inclusive, or simultaneous.²⁷ Put differently, Cook presupposes an event-based cognition for ancient BH speakers/writers.

In summary, there are several significant similarities between aspect theory and a process-based worldview. Both consider events as the most common cognitive reality for speakers of BH. That is, their cognition is event-based, not time-based. No given universal timeline consisting of past, present, and future underlies either the aspect theory or the process-based worldview. Time functions as an abstract notion expressing temporal relationships between events. Biblical writings can be described as the sequences of events observed by the speakers/writers, which Stern calls process, but can be described neither as the sequences of temporal events situated on a timeline nor the sequences of temporal points. All these similarities entail that the aspect theory better fits with an ancient process-based worldview.

5. Summary

In order to provide another perspective on the long-standing issue of tense

26 Cook, *Time and the Hebrew Verb*, 268, 275–326.

27 Especially, see his analysis on temporality of several biblical passages: Cook, *Time and the Hebrew Verb*, 326–37. In order to indicate relationship between events, Cook uses various linguistic signs such as \subseteq (inclusion relationship: i.e. first event is included within the second), $<$ (temporally precedence relationship), and \cap (intersection: events with temporal overlap with each other).

or aspect in the BH verb, this short paper has discussed three presuppositions. First, it presupposes linguistic relativity between cognition and language, especially the weak hypothesis. That is, there is a correlation between the grammatical system of BH and its speakers' cognitive process. Second, given the structure of the language, it is very likely that the concept of time was different between ancient Hebrew people and modern people. Third, the process-based worldview proposed by Stern has explicated a plausible cognitive reality for speakers of BH. Based on these presuppositions, I have further discussed how Hebraists have argued the concept of time in their grammatical or linguistic studies. This paper has detailed how proponents of tense theory have often *a priori* adopted modern concept of universal time as their theoretical grounds. The tense theory assumes that the cognition of speakers of BH is time-based and that events expressed by verbs are to be situated on a given timeline. On the other hand, aspect theory presupposes that cognition is event-based, and that time functions as measurement of events, which perfectly coexists with the process-based view.

The implications for future studies are threefold. First, since there are still few studies on the concept of time in ancient Israel, academic endeavor to clarify the cognitive background of speakers of BH needs to continue. Second, advanced lexical studies on temporal vocabulary in BH are necessary to support the ancient concept of time because there is, for example, a contradiction between the works of Stern and Joosten regarding the definition of temporal vocabulary in BH. Third, textual analysis on the passages that contain key ideas on time in the Hebrew Bible is required.

【書評】

山口希生著『ユダヤ人も異邦人もなく—パウロ研究の新潮流』

新教出版社、2023年、232頁

ISBN: 978-4400111856、定価 2,475円

須藤英幸

本書は「パウロの（をめぐる）新しい視点」（New Perspective on Paul）、いわゆる NPP として知られる「パウロ研究の新潮流」についての入門書である。NPP は 1977 年に出版された E・P・サンダースの最初の主要な著書『パウロとパレスティナのユダヤ教』*Paul and Palestinian Judaism* に端を発しており、それを基礎にして、J・D・G・ダンと N・T・ライトのパウロ研究が続いた。サンダースとライトは史的イエス研究者としても知られる学者である。彼らは、イエスを信仰の対象である以前に歴史的人物としてイスラエル史の中に位置づけるべきだとする「史的イエス研究」Historical Jesus Research のアプローチ（「第三探求」Third Quest とも呼ばれる）を採用し、第二神殿時代（紀元前 537 年～紀元後 70 年）の後期ユダヤ教や 1 世紀の「社会的世界」Social World を正典に制限されない文書群、すなわち、第二神殿時代のユダヤ教文書から分析することによって、史的イエスを「終末論的預言者」や「自らの死によって神の国を実現させた預言者」と理解したのである¹。NPP の潮流は、この史的イエス研究の手法をパウロ研究に適用したものであると考えることができる。この手法によって、サンダースは、パウロにおけるユダヤ教との相違を伝統的な律法と福音との対立ではなく、神の民の一員となる方法をめぐる対立だと説いた。

本書はおそらく本邦で初めてとなる NPP についての本格的な入門書であり、一般読者だけでなく神学の専門家にとってもその発展過程や概略を把握するために有益となる優れた著作である。著者の山口希生氏は、中原キリスト教会の牧会者であるばかりか、セントアンドリュース大学で博士号を取得された優れた研究者でもある。特に、博士論文の指導教員が N・T・ライトその人であったことから、氏が NPP の入門書を上梓されたことは誠に相応しいことであるばかりか、同じ大学で

1 加藤圭「史的イエスの第三探求、その輪郭と妥当性：史的イエスの探求は不可欠な営み」（『カトリック研究』第 69 号、2000 年、1-27 頁）

教える同僚として喜ばしいことでもある。

本書は、序章と終章を除いて、3部から構成される。第1部「NPPの先駆者たち」ではNPPを準備した研究者としてF・C・パウル、アルベルト・シュヴァイツァー、W・D・デイヴィス、エルンスト・ケーゼマンの4人が、第2部「NPPを代表する研究者たち」ではNPP本流の研究者としてE・P・サンダース、J・D・G・ダン、リチャード・ヘイズ、N・T・ライトの4人が、さらに第3部「ポストNPPの旗手たち」ではNPPを乗り越えようとする研究者としてダグラス・キャンベルとジョン・パークレーの2人が取り上げられる。本書の構造と氏による明瞭な説明によって、読者はこれまでのNPPの発展とその概略を明瞭に、しかも楽しく理解することができるだろう。

先ずNPPの問題意識が説明される、導入の章（第1章）に注目してみよう。NPPの歴史的関心は「イエスやパウロが活躍した第二神殿時代後期のユダヤ教の真の姿はどのようなものだったかという点」にあり、一方、その神学的関心は「救済論における『行い』と『信仰』との関係」にあるのだと説明される（p. 15）。その歴史的関心からも、NPPが史的イエス研究と同じアプローチをもつことが分かる。では、NPPの歴史的アプローチから為される神学的主張とは何だろうか。それは、「パウロの関心は『救われるためには善い行いが必要かどうか』ではなく、『異邦人は救われるためにユダヤ人になる必要があるのかどうか』という点」にあり、したがって、「パウロが反対したのは、律法を行うことそのものではなく、異邦人をユダヤ人にさせてしまうような律法の実践だ」というものである（p. 18）。では、NPPの批判対象は何だろうか。それは、「パウロの救済論の本質を『行い』対『信仰』の二項対立にあると見なす、伝統的な立場への批判」である（p. 18）。教会の現場では、NPPとは何かと質問を受けても適切に応答できない状況が予想される中で、NPPの専門家による明瞭な説明に触れることができるだけでも本書を手にする価値がある。

NPPの流儀に従ってのことだろうか、本書では、伝統的神学が論敵として明確に想定され、「宗教改革以降のプロテスタント神学」（p. 20）、「プロテスタント神学の伝統的な見方」（p. 22）、「宗教改革以降のキリスト教神学者たち」（pp. 27-28）等として十把一絡げに扱われ、それが一刀両断される。伝統を背負うことは何かと肩が凝るものであろうし、それゆえ、伝統的な神学を大胆にこきおろす論調には爽快感さえ感じられる。

ここでは、本書の論述方法の問題点について、今後の議論が活発になることを願

いつつ、少し踏み込んで論じてみたい。第一に、本書では伝統的神学の代表者として頻繁に引用されるルターがNPPの立場から批判されているが、本書におけるルターの理解が「ステレオタイプ」にとどまるとはいえないか。NPPとは何かについて、「ステレオタイプなユダヤ教理解を退ける」(p. 14) ことと第一に掲げながら、乗り越えるべき伝統的神学を「ステレオタイプ」な理解で片付けてしまつては、論述自体が手前味噌になりはしないか。たとえば、結びの章(第12章)で、「このように、ルターの言う『交換』においては、信仰者の持つすべての不義がキリストのものに見なされ、キリストは『罪人』として神に裁かれる一方、キリストの持つすべての義は信仰者のものと見なされ、信仰者は『義人』として天国に迎え入れられます。これがルターの言うところの『幸いな交換』です。しかし、この交換はあくまで仮想的・虚構的なものです」と批判される(pp. 207-8)。だが、なぜルターの交換概念が「仮想的・虚構的」であるのか、その根拠が示されていない。そもそもルターの「幸いな交換」概念とは、中世の修道院神学者ベルナルドゥスが『雅歌講話』の中で展開した、キリストとの合一を説く「花嫁神秘主義」の伝統が、救済論として継承されたものである。実際に、ルターの「幸いな交換」概念とは、キリスト者が信仰を通してキリストの義に参与するものと考えることができる。すなわち、花婿が花嫁の所有物を共有するように、「[キリスト]は、[ご自分の義]を私たちと幸いにも交換することによって、罪深い私たちを引き受けられ、潔白で勝ちを収めるご自分の人格的特性を私たちに与えられたのだ」²と説明される(『ガラテヤ大講解』3:13)。加えて、ルターの救済論はアウグスティヌスのそれと同様に聖霊に助けられたプロセスと考えられている。神によって義とされるということは救済プロセスの始まりであつて、この義認がキリスト者をキリストの似姿へ変えていくような実質的な効力をもつのだ、だから、善い行いが信仰者を作るのではなく、信仰による義認が善い行いを生み出していくのだ、というのがルターの主張である。すなわち、あくまでも信仰義認は救済プロセスの始まりであるのだが、義認の効力によって善い行いが生み出されていくゆえに、最終的に救済は信仰義認に依存することになる。余談になるが、ルターが第一に乗り越えようとした神学は、中世の伝統的な神学への批判から生じた「新しき方途」via modernaというガブリエル・ビールの形式的な契約神学であつた。このビールの契約神学とNPPとは興味深い類似があるように思われ、そこでは、罪概念の深刻さの欠落と救済基準の曖昧さとか

2 WA 40 I, 443, 23-24: Sie feliciter commutans nobiscum suscepit nostram peccatricem et donavit nobis suam innocentem et victricem personam.

見て取れる。両者において、契約が与えられること自体が神の恩恵と見なされる一方、内面から実質的な助けが生じることになるような、効力ある恩恵概念が主張されないのである。以上のようなルター神学をめぐる視点から考えて、ルターをまともに批判しようとする場合、テキストに則った厳密なルター理解が要請されることになる。

本書の論述方法の2つ目の問題は、NPP と伝統的神学との関係についてである。本書の論述から、NPP が伝統的神学に置き換わる可能性を著者が前提としていことが読み取れる。果たして、史的イエス研究という学術的アプローチに基づくNPPは、伝統的神学に置き換わるような範疇をもつ神学なのだろうか。あるいは、NPPはその史的アプローチから伝統的神学を補強する役割を担っているのではないか。この点を説明するために、キリスト教史と教理史の視点から少し説明を加えてみたい。およそ3世紀から継続する伝統的神学では、神学的アプローチと正典的アプローチが主な方法として考えられてきた。神学的には、信仰の対象である三位一体の神が、正しい方であるばかりか、深く憐れみを示される恵み深い方でもあることが信じられてきた。神の子イエスが受肉したのも、この神のご性質を人々に啓示するためばかりか、律法が与えられたイスラエルの民だけでなく、右往左往するばかりの憐れな人々にも救いの道を開くことができるようにおもに贖罪として十字架まで従うためである。パウロは、この復活のイエスに打たれることによって、キリストを宣べ伝える人となった。そればかりか、聖霊が異邦人にも下り、キリスト教が世界信仰として発展していくことになる。このような伝統的神学がもつ大きな神学的枠組みは、人間の内にあって効力をもつ神の恩恵を指し示している。他方で、新約の記者たちは正典（すなわち旧約聖書）を用いるに当たり、ヘブル語マソラ本文とギリシア語七十人訳とから自由に引用しているが、その文書群は大方正典に限られている。それに加えて、リチャード・ヘイズの研究が明らかにするように、パウロを含めた新約の記者たちによる旧約の引用方法は、旧約の記者たちの生活の場である歴史的社会的状況に注目するのではなく、旧約聖書を独立したテキストとして、すなわち、究極的には聖霊によって書かれた文書として、したがって、旧約記者の意図をも超える可能性がある文書として、預言的表現や比喩的表現を最大限に生かすものである。その後のキリスト教の指導者たちは、新約聖書の正典化にこだわりを見せてきた。先鋭的なパウロ主義者であったマルキオンによる排他的な正典化に対して、伝統的な神学者たちは2世紀から4世紀にかけて使徒的文書の包括的な正典化を行った。ここで、使徒的文書というのは、東西にまたが

る当時のおもだった教会が信仰に益する文書としておおよそ共通して保有した文書群であった。新約記者による自由な旧約の引用方法に呼応するかのよう、アウグスティヌスは、曖昧な聖書箇所への聖書解釈について、愛を前進させるような解釈であれば、どんなものであっても誤りとは言えないのだと主張した（397年の『キリスト教の教え』）。包括的正典化の結果も寄与して、聖書言語そのものの意味は時として（特に比喻表現が含まれる場合）多様なものとして解釈されるのである。この立場は、後述するリチャード・ヘイズにも見受けられる、伝統的キリスト教が共有してきた、一定の基準内にある自由な聖書解釈である³。これに対して、史的アプローチでは伝統的の神学における聖書解釈が正確でないと言われる。この批判自体は学術的研究の結果であり、真摯に受け止めなければならないだろう。しかし、本書の論述には、歴史的社会的状況という単純化されたモデルが唯一の正しい聖書解釈であるという前提があるように思われてならない。

本書の論述方法の3つ目の問題は、第2部「NPPを代表する研究者たち」の中に先ほど言及したリチャード・ヘイズが含まれることである。ヘイズは、1991年から2018年までデューク神学大学院（Duke Divinity School）で教鞭を執った、合同メソジスト教会の牧師資格を有する、どちらかと言えば保守的な新約聖書学者である。彼の博士論文が出版された『イエス・キリストの信仰』が本書では紹介されるが、その後の主要な研究で、彼は一貫して信仰共同体の役割を重視しながら、新約聖書の神学と倫理学との探求に向かっている。新約研究の分野では、ヘイズはパウロ書簡や福音書における旧約聖書の使用方法を研究しており、その内の一冊が2023年に東よしみ訳『パウロ書簡にこだまする聖典の声—パウロは「旧約」聖書をどう読んだか』（日本キリスト教団出版局）として翻訳された。確かに、ヘイズはNPPの代表的な研究者たちと懇意にしていることが伺われる研究者であり、したがって、NPPの学術的成果を積極的に受容している。他方で、ヘイズは史的イエス研究の手法に反対する立場を公言しており、その点ではNPPの方法と一線を画している。ヘイズの関心は、NPPのように第二神殿時代のユダヤ教における歴史的社会的状況にあるのではなく、テキストの自律性を前提として、新約の聖書記者たちが旧約をどのように読んだのかという問いを問テクスト性の手法から明らかにすることにある。この意味で、ヘイズは、伝統的の神学がもつ正典的アプローチにとどまっていることになり、したがって、この正典的アプローチから伝統的の神学と

3 リチャード・B・ヘイズ『パウロ書簡にこだまする聖典の声—パウロは「旧約」聖書をどう読んだか』東よしみ訳、日本キリスト教団出版局、2023年

NPP との乖離を乗り越えようとするのである。ちなみに、神学的アプローチからそれを乗り越えようとする研究者が、本書の第3部「ポスト NPP の旗手たち」の中で紹介されるジョン・バークレーであろう。バークレーは NPP の学的成果を受容しながらも、伝統的な神の恩恵概念を再考することによって、NPP を乗り越えようとしている。以上より、リチャード・ヘイズを「NPP を代表する研究者たち」に含ませてしまうことは、神学的な総合の試みとしてヘイズの著作を愛読する者としては受け入れがたい。ヘイズの思想は、NPP の影響を受けながらも、伝統的神学を創造的に復興させる方向にも向かっているのである。

本書の長所は、何と言っても論述が分かりやすく楽しく読み進めていける点にある。したがって、以上論じてきた本書に見受けられる3つの問題点に留意しながら本書を読み進めていけば、新しい学的方法によって頗る目新しい^{すば}学的成果を实らせている NPP の分かりやすい入門書として、本書は NPP についての重要な情報を提供してくれるはずだ。本書で触れられているように、NPP を牽引してきたサンダースやダンが世を去って、NPP と伝統的神学との乖離を乗り越えようとする研究者も登場してきており、それゆえ、NPP を取り巻く研究状況が新しいフェーズに移ったようにも思われる。それに伴って、NPP への敷居が徐々に低くなっていくことも予想され、その意味でも本書は貴重な情報源になろう。

最後に、個人的なことになるが、本書を書き上げられた山口希生氏に感謝を申し上げたい。本書によって、NPP について多くのことを学ぶことができたばかりか、これまで、神学的・正典的アプローチからの聖書解釈学、アウグスティヌス研究、ルター研究と伝統的神学に携わってきた自分の研究を根底から問い直す機会が与えられた。そればかりか、NPP に対してどのように考えてよいか判然としなかった自分の態度に、明確な方針が与えられた思いがする。すなわち、NPP の神学をどのような形で受容していくことになるかと、自分たちのルーツであるアウグスティヌス、トマス・アクイナス、ルター、カルヴァン等の伝統的神学の本流と目される神学者のテキストをきちんと読み解いていくことの大切さを再度確認することができた。なぜなら、NPP の目指すところは、新しい教団の形成にあるのではなく、伝統的神学の刷新にあるのであって、したがって、伝統的神学を正しくまた深く理解していなければ、NPP がもたらした学的貢献を十分に活用することができないからである。以上の分析より、NPP の発展と概略を学びたい方々、あるいは、NPP についてどのように考えればよいのか判然としない研究者や牧会者の方々に、本書を強くお勧めしたい。

要 約

[日本語要約]

『基督教世界』における錦織久良

—宗教文芸家から銃後の婦人へ—

岩田三枝子

錦織久良（1889-1949）は、キリスト者文芸家であり、女性運動家でもある。長岡女子師範学校時代に友人を介してキリスト教に出会い、その後伝道者を志して共立女子神学校で学んだ。錦織は、同校在学時代から『基督教世界』や日本基督教婦人矯風会機関誌『婦人新報』に、短歌や廃娼論等の女性問題への提言を寄稿する。さらに40代に入った頃から、会員数300万人以上とされる全関西婦人連合会の政治・法律部の委員長となり、毎年の大会では10年以上にわたり司会を務め、また全関西機関誌『婦人』でも女性を取り巻く課題について提言や解説など30回以上の稿を寄せた。錦織がキリスト者文芸家として、また女性運動家として活動した期間は、1930年代の軍国主義が濃くなる時期であった。

筆者は前号の拙論で、『婦人新報』における錦織の執筆を検討し、錦織の活動の主に初期にあたる執筆から、錦織のキリスト教信仰と女性運動の活動の原点を明らかにした。本稿ではその続編として、錦織の執筆活動の主に中期にあたる『基督教世界』での執筆を中心に錦織の信仰観と女性観の一端を検討しつつ、宗教文芸家としての錦織が、1930年代後半以降、戦時体制の中で次第に銃後の婦人としての自覚を持つに至る過程を明らかにした。

キーワード：錦織久良、『基督教世界』、日本組合基督教会、銃後の婦人

非正規滞在外国人の入管問題とキリスト教福祉実践 I

一 収容問題に焦点をあてて

井上貴詞

難民認定申請中でも出身国に強制帰国を可能とする出入国管理及び難民認定法が2023年6月に国会で可決された。なぜ、日本では助けを求める難民（非正規滞在外国人）を排除しようとするのか。なぜ、人権擁護を職業倫理とするソーシャルワーカーの職能団体はこの問題に沈黙しているのか。なぜ、寄留者へのあわれみを示す聖書の教えに従うキリスト教会はこの問題に関心が低いのか。本論は、入管制度の法と現状、ソーシャルワークのグローバル定義と国家資格の問題、排除を正当化する哲学と天皇制の問題、キリスト教福祉を实践するための神学的課題を取り上げ、多面的に考察した。

結論として、①共生社会という建前と排除の本音を巧みに使い分ける国家の欺瞞性、②国家資格化され自己防衛的姿勢を持つソーシャルワーカー団体の課題、③聖書に明確に示されながらも、関心が低いキリスト教会の神学的課題が整理された。

キーワード：難民(非正規滞在外国人)、日本の入国管理制度、ソーシャルワーク実践、キリスト教の課題

スーパーグローバル大学の英語学士課程における日本語教育の現状

柳沢美和子

本稿は、スーパーグローバル大学（SGU）の英語学士課程で提供されている日本語教育プログラムを、先行研究（柳沢 2021）で提示した類型化により 6 つの範疇に分類、ゴールと達成度についての聞き取り調査と併せて考察した。

柳沢（2021）で提示した類型化は以下のようになる。

1. 語学科目としての日本語が設置されていない。
2. 原則履修しなくてよい。
3. 選択科目もしくは外国語の 1 つとして選択。
4. 必修科目である。
5. 高年次のバイリンガル / 日英二言語教育の一環（必修）。
6. 高年次の日本語を教授言語とするプログラムの一環（必修）。

2021 年 7 月の時点で、SGU37 大学のうち 26 大学に 51 の英語学士課程が確認され、日本語は約 3 割のプログラムで選択、ほぼ 6 割で必修となっていた。必修が最多であり、そのうち 7 割が学習者の自立が可能な中級以上まで進むという実態は、日本で学び、生活し、就職するという日本での現実に即した対応であり、聞き取り調査でも、日常生活・就職に関するゴールが全体のほぼ半数を占めていた。

ゴールの達成度については、回答の 9 割以上がほぼ達成できているとした一方、改善の余地がある一番の理由として、就職に必要な学習時間の不足が挙げられた。

グローバル 30（2009）の採択期間中に開設された初期の英語学士課程では、理系を含めほとんどが日本語を必修とし、現在も必修が 6 割と最多である一方、今回の調査では選択もほぼ 3 割を占め、選択という枠組みを活かしたカリキュラムも増加していることが確認された。このように選択、また意図的にゴールを定めていないプログラムもそれぞれ全体の 3 割近くに上っていることは、英語学士課程における日本語教育が移行期にあること、即ちより多様な日本語力の学生を受け入れ、また卒業後の進路も、一律に日本での就職を目指すよりも、進路選択の幅を広げる方向に進んでいると思われる。

キーワード：高等教育の国際化、日本語教育、英語学士課程、スーパーグローバル大学、類型化

古代イスラエル人はどのように時間を認識していたのか？

—言語研究に基づく理論的考察

佐藤 潤

本稿の主な目的は、聖書ヘブライ語研究において、古代の世界観や時間認識研究の必要性を提言することである。過去数世紀にわたり、聖書ヘブライ語動詞が時制（テンス）を指し示しているのか、それとも文法的アスペクトを指し示しているのかという議論が続いてきた。しかし、過去の議論において、古代イスラエルにおける人々の世界観、とりわけ古代の時間認識についての考察が加味されてきたことは稀である。そこで本稿は、言語学における言語的相対論（いわゆるウォーフ仮説）や古代イスラエルの時間認識が絶対的・客観的時間ベースではなく、事象（出来事）ベースであったことを提唱した歴史家サシャ・スターンの研究に基づいて、過去の古代ヘブライ語動詞研究を再評価する。結論として、多くの聖書ヘブライ動詞研究において、近現代的な時間認識が、無意識あるいは無批判に前提とされていることを本稿は明らかにする。

キーワード：聖書ヘブライ語、動詞研究、時間、認知、言語的相対論、ウォーフ仮説

[Abstract in English]

Nishigori in *Kirisutokyo Sekai* :
From a Religious Writer to an Activist on the Home Front

Mieko Iwata

Kura Nishigori (1889–1949) was a Christian writer and women's activist. She first encountered Christianity through a friend while at Nagaoka Women's Normal School and later studied at Kyoritsu Women's Theological Seminary with the intention of becoming an evangelist. While a student at Nagaoka Women's Normal School, Nishigori wrote tanka poems and articles on women's issues, such as the abolition of prostitution for *Kirisutokyo Sekai* and *Fujin Shimpo*, the journal of The Japan Christian Women's Organization. In her 40s, she became the chairperson of the Political and Legal Affairs Department of The Federation of Women's Societies of Western Japan, which is said to have had over 3 million members, and served as the chairperson at its annual conference for over 10 years. Nishigori's activities as a Christian writer and women's activist took place in the 1930s, a time of heightened militarism.

In my previous article, I examined Nishigori's writings in *Fujin Shimpo* and clarified the origin of her Christian faith and women's movement activities, based mainly on her early writings. As a sequel, this paper examines aspects of her views on faith and women, focusing on her writings in *Kirisutokyo Sekai*, which were mainly written in the mid-1930s, and clarifies how she, as a religious writer, gradually took on the role of an activist on the home front during the war.

Key Words: Kura Nishigori, *Kirisutokyo Sekai*, The Japan Congregational Church, an Activist on the Home Front

Immigration Issues Concerning Undocumented Foreigners and Christian Social Work Practices I

Takashi Inoue

In June 2023, the Japanese Diet passed the Immigration Control and Refugee Recognition Act, enabling the forced repatriation of individuals to their home countries even during their asylum application process.

This paper explores why Japan attempts to exclude refugees (undocumented foreigners) seeking aid; why social worker organizations, committed to upholding human rights, remain silent on this matter; and why the Christian Church, guided by biblical teachings of compassion towards sojourners, shows such limited concern about this issue. The paper comprehensively examines the legal framework and current state of the immigration system; the global definition of social work and issues with national certification; the philosophical rationalizations for exclusion and the Emperor System; and theological challenges faced in practicing Christian social work.

The conclusion delineates: (1) the state's duplicity in skillfully navigating between the facade of a symbiotic society and the underlying intent of exclusion; (2) the challenges faced by nationally accredited social worker organizations adopting defensive postures; and (3) theological challenges in the Christian Church, which, despite clear biblical directives, remains largely apathetic.

Key Words: Refugees (Undocumented Foreigners), Japanese Immigration Control System, Social Work Practice, Christian Issues

Japanese Language Education in English-based Undergraduate Programs at Top Global Universities

Miwako Yanagisawa

This paper examined Japanese language curricula in English-based undergraduate programs, focusing on thirty-seven Top Global Universities. These universities were selected for the “Top Global University Project” (2014), which includes some pioneer schools from the previous “Global 30” Project (2009).

The author categorized the Japanese language curricula offered in July 2021 into six categories such as no requirements, electives, and different types of requirements, and then analyzed interview data with faculty on the goals and achievements of programs.

According to the categorization, Japanese language education is a part of graduation requirements in 60% of the programs, while 30% offer it among their electives. In 70% of the required courses, students learn Japanese up to the intermediate level, at which point the students are able to learn the language on their own. The result reflects the programs’ efforts to respond to students’ practical needs, i.e., adjusting to everyday life and being prepared for future employment in Japan, which are referred to in half of the goals.

90% of respondents reported that their goals were mostly/somewhat achieved, but also informed that more teaching hours are necessary for students to acquire enough proficiency to find employment in Japan.

Following the pioneer programs which were inaugurated under Global 30, most programs still require Japanese, which, however, has been changing with a rising number of programs which offer it among their electives and also intentionally do not establish specific goals. This paper concludes that Japanese language education in the English-based degree programs in Japan is in transition from unanimously preparing students for future employment to accommodating those with various needs and levels of proficiency.

Key Words: Internationalization of Higher Education, Japanese Language Education, English-based Undergraduate Program, Top Global Universities, Categorization

How Did Ancient Israelites Perceive Time?: A Theoretical Proposal from Language Study

Jun Sato

This paper aims at providing another perspective on a long-standing scholarly issue in Biblical Hebrew grammar, the issue of so-called “Tense or Aspect.” In the past few centuries, the question of whether the main function of the Biblical Hebrew verb is to express tense or aspect continues to attract scholarly attention. Calling attention to recent scholarly discussion on the concept of time in ancient and modern eras, this paper will attempt to establish a theoretical ground for the aspect theory. Based on Sacha Stern’s theory that the cognition of ancient Israelites was event-based, differing from the time-based cognition that modern people suppose, the concepts of time in various theories of the BH verb will be assessed. Especially, the works of H. F. W. Gesenius, G. H. A. Ewald, Hans Bauer, G. R. Driver, S. R. Driver, E. J. Revel, Jan Joosten, and John A. Cook will be discussed. Through the discussion, it is hoped that a better understanding on how ancient Israelites perceived time will be presented.

Key Words: Biblical Hebrew, Verbs, Time, Cognition, Linguistic Relativity,
The Whorfian Hypothesis

2022 年度 大学院神学研究科神学専攻博士前期課程 修士論文一覧

氏 名	タイトル
神学研究者・教育者コース	
吉永輝次	ドナルド・A・マクギャヴランの「教会成長論」の検証と再評価
研究教育コース	
岸 ゆたか	PK の信仰継承に関する量的・質的研究
福島慎太郎	D. ボンヘッファー後期神学における救済論思想について —万人救済論の克服とルター神学の発展としての救済論—
教会教職者コース	
廣川 望	日本の教会教職者のバーンアウトに関する質的研究 ～当事者のニーズを基に支援を考える～
教会教職コース	
榎原善道	現代における日曜日の礼拝のあるべき姿 ハイデルベルク信仰問答問 103 における「キリスト教的施し」 を中心にして
申 民和	申命記 6 章 5 節についての一考察
渡邊まなか	ヨハネ福音書における「真理」 —〈イエス殺し〉という「偽り」に注目して
元 由美	砕かれた霊とは —詩篇 51 篇 17 節の理解を目指して—
梁サムエル	植村正久の説教に関する研究

『キリストと世界』第35号 寄稿募集要項

発行予定年月

2025年3月

募集論文など

①学術論文、②研究ノート、③調査報告、④外国語学術文献の翻訳、⑤学術書籍の書評（福音主義神学の発展に貢献する建設的で批判的な内容で、原則、掲載号発行前5年以内に出版された学術書が対象）、⑥その他、委員会が必要と認めた原稿。いずれも未出版で、剽窃や盗用の疑いのないもの、二重投稿および不適切なオーサーシップに当たらないものに限ります（二重投稿・オーサーシップの詳細は本学の「研究論文投稿とオーサーシップに関するガイドライン」を参照）。

学術論文

先行研究を踏まえて、当該分野において独創性・信頼性・有用性があり、論証がなされているもの。

研究ノート 論証はなされていないが、学術研究の課題や論文に発展する可能性のある独自性をもつ発想、人物紹介、問題提起等。

調査報告

- a. 当該分野において速報性が重要である報告等
- b. 新資料・重要資料等の紹介・解説
- c. 学術動向等の紹介・論評

論文等の分量

- ・前項①-③は24,000字（英文10,000 words）以内
 - ・⑤は4,000字（英文800-1,600 words）程度
- （いずれも図表・写真・注・文献を含む）

紀要の体裁等

- ・横書き、脚注とし、日本語を基本としますが、英語の執筆も可能です。
- ・縦書きや逆横書きを必要とする場合には、改行して記述し、図表の形式で記載するなどの工夫をしてください（縦書きに横書きを掲載する場合と同様）。
- ・英文原稿の場合は著者の責任においてネイティブチェックを行った原稿を提出してください。
- ・執筆の際の書式は、寄稿受諾後にお送りする『『キリストと世界』書式ガイド』を参照してください。

執筆者の範囲

- ・ 本学専任教員
- ・ 本学非常勤教員
- ・ 本学博士後期課程在籍者
- ・ 前項までの研究者が行う研究課題の共同研究者
- ・ 本学専任教員を定年退職した者
- ・ 委員会が執筆を依頼した者

寄稿申込期限

- ・ 寄稿希望者は 2024 年 5 月 7 日（火）までに寄稿申込書を提出してください（期限厳守）。

あて先：東京基督教大学紀要編集委員会事務局（fcc@tci.ac.jp）

記載事項：執筆者の氏名・ふりがな・所属・職名、論文等の種類、題名（仮題）、内容（200 字程度で）、字数、使用言語

- ・ 寄稿申込者には、委員会で審査のうえ、5 月末日までに寄稿受否の通知をします。寄稿受け入れの通知は掲載を保障するものではありません。
- ・ ⑤ 学術書籍の書評は、随時募集を行っています。掲載承認後に刊行する号に掲載します。

原稿提出期限

執筆者は **2024 年 8 月末日**までに完全原稿を提出してください（期限厳守）。

提出方法

- ・ E メールなどによる電子送稿とします。
- ・ 古代語等、特殊な書体、数式、図表等を使用する場合は、文字化け等ないことを確認した PDF を添付してください。

査読

- ・ 募集論文のうち、① 学術論文、② 研究ノートは委員会が委嘱した査読者により審査し、その結果に基づいて、A 掲載、B 修正後に掲載、C 不掲載、のいずれかを委員会で決定します。
- ・ ③ 調査報告、④ 外国語学術文献の翻訳、⑤ 学術書籍の書評、は委員会が掲載・不掲載の判断を行います。

紀要の編集権

- ・ 紀要の編集権は委員会にあります。
- ・ 編集著作物の著作権も委員会に属します。

- ・せっかく提出された論文等であっても、編集の都合上掲載できない場合があります。

著作権等

- ・原稿料、印税等はお支払いできません。
- ・個々の論文等の著作権は執筆者に属しますが、紀要の著作権は委員会に属します。
- ・本紀要は、刊行後、本学ウェブサイトにて公開します。
- ・個々の論文の内容に関する責任は執筆者にあります。

東京基督教大学 紀要編集委員会

Tel 0476-46-1131 / Fax 0476-46-1405 E-mail : fcc@tci.ac.jp

Call for Contributions to the 35th Issue of *Christ and the World*

Scheduled Publication Date

March 2025

Call for Academic and Other Papers

Christ and the World welcomes submissions of (1) academic papers, (2) research notes, (3) research reports, (4) translations of foreign-language academic literature, (5) reviews of academic books (constructive and critical reviews that contribute to the development of evangelical theology; in principle, reviews should be of books published no more than five years before publication of the issue in which they appear, and less than 1,600 words), and (6) Other manuscripts deemed appropriate by the editorial committee.

- The manuscript must be unpublished, free of plagiarism, not submitted elsewhere, and of appropriate authorship (for details on double submission and authorship, refer to TCU's "Guidelines for Research Paper Submission and Authorship").
- "Academic papers" are papers that, while building upon previous research, are original, reliable, useful, and well-argued.
- "Research notes" are the introduction of ideas, people, issues, etc., that have potential to be developed into a topic or paper of academic research, though they are not demonstrated in the submission.
- "Research reports" are
 - a. Reports, etc., for which rapid dissemination in the field is important.
 - b. Introduction and explanation of new and important materials, etc.
 - c. Introduction and commentary on academic trends, etc.

Length of Papers

Including figures, tables, photographs, notes, and references:

- (1)-(3) should be less than 10,000 words
- (5)-(6) should be 800 to 1,600 words

Style, etc.

- *Christ and the World* publishes mainly Japanese papers, but English submissions are also welcome. It is the author's responsibility to have the manuscript proofread by a native speaker of English before submission.
- For stylistic and other guidelines, refer to the "Guidelines for Submitting Papers to *Christ and the World*," which will be sent after the submission has been accepted for publication.

Eligible Authors

- (1) Full-time faculty members of TCU
- (2) Adjunct faculty members of TCU
- (3) PhD candidates at TCU
- (4) Researchers collaborating with contributors from among (1)–(3), above
- (5) Retired faculty members of TCU
- (6) Those invited to submit by *Christ and the World's* editorial committee

Submission Application Deadline

Submit the submission application form by Tuesday, May 7, 2024 (deadline to be strictly observed).

1. Send your submission application form to: Tokyo Christian University, *Christ and the World* Editorial Committee.
2. Provide the following information: name, furigana, affiliation, position, type of paper, title (tentative), content (around 100 words), number of words, and language used.

Applicants will be notified of the acceptance or rejection of their submission application by the end of May, after review by the editorial committee. Acceptance of a submission application does not guarantee publication of the manuscript.

Manuscript Submission Deadline

- Submit a complete manuscript in accordance with the submission guidelines by the end of August 2024 (deadline to be strictly

observed).

How to Submit

- Send the manuscript by email to fcc@tci.ac.jp
- When using special typefaces such as ancient languages, mathematical formulas, charts, etc., attach a PDF file that has been checked for garbled characters.

Submission and Peer Review

- (1) Academic papers and (2) research notes will be reviewed by peer reviewers appointed by the editorial committee. Based on these results, the committee will decide whether the paper should be published, not published, or published after revision.
- The editorial committee will determine whether or not to publish (3) Research notes, (4) translations of foreign-language academic literature, and (5) reviews of academic books.

Editorial Rights of *Christ and the World*

- The editorial rights of *Christ and the World* are held by the editorial committee.
- The copyright of edited works also belongs to the editorial committee.
- The editorial committee retains the right not to publish a paper due to editorial reasons even though after it has already been submitted.

Copyrights, etc.

- There are no payments for manuscripts or royalties.
- The copyright of each paper belongs to the author of that paper, but the copyright of *Christ and the World* belongs to the editorial committee.
- *Christ and the World* will be made publicly available on the university website after publication.
- The responsibility for the content of each paper rests with the author(s).

Tokyo Christian University, *Christ and the World* Editorial Committee

Tel: 0476-46-1131 Fax: 0476-46-1405 E-mail: fcc@tci.ac.jp

編集後記

ウクライナとロシア間の戦闘に停戦の動きさえ見えない世界情勢の中で、今年は国内でも胸を痛める正月になってしまった。能登半島地震が北陸地方を襲った。漆器の鑑賞が好きで何度か訪れたことのある輪島の街が炎に包まれていくテレビの映像に体を硬直させて固唾を呑んだ。「お兄さん、漆器が好きなんだね。そしたら、殿さま用の特別な碗を見せてあげるわ」と言って、美しい器を奥から出して見せてくれた漆器屋のおばさん、無事だったろうか。この世には、至るところに破れ口ができる。自然災害の破れ口、人災の破れ口、人間関係の破れ口、暴力の破れ口、貧困の破れ口、搾取の破れ口、差別の破れ口、孤独と疎外の破れ口、理不尽に裁かれる破れ口。私たちはそこへ立って、いったい何ができるというのか。主の働きがなければ、私たちの働きは虚しい。「主が家を建てるのでなければ、建てる者の働きはむなし。主が町を守るのでなければ、守る者の見張りはむなし」（詩篇 127：1）。そこに主がおられるのでなければ、破れ口は逆に私たちを呑み込んでしまうだろう。それゆえ、「この町の名は、その日から『主はそこにおられる』となる」ことの成就が何よりも求められる（エゼキエル 48：35）。私たちの主イエスは十字架に磔にされて、これらすべての破れ口を担ってくださったと言えないだろうか。十字架を背負われた主イエスがそこにいてくださらなければ、私たちの働きは人々の妨げでしかあるまい。マラナタ、「主イエスよ、来てください」（黙示録 22：20）。今はまだ目に見えない形であるものの、聖霊を通して私たちのうちに主イエスがいてくださる。そう信じて、恐れずに、主の僕として破れ口に向かって行こうではないか。無力な者として破れ口に立ってみようではないか。私たちが立たなければ、主イエスがそこにいてくださることにしないのだから……。研究の領域でも、まったく同じことが言えそうである。

あれやこれや思案するうちに、『キリストと世界』第 34 号の編集作業が終わろうとしている。今回は、論文 3 本（井上氏、岩田氏、柳沢氏）、英語の研究ノート 1 本（佐藤氏）、書評 1 本（須藤）を掲載する。それぞれの論考は、各々専門領域の中で問題を発見し、キリスト教の視点から解決を図ろうとした痕跡でもある。この意味で、それは破れ口に主イエスに立っていただくための学的作業であるとも言えよう。十分にそれを現実化するためには、諦めることなく、労を惜しまず、問題の本質を見抜こうとする努力とキリストにあるダイナミックな解決を模索する生みの苦しみが求められるだろう。編集委員会を代表して、執筆された諸氏の労をねぎらうと共に、査読を快く引き受けてくださった諸氏と紀要編集に携わってくださったすべての方々に感謝を申し上げたい。最後に、長年に渡って紀要編集を主導して下さり今年度で退職される職員の高橋伸幸さんに「ご苦労様でした」と感謝の言葉を申し添えたい。

紀要編集委員長 須藤英幸

【執筆者紹介】

岩田三枝子 (イワタ・ミエコ)

東京基督教大学神学部卒業、東京基督神学校、カルヴァン神学校 (Th.M.)、キリスト教高等研究所 (M.W.S.)、東京基督教大学大学院神学研究科博士後期課程修了。神学博士。現在、東京基督教大学教授。日本基督教学会、キリスト教史学会、賀川豊彦学会 (理事)。著書に『評伝 賀川ハル — 賀川豊彦とともに、人々とともに』(不二出版)がある。

井上貴詞 (イノウエ・タカシ)

日本福祉大学卒業。共立研修センター、ルーテル学院大学大学院博士前期課程修了。社会福祉学修士。東京基督教大学教授。日本社会福祉学会、日本ケアマネジメント学会、日本キリスト教社会福祉学会、日本実践神学会。

柳沢美和子 (ヤナギサワ・ミワコ)

早稲田大学大学院文学研究科 (英語学修士)、米国ジョージタウン大学大学院 (応用言語学修士)、ハワイ大学大学院東アジア言語学科日本語専攻博士 (Ph.D.)。東京基督教大学准教授。異文化間教育学会、日本国際教育学会、留学生教育学会。

佐藤 潤 (サトウ・ジュン)

立教大学、東京基督教大学卒業、同大学大学院神学研究科博士前期課程 (M.A. 神学)、ゴードン・コンウェル神学校修士課程 (M.A. 宗教)、トロント大学神学大学院博士課程 (Ph.D. 旧約聖書学) 修了。学術博士。現在、守谷バプテスト教会牧師、東京基督教大学非常勤講師、守谷市社会教育委員。Society of Biblical Literature、日本聖書学研究所、日本オリエント学会、日本福音主義神学会 (理事) 所属。

須藤英幸 (スドウ・ヒデユキ)

フラー神学大学院神学研究科修士課程 (M.A. 神学)、京都大学大学院文学研究科修士・博士課程 (キリスト教学)。京都大学博士 (文学)。大東文化大学非常勤講師、同志社大学嘱託講師などを経て、現在、東京基督教大学准教授。共立基督教研究所所長。著書に、『「記号」と「言語」— アウグスティヌスの聖書解釈学』(京都大学学術出版会)他がある。

2023年度 紀要編集委員会

編集長 須藤英幸
編集委員 岩田三枝子
ランドル ショート
徐 有珍
森田哲也
(五十音順)
編集事務 高橋伸幸
編集協力 千葉和子

本誌のPDFデータは東京基督教大学機関リポジトリ (<https://tcu.repo.nii.ac.jp>)
及び本学ウェブサイト (<https://www.tci.ac.jp/info/overview/kiyo.html>) に掲載
しています。

キリストと世界 東京基督教大学紀要 第34号

2024年3月20日発行

発行 東京基督教大学教授会
東京基督教大学
〒270-1347 千葉県印西市内野3-301-5-1
TEL:0476-46-1131 FAX:0476-46-1405
<https://www.tci.ac.jp> E-mail: fcc@tci.ac.jp
組版 プリントバンク 坂部紀恵子
〒116-0002 東京都荒川区荒川5-1-1-1003
TEL:03-5850-5337 FAX:03-5850-5338

(発行者の許可なくして無断転載を禁ず)

ISSN:0916-9881

Christ and the World is published annually in March.
Published for the Faculty of Tokyo Christian University
301-5-1 Uchino 3-Chome, Inzai City, Chiba-ken 270-1347 JAPAN